

アメリカンホーム医療・損害保険株式会社

AH204-275 2023.04
Ref.363437 03-23 0.5M (D)

2023.4改

引受基準緩和型特約付帯の
新・医療総合保険
普通保険約款・特約集



アメリカンホーム保険
Member of AIG

やっかん 約款内容の一部変更のお知らせ

このたびは^{やっかん}保険約款の改定を行いましたので、改定内容を以下のとおりご案内いたします（一部のお客さまには既にご案内している内容もございます）。

今回の改定に関し、お客さまからお手続きいただくことはございません。また、保険料の変更もございません。ご加入の補償内容については、保険証券・継続証等をご確認ください。

本改定についてご理解賜りますとともに、引き続きご愛顧を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

<改定内容>

民法の改正に合わせ、一部の取り扱いを変更しました。

2020年4月1日の民法（明治29年法律第89号）の改正・施行で、錯誤の効果が変更（「無効」→「取消し」）されたことを受け、補償対象者の年齢や性別が引受対象の範囲外となる際の取り扱いを変更いたしました。

改定対象	説明	改定前	改定後
・普通 ^{やっかん} 保険約款 ・引受基準緩和型女性ガン入院保険金支払特約 ・引受基準緩和型女性ガン入院治療一時金支払特約 ・積立特約（無配当型）	保険期間の開始日における補償対象者のご年齢や性別に誤りがあり、実際のご年齢や性別が引受対象の範囲外であった場合の取り扱いを変更する。	保険契約または特約は 無効 （保険料は返還）	保険契約または特約は 取消し （保険料は返還※） ※ただし、保険契約者等の詐欺または強迫による取消しの場合は返還しない

用語の明確化を行いました。

<用語の明確化の例>

ガンに関わる特約の補償において、お支払い対象となるガン（悪性新生物・上皮内新生物）の定義に、病期が0期の上皮内癌、非浸潤癌、大腸粘膜内癌等は悪性新生物に含まれず、上皮内新生物として取り扱うことを明確化しました。

（改定対象：引受基準緩和型ガン入院保険金支払特約、引受基準緩和型ガン手術保険金支払特約、引受基準緩和型ガン通院療養保険金支払特約、引受基準緩和型ガン退院療養一時金支払特約、引受基準緩和型ガン入院治療一時金支払特約、引受基準緩和型女性ガン入院保険金支払特約、引受基準緩和型女性ガン入院治療一時金支払特約）

反社会的勢力への対応として新たな条項を追加しました。（※）

（※）以下のご案内は、2014年9月30日以前にご契約を締結された終身型契約にご加入のお客さまへ向けたものです。2014年10月1日以降にご契約を締結されている場合、または継続を迎えられている場合は、本変更後の内容にてご契約いただいております。既に^{やっかん}変更に対応した保険約款をお送りしております。

公序良俗を守り、業務の適切性及び健全性を確保することで他のお客さまをお守りするため、反社会的勢力との関係を遮断するための取組みの一環として、契約締結後に相手方が反社会的勢力であることが判明した場合に、契約を解除できることなどを定めた契約条項を追加しました。

（改定対象：普通^{やっかん}保険約款）

上記の他、ご契約内容に実質の影響が生じない軽微な変更や誤記修正も行いました。

ご不明点がございましたら、保険証券または継続証等に記載のお問い合わせ先までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

以上

このようなときは、下記にある各条のページをお読みください。

特約・特則がセットされている場合は、特約・特則部分もあわせてお読みください。ご不明な点につきましては、アメリカンホーム保険会社・代理店にご相談ください。

この保険を契約するとき	第 1 章	用語の定義条項 第1条 (用語・記号の意味は?)	P.6
	第 4 章	通信販売に関する特則 第46条 (継続契約における保険料の取扱いは?)	P.12
ケガ・病気をこうむったとき	第 2 章	補償条項 第2条 (保険金を支払うときは?) 第3条 (保険金が支払われないときは?)	P.7
	第 3 章	基本条項 第26条 (保険金を請求するには?) ~ 第28条 (時効の適用は?)	P.9~
保険契約の内容を変更するとき	第 3 章	基本条項 第5条 (保険料の払込方法は?) 第6条 (保険料の払込方法を変更するときは?) 第18条 (第2回以後の保険料の払込猶予と保険契約の解除とは?) ~ 第20条 (契約の内容を変更するには?) 第25条 (保険料の変更の方法は?)	P.7~
告知事項に変更や誤りがあるとき	第 3 章	基本条項 第8条 (契約年齢・性別が誤っていたときは?) 第10条 (住所を変更したときは?) 第21条 (告知義務等の場合の保険料の返還・請求)	P.7~
保険契約が無効・失効・解除・取消となったとき	第 3 章	基本条項 第11条 (契約が無効となるのは?) ~ 第17条 (解除の効力とは?) 第22条 (無効・失効の場合の保険料の返還) ~ 第24条 (解除の場合の保険料の返還)	P.7~
	第 4 章	通信販売に関する特則 第40条 (保険料不払により保険金を支払わない場合は?)	P.11
申込時の年齢に誤りがあるとき	第 3 章	基本条項 第7条 (契約年齢の計算方法は?) 第8条 (契約年齢・性別が誤っていたときは?)	P.7
保険契約者や指定代理人を変更するとき	第 3 章	基本条項 第29条 (保険金請求代理人の指定または変更するには?) ~ 第34条 (保険金受取人により保険契約を存続するには?)	P.10~
アメリカンホーム保険会社に対し、訴訟を提起するとき	第 3 章	基本条項 第35条 (訴訟を提起するには?) 第36条 (準拠法は?)	P.11

◎補償内容のお問い合わせ、ご住所の変更など各種手続きの際には、弊社「ご契約者様サービスセンター」までご連絡ください。

ご契約者様サービスセンター 平日9:00 ~ 17:00(土・日・祝日を除く)のご連絡…… ☎**0120-861-861**

◎保険金請求の際には、弊社「保険金請求受付センター」までご連絡ください。

保険金請求受付センター 24時間年中無休 …………… ☎**0120-50-8955**

普通保険約款・特約の構成

新・医療総合保険普通保険約款

第 1 章	用語の定義条項 第1条 (用語・記号の意味は?)	P.6
第 2 章	補償条項 第2条 (保険金を支払うときは?) 第3条 (保険金が支払われないときは?)	P.7
第 3 章	基本条項 第4条 (保険の始めと終りは?) 第5条 (保険料の払込方法は?) 第6条 (保険料の払込方法を変更するときは?) 第7条 (契約年齢の計算方法は?) 第8条 (契約年齢・性別が誤っていたときは?) 第9条 (契約の締結時に必ずすべきことは?—告知義務) 第10条 (住所を変更したときは?) 第11条 (契約が無効となるのは?) 第12条 (契約が失効となるのは?) 第13条 (契約が取消しとなるのは?) 第14条 (保険契約者から契約を解除するには?) 第15条 (保険会社から契約を解除するときは?) 第16条 (補償対象者から契約を解除するには?) 第17条 (解除の効力とは?) 第18条 (第2回以後の保険料の払込猶予と保険契約の解除とは?) 第19条 (契約が復活できるのは?) 第20条 (契約の内容を変更するには?) 第21条 (告知義務等の場合の保険料の返還・請求) 第22条 (無効・失効の場合の保険料の返還) 第23条 (取消しの場合の保険料の返還) 第24条 (解除の場合の保険料の返還) 第25条 (保険料の変更の方法は?) 第26条 (保険金を請求するには?) 第27条 (保険金の支払時期は?) 第28条 (時効の適用は?) 第29条 (保険金請求代理人の指定または変更をするには?) 第30条 (保険契約者の変更をするには?) 第31条 (保険契約者が複数の場合の取扱いは?) 第32条 (補償対象者が複数の場合は?) 第33条 (法令等が改正された場合は?) 第34条 (保険金受取人により保険契約を存続するには?) 第35条 (訴訟を提起するには?) 第36条 (準拠法は?)	P.7~
第 4 章	通信販売に関する特則 第37条 (通信販売に関する特則が適用されるのは?) 第38条 (保険契約の申込み) 第39条 (通信販売の保険料の払込方法は?) 第40条 (保険料不払により保険金を支払わない場合は?) 第41条 (保険料不払により保険契約が解除されるのは?) 第42条 (保険契約の継続の方法は?) 第43条 (継続契約の保険料不払により保険金を支払わない場合は?) 第44条 (保険料不払の場合の継続契約は?) 第45条 (継続契約に適用される特則・特約は?) 第46条 (継続契約における保険料の取扱いは?)	P.11~

主として補償に関する特約

1. 引受基準緩和型ガン入院保険金支払特約	P.17	6. 引受基準緩和型女性ガン入院保険金支払特約	P.36
2. 引受基準緩和型ガン手術保険金支払特約	P.20	7. 引受基準緩和型女性ガン入院治療一時金支払特約	P.40
3. 引受基準緩和型ガン通院療養保険金支払特約	P.24	8. 個人賠償責任補償特約	P.44
4. 引受基準緩和型ガン退院療養一時金支払特約	P.28	9. 積立特約（無配当型）	P.48
5. 引受基準緩和型ガン入院治療一時金支払特約	P.32	10. 傷害死亡保険金支払特約	P.50

その他の特約

11. 訴訟の提起に関する特約	P.53	18. 保険金請求に関する特約 保険金請求に関する特約 (補償対象者のみ用)	P.55
12. 死亡保険金受取人に関する特約	P.53	19. 「保険期間の異なる特約」の自動継続特約	P.55
13. 保険料の口座振替に関する特約	P.53	20. 共同保険に関する特約	P.55
14. 包括契約特約(毎月・毎月) 包括契約に関する特約 (毎月報告・毎月精算用)	P.54	21. 保険料クレジットカード払特約	P.56
15. 包括契約特約(毎月・一括) 包括契約に関する特約 (毎月報告・一括精算用)	P.54	22. 初度契約の保険金支払いに関する特約 初度契約の保険金支払いに関する特約 (100%支払型)	P.56
16. 包括契約特約(一括・一括) 包括契約に関する特約 (一括報告・一括精算用)	P.54	23. 自動継続特約	P.57
17. 保険証券の発行に関する特約	P.55	24. 返還保険料の不精算に関する特約	P.57

※この契約に適用される特約は、保険証券の「特約・特約」欄に記載されています。保険証券の「特約」欄に略称で表示されている場合、その特約の正式名称は上記の通りです。ご確認ください。

上段：略称
下段：特約名称

新・医療総合保険普通保険約款

やっかん

第1章 用語の定義条項

第1条 (用語・記号の意味は?)

この約款において、次の用語・記号の意味は、それぞれ次のとおり取り決めます。

用語・記号	意味
アメリカンホーム保険会社	アメリカンホーム医療・損害保険株式会社をいいます。
医学上重要な関係	病名が異なっても、医学上特に関係のあるものをいい、例えば、高血圧症とそれに起因する心臓疾患あるいは腎臓疾患等の関係をいいます。
医療保険契約	新・医療総合保険普通保険約款等に基づく保険契約をいいます。
危険	身体障害の発生の可能性をいいます。
継続契約	医療保険契約の保険期間の終わる日(注)を保険期間の初日とする医療保険契約をいいます。 (注) その医療保険契約の保険期間が終わる日より前に解除されていた場合にはその解除日をいいます。
契約意思の表示	保険契約の申込みの意思の表示をいいます。
契約年齢	保険期間(注)の初日における補償対象者の年齢をいいます。 (注) 継続契約については、継続契約の保険期間をいいます。
ケガ	補償対象者が日本国内・国外において急激で偶然な外来の事故によってこうむったケガのうち事故の発生の日からその日を含めて180日以内に治療を開始したものをいい、このケガには体の外部から有毒ガス・有毒物質を偶然かつ一時に吸入・吸収・摂取した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、継続的に吸入・吸収・摂取した結果生ずる中毒症状、細菌性食中毒・ウイルス性食中毒は病氣とします。
公的医療保険制度	次の①～⑦のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。 ① 健康保険法(大正11年法律第70号) ② 国民健康保険法(昭和33年法律第192号) ③ 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号) ④ 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号) ⑤ 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号) ⑥ 船員保険法(昭和14年法律第73号) ⑦ 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、アメリカンホーム保険会社が告知を求めた保険契約申込書(注1)に書かれた事項をいいます。(注2) (注1) 承認請求書を含みます。 (注2) 他の保険契約等に関する事項を含みます。
債権者等	差押債権者・破産管財人・その他の保険契約者・アメリカンホーム保険会社以外の者で、保険契約の解除をすることができる者をいいます。

用語・記号	意味
指定代理人	保険契約者が、補償対象者の同意を得て指定する保険金請求代理人のことをいいます。
承認請求書	保険契約の復活を請求する書類・保険契約の条件の変更を請求する書類をいいます。
初度契約	継続契約以外の医療保険契約をいいます。
身体障害(ケガ・病氣)をこうむった時	① ケガについては、ケガの原因となった事故発生の時 ② 病氣については、補償対象者以外の医師の診断による発病の時
損害等	この約款・この保険契約に付帯された特約の規定により、アメリカンホーム保険会社が保険金を支払うべき損害・損失・ケガ・病氣・入院等をいいます。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して保険金の支払い責任が同じである他の保険契約・共済契約をいいます。
治療	医師による治療・柔道整復師による施術をいいます。ただし、補償対象者が医師・柔道整復師である場合は、補償対象者以外の医師による治療・柔道整復師による施術をいいます。
発病	補償対象者以外の医師の診断による発病をいいます。
払込期日	保険証券に書かれている保険料の払込期日をいいます。
引受承諾書	引受けに関して承諾を記した書類をいいます。
病氣	補償対象者がこうむったケガ以外の身体障害をいいます。
保険期間	保険証券に書かれている保険期間(注)をいいます。 (注) 保険期間の途中で保険契約の条件の変更をする場合には、変更がなされた部分について、保険契約の条件の変更がなされた時以後の保険期間とします。
保険金	この保険契約に付帯された特約のそれぞれに規定する保険金をいいます。
保険金額	保険証券に書かれているこの保険契約に付帯された特約のそれぞれの保険金額をいいます。
保険事故	この保険契約に付帯された特約のそれぞれに保険事故として規定する事由をいいます。
保険証券	保険証券・保険証券に代わる書面(注)をいいます。 (注) これらに添付する書類を含みます。
保険料払込方法	保険証券に書かれている保険料払込方法をいいます。
補償対象者	保険証券に書かれている被保険者をいいます。
わざとまたはこれに準じた重大な不注意	故意または重大な過失をいい、通常的不注意等では説明し得ない行為(注)をいいます。 (注) あえて積極的な行為をしないこと(不作為)を含みます。
～	この記号の前・後に、範囲の始め・終りをそれぞれ示します。例えば「①～③」とあるのは「①から③まで」のことをいいます。

第2章 補償条項

第2条 (保険金を支払うときは?)

アメリカンホーム保険会社は、この約款・この保険契約に付帯された特約に従い、保険金を支払います。

第3条 (保険金が支払われないときは?)

アメリカンホーム保険会社が保険金を支払わない場合は、この保険契約に付帯された特約の規定によります。

第3章 基本条項

第4条 (保険の始めと終りは?)

(1) アメリカンホーム保険会社が保険金を支払う責任は、保険期間の初日の午後4時(注)に始まり、保険証券に保険期間の末日が書かれている場合は、末日の午後4時に終わります。

(注) 保険証券にこれと異なる時刻が書かれている場合はその時刻をいいます。

(2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

第5条 (保険料の払込方法は?)

保険契約者は、この保険契約の締結と同時に第1回保険料を払い込み、第2回以後の保険料については、払込期日までに払い込まなければなりません。

第6条 (保険料の払込方法を変更するときは?)

保険契約者は、アメリカンホーム保険会社が承認した場合に限り、保険料払込方法を変更することができます。

第7条 (契約年齢の計算方法は?)

この保険契約の契約年齢は、保険期間の開始時における満年齢で計算します。

第8条 (契約年齢・性別が誤っていたときは?)

(1) 保険契約申込書・引受承諾書・保険証券に書かれている補償対象者の契約年齢に誤りがあった場合には、次の方法で処置します。

① 実際の契約年齢がアメリカンホーム保険会社の定める契約年齢の範囲外であった場合には、アメリカンホーム保険会社は、保険契約者に対する書面による通知をもってこの保険契約を取り消すことができるものとし、保険契約を取り消すときには、すでに払い込まれた保険料の全額を保険契約者に返還します。

② 実際の契約年齢がアメリカンホーム保険会社の定める契約年齢の範囲内であった場合には、初めから実際の契約年齢に基づいて保険契約を締結したものとみなし、すでに払い込まれた保険料が正しい契約年齢に基づいた保険料と異なるときは、その差額を返還・請求します。また、保険料払込方法が一時払以外の場合には、以後到来する払込期日の保険料を変更します。

(2) 保険契約申込書・引受承諾書・保険証券に書かれている補償対象者の性別に誤りがあった場合には、実際の性別に基づいて保険契約を締結したものとみなし、すでに払い込まれた保険料が正しい性別に基づいた保険料と異なるときは、その差額を返還・請求します。また、保険料払込方法が一時払以外の場合には、以後到来する払込期日の保険料を変更します。

第9条 (契約の締結時に必ずすべきことは?—告知義務)

(1) 保険契約者・補償対象者になる者は、保険契約締結(注)の際、告知事項について、アメリカンホーム保険会社に本当のことを正確に告げなければなりません。

(注) 保険契約の復活・保険契約の条件の変更を含みます。

(2) 保険契約締結(注1)の際、保険契約者・補償対象者がわざとまたはこれに準じた重大な不注意によって、告知事項について、アメリカンホーム保険会社に本当のことを告げなかった場合または本当でないことを告げた場合は、ア

メリカンホーム保険会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます(注2)。

(注1) 保険契約の復活・保険契約の条件の変更を含みます。
(注2) 保険契約の条件の変更の場合には、変更した部分に限ります。

(3) (2)の規定は、次の①~④のいずれかにあてはまる場合には適用しません。

① (2)に規定する告げなかった本当のことまたは告げた本当でないことがなくなった場合

② アメリカンホーム保険会社が保険契約締結(注1)の際、(2)に規定する告げなかった本当のこともしくは告げた本当でないことを知っていた場合または不注意によってこれを知らなかった場合(注2)

③ 保険契約者・補償対象者が、補償対象者が身体障害をこうむる前に、告知事項につき、書面をもって訂正をアメリカンホーム保険会社に申し出て、アメリカンホーム保険会社がこれを承認した場合。なお、アメリカンホーム保険会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事項が、保険契約締結(注1)の際にアメリカンホーム保険会社に告げられていたとしても、アメリカンホーム保険会社が保険契約を締結(注1)していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。

④ アメリカンホーム保険会社が(2)に規定する告げなかった本当のこともしくは告げた本当でないことを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結(注1)時から2年を経過した場合。ただし、保険期間の開始日から2年以内に、次のどちらかにあてはまる場合は、解除できるものとします(注3)。

ア. アメリカンホーム保険会社が保険金を支払う損害等が生じた場合。

イ. (2)に規定する告げなかった本当のこともしくは告げた本当でないことを原因としたケガ・病気の治療を受けた場合、またはその病気と医学上重要な関係のある病気の治療を受けた場合。

(注1) 保険契約の復活・保険契約の条件の変更を含みます。

(注2) アメリカンホーム保険会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、本当のことを告げることを妨げた場合または本当のことを告げないこともしくは本当でないことを告げることを勧めた場合を含みます。

(注3) 保険契約の条件の変更の場合には、変更した部分に限ります。

(4) 保険契約締結(注)の際、アメリカンホーム保険会社は、事実の調査を行い、また、補償対象者に対してアメリカンホーム保険会社の指定する医師の診断を求めることができます。

(注) 保険契約の復活・保険契約の条件の変更を含みます。

(5) (4)の規定による診断のために要した費用(注)は、アメリカンホーム保険会社が負担します。

(注) 収入の喪失を含みません。

第10条 (住所を変更したときは?)

保険契約者・補償対象者が保険証券に書かれている住所・通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、そのことをアメリカンホーム保険会社に通知しなければなりません。

第11条 (契約が無効となるのは?)

保険契約者が、保険金を不法に取得する目的・第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結した場合には、保険契約は無効とします。

第12条 (契約が失効となるのは?)

(1) 保険契約締結の後、補償対象者が死亡した場合には、保険契約は失効します。

(2) 補償対象者が死亡した場合は、保険契約者は、遅滞なく、そのことをアメリカンホーム保険会社に通知しなければ

りません。

- (3) (2) の場合において、アメリカンホーム保険会社が求めた場合は、保険契約者は、補償対象者の死亡診断書・死体検案書等の補償対象者が死亡したことを確認できる公的な書類を提出しなければなりません。

第13条 (契約が取消しとなるのは?)

保険契約者・補償対象者・保険金を受け取るべき者の詐欺・強迫によってアメリカンホーム保険会社が保険契約を締結した場合には、アメリカンホーム保険会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第14条 (保険契約者から契約を解除するには?)

保険契約者は、アメリカンホーム保険会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第15条 (保険会社から契約を解除するときは?)

- (1) アメリカンホーム保険会社は、次の①～⑥のいずれかにあてはまる事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- ① 保険契約者・補償対象者・保険金を受け取るべき者が、アメリカンホーム保険会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として保険事故を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
 - ② 補償対象者・保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③ 保険契約者が、次のア～オのいずれかにあてはまること。
ア. 反社会的勢力(注1)に該当すると認められること。
イ. 反社会的勢力(注1)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
ウ. 反社会的勢力(注1)を不当に利用していると認められること。
エ. 法人である場合において、反社会的勢力(注1)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
オ. その他反社会的勢力(注1)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
 - ④ 他の保険契約等との重複によって、補償対象者にかかる保険金額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
 - ⑤ ①～④のほか、保険契約者・補償対象者・保険金を受け取るべき者が、①～④のいずれかの事由がある場合と同程度にアメリカンホーム保険会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
 - ⑥ この保険契約にケガ・病気を補償する特約(注2)がなくなったこと。
(注1) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
(注2) ケガのみの補償の場合は除きます。
- (2) アメリカンホーム保険会社は、次のいずれかにあてはまる事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約(注)を解除することができます。
- ① 補償対象者が、(1)③ア～ウ・オのいずれかにあてはまること。
 - ② 補償対象者に生じた保険事故による損害等に対して支払う保険金を受け取るべき者が、(1)③ア～オのいずれかにあてはまること。
(注) その補償対象者にかかる部分に限ります。
- (3) (1)・(2)の規定による解除が保険事故による損害等(注1)の発生した後になされた場合であっても、第17条(解除の効力とは?)の規定にかかわらず、(1)①～⑤のいずれかの事由または(2)①・②の事由が生じた時から解

除がなされた時までには発生した保険事故による損害等(注1)に対しては、アメリカンホーム保険会社は、保険金(注2)を支払いません。この場合において、すでに保険金(注2)を支払っていたときは、アメリカンホーム保険会社は、その返還を請求することができます。

(注1) (2)の規定による解除がなされた場合には、その補償対象者に生じた保険事故による損害等をいいます。

(注2) (2)②の規定による解除がなされた場合には、保険金を受け取るべき者のうち、(1)③ア～オのいずれかにあてはまる者の受け取るべき金額に限ります。

第16条 (補償対象者から契約を解除するには?)

- (1) 補償対象者が保険契約者以外の方である場合において、次の①～⑥のいずれかにあてはまるときは、その補償対象者は、保険契約者に対しこの保険契約(注)を解除することを求めることができます。
- ① この保険契約(注)の補償対象者となることについての同意をしていなかった場合
 - ② 保険契約者・保険金を受け取るべき者に、第15条(保険会社から契約を解除するときは?)(1)①・②にあてはまる行為のどちらかがあった場合
 - ③ 保険契約者・保険金を受け取るべき者が、第15条(1)③ア～オのいずれかにあてはまる場合
 - ④ 第15条(1)④に規定する事由が生じた場合
 - ⑤ ②～④のほか、保険契約者・保険金を受け取るべき者が、②～④の場合と同程度に補償対象者のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約(注)の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
 - ⑥ 保険契約者と補償対象者との間の親族関係の終了その他の事由により、この保険契約(注)の補償対象者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合
(注) その補償対象者にかかる部分に限ります。
- (2) 保険契約者は、(1)①～⑥のいずれかの事由がある場合において補償対象者から(1)に規定する解除請求があったときは、アメリカンホーム保険会社に対する通知をもって、この保険契約(注)を解除しなければなりません。
(注) その補償対象者にかかる部分に限ります。
- (3) (1)①の事由のある場合は、その補償対象者は、アメリカンホーム保険会社に対する通知をもって、この保険契約(注)を解除することができます。ただし、健康保険証等、補償対象者であることを証する書類の提出があった場合に限り、(注)その補償対象者にかかる部分に限ります。
- (4) (3)の規定によりこの保険契約(注)が解除された場合は、アメリカンホーム保険会社は、遅滞なく、保険契約者に対し、そのことを書面により通知するものとします。
(注) その補償対象者にかかる部分に限ります。

第17条 (解除の効力とは?)

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第18条 (第2回以後の保険料の払込猶予と保険契約の解除とは?)

- (1) 第5条(保険料の払込方法は?)の規定にかかわらず、第2回以後の保険料の払込みについては、払込期日のある月の翌月末日までを猶予期間とします。
- (2) (1)の保険料が猶予期間内に払い込まれない場合は、アメリカンホーム保険会社は、保険契約を猶予期間の満了日の翌日から解除することができます。
- (3) (2)の規定による解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行い、解除の効力は、猶予期間の満了日の翌日から将来に向かってのみ生じます。

第19条 (契約が復活できるのは?)

- (1) 保険契約が第18条(第2回以後の保険料の払込猶予と保険契約の解除とは?) (2)の規定により解除された日か

らその日を含めて3か月（注）以内は、保険契約者は、保険契約の復活を請求することができます。ただし、第24条（解除の場合の保険料の返還）（6）により保険料が返還された後は、復活を請求することはできません。（注）保険期間が終身の場合は、6か月とします。

(2) アメリカンホーム保険会社が保険契約の復活を承認した場合は、保険契約者は、指定日（注）までに払込期日が到来している未払込保険料を一括して払い込むものとします。ただし、アメリカンホーム保険会社は所定の利率により計算した利息を請求することがあります。

（注）アメリカンホーム保険会社の指定する日をいいます。

(3) (2) の未払込保険料が指定日（注）までに払い込まれなかった場合には、保険契約は復活しなかったものとします。

（注）アメリカンホーム保険会社の指定する日をいいます。

第20条（契約の内容を変更するには?）

保険契約者は、アメリカンホーム保険会社が承認した場合に限り、保険証券に書かれている保険契約内容を変更することができます。

第21条（告知義務等の場合の保険料の返還・請求）

(1) 第9条（契約の締結時に必ずすべきことは?—告知義務）

(3) ③の規定による承認をする場合において、保険料を変更する必要があるときは、すでに払い込まれた保険料について、アメリカンホーム保険会社は、変更前の保険料と変更後の保険料の差額を返還・請求します。また、保険料払込方法が一時払以外の場合には、以後到来する払込期日の保険料を変更します。

(2) アメリカンホーム保険会社は、保険契約者が（1）の規定による追加保険料の支払をしなかった場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（注）アメリカンホーム保険会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限りです。

(3) (1) の規定による追加保険料を請求する場合において、(2) の規定によりこの保険契約を解除できるときは、アメリカンホーム保険会社は、保険金を支払いません。この場合において、すでに保険金を支払っていたときは、アメリカンホーム保険会社は、その返還を請求することができます。

(4) (1) のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更をアメリカンホーム保険会社に通知し、承認の請求を行い、アメリカンホーム保険会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、アメリカンホーム保険会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還・請求します。

(5) (4) の規定により、追加保険料を請求する場合において、アメリカンホーム保険会社の請求に対して、保険契約者がその支払をしなかったときは、アメリカンホーム保険会社は、追加保険料領収前にこうむった身体障害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款・特約に従い、保険金を支払います。

第22条（無効・失効の場合の保険料の返還）

(1) 保険契約が無効の場合には、アメリカンホーム保険会社は、保険料の全額を返還します。ただし、第11条（契約が無効となるのは?）の規定により保険契約が無効となる場合には、保険料を返還しません。

(2) 保険契約が失効した場合には、アメリカンホーム保険会社は、別表により計算した額を返還します。ただし、保険契約締結の後、保険期間が開始する前に保険契約が失効した場合には、全額を返還します。

第23条（取消しの場合の保険料の返還）

第13条（契約が取消しとなるのは?）の規定により、アメリカンホーム保険会社が保険契約を取り消した場合には、アメリカンホーム保険会社は、保険料を返還しません。

第24条（解除の場合の保険料の返還）

(1) 第9条（契約の締結時に必ずすべきことは?—告知義務）（2）・第15条（保険会社から契約を解除するときは?）

(1) ・第21条（告知義務等の場合の保険料の返還・請求）

(2) の規定により、アメリカンホーム保険会社が保険契約を解除した場合には、アメリカンホーム保険会社は別表により計算した額を返還します。

(2) 第14条（保険契約者から契約を解除するには?）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合（注）には、アメリカンホーム保険会社は別表により計算した額を返還します。

（注）第34条（保険金受取人により保険契約を存続するには?）の規定により、債権者等が保険契約を解除した場合を含みます。

(3) 第15条（保険会社から契約を解除するときは?）（2）の規定により、アメリカンホーム保険会社がこの保険契約（注）を解除した場合には、アメリカンホーム保険会社は別表により計算した額を返還します。

（注）その補償対象者にかかる部分に限りです。

(4) 第16条（補償対象者から契約を解除するには?）（2）の規定により、保険契約者がこの保険契約（注）を解除した場合には、アメリカンホーム保険会社は別表により計算した額を返還します。

（注）その補償対象者にかかる部分に限りです。

(5) 第16条（補償対象者から契約を解除するには?）（3）の規定により、補償対象者がこの保険契約（注）を解除した場合には、アメリカンホーム保険会社は別表により計算した額を保険契約者に返還します。

（注）その補償対象者にかかる部分に限りです。

(6) 第18条（第2回以後の保険料の払込猶予と保険契約の解除とは?）（2）の規定により、アメリカンホーム保険会社が保険契約を解除した場合には、アメリカンホーム保険会社は別表により計算した額を返還します。

(7) (1) ~ (6) の場合において、アメリカンホーム保険会社は解除日における補償対象者の生存を証明する書類を求めることができます。

(8) (1) ~ (6) の規定にかかわらず、保険契約者が（7）の書類を提出しなかった場合には、アメリカンホーム保険会社は保険料を返還しません。

第25条（保険料の変更の方法は?）

第20条（契約の内容を変更するには?）の規定による承認をする場合において、保険料を変更する必要があるときで、保険料払込方法が一時払以外のときには、以後到来する払込期日の保険料を変更します。

第26条（保険金を請求するには?）

(1) アメリカンホーム保険会社に対する保険金を請求する権利は、この保険契約に付帯された特約に定める時から、それぞれ発生し、これを行行使することができるものとします。

(2) 補償対象者・保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、この保険契約に付帯された特約に規定する保険金の請求書類のうちアメリカンホーム保険会社が求めるものを提出しなければなりません。

(3) 補償対象者に保険金を請求できない事情がある場合には、指定代理人がその事情を示す書類をもってそのことをアメリカンホーム保険会社に申し出て、アメリカンホーム保険会社の承認を得たうえで、補償対象者の代理人として保険金を請求することができます。

(4) 次の①~③のすべてにあてはまる場合は、以下のア~ウのいずれかの者が、その事情を示す書類をもってそのことをアメリカンホーム保険会社に申し出て、アメリカンホーム保険会社の承認を得たうえで、補償対象者の代理人とし

て保険金を請求することができます。

- ① 補償対象者に保険金を請求できない事情がある場合
- ② 指定代理人がない場合（注1）・指定代理人に保険金を請求できない事情がある場合
- ③ 補償対象者・保険金を受け取るべき者の代理人がない場合または補償対象者・保険金を受け取るべき者の代理人に保険金を請求できない事情がある場合

ア.	補償対象者と同居・生計を共にする配偶者（注2）
イ.	アに規定する者がいない場合・アに規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、補償対象者と同居・生計を共にする3親等内の親族
ウ.	ア・イに規定する者がいない場合またはア・イに規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、ア以外の配偶者（注2）・イ以外の3親等内の親族

（注1）指定していない場合を含みます。

（注2）法律上の配偶者に限ります。

- (5) (3)・(4)の規定による補償対象者の代理人からの保険金の請求に対して、アメリカンホーム保険会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、アメリカンホーム保険会社は、保険金を支払いません。

第27条（保険金の支払時期は?）

- (1) アメリカンホーム保険会社は、請求完了日（注）からその日を含めて30日以内に、アメリカンホーム保険会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、損害等の原因・損害等の発生の状況・身体障害発生の有無・補償対象者にあてはまる事実
- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由にあてはまる事実の有無
- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害等の程度・保険事故と損害等との関係・こうむった保険事故と他の損害等との関係および内容
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除・無効・失効・取消しの事由にあてはまる事実の有無
- ⑤ ①～④のほか、他の保険契約等の有無・内容、損害について補償対象者が有する損害賠償請求権その他の債権・既に取得したものの有無・内容等、アメリカンホーム保険会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

（注）補償対象者・保険金を受け取るべき者が第26条（保険金を請求するには?）(2)～(4)の規定による手続を完了した日をいいます。

- (2) (1)の確認をするため、次の特別な照会・調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、アメリカンホーム保険会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて次の日数（注2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、アメリカンホーム保険会社は、確認が必要な事項・その確認を終えるべき時期を補償対象者・保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

- ① (1)①～⑤の事項を確認するための、警察・検察・消防・その他の公の機関による捜査・調査の照会（注3） 180日
 - ② (1)①～⑤の事項を確認するための、医療機関・検査機関・その他の専門機関による診断・鑑定等の結果の照会 90日
 - ③ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における（1）①～⑤の事項の確認のための調査 60日
 - ④ (1)①～⑤の事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
- （注1）補償対象者・保険金を受け取るべき者が第26条（保険金を請求するには?）(2)～(4)の規定による

手続を完了した日をいいます。

（注2）複数にあてはまる場合は、そのうち最長の日数をいいます。

（注3）弁護士法（昭和24年法律第250号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

- (3) (1)・(2)の必要な事項の確認に際し、保険契約者・補償対象者・保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注）には、これにより確認が遅延した期間については、(1)・(2)の期間に算入しないものとします。

（注）必要な協力を行わなかった場合を含みます。

- (4) (1)・(2)の規定による保険金の支払は、保険契約者・補償対象者・保険金を受け取るべき者とアメリカンホーム保険会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

第28条（時効の適用は?）

保険金を請求する権利は、第26条（保険金を請求するには?）(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第29条（保険金請求代理人の指定または変更をするには?）

- (1) 保険契約者は、指定代理人を指定することができます。
- (2) 指定代理人を指定した後、保険契約者は、補償対象者の同意を得て指定代理人を変更することができます。
- (3) (1)・(2)の規定による指定代理人の指定・変更を行う場合には、保険契約者は、そのことをアメリカンホーム保険会社に書面により申し出て、承認を請求しなければなりません。
- (4) (3)の規定による申出をアメリカンホーム保険会社が承認する前にアメリカンホーム保険会社が変更前の指定代理人に保険金を支払った場合は、その後に保険金の請求を受けても、アメリカンホーム保険会社は、保険金を支払いません。
- (5) (1)・(2)の規定による指定代理人の指定・変更について、補償対象者の同意がない場合は、その指定・変更は無効となります。

第30条（保険契約者の変更をするには?）

- (1) 保険契約締結の後、保険契約者は、アメリカンホーム保険会社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款・特約に関する権利・義務を第三者に移転させることができます。
- (2) (1)の規定による移転を行う場合には、保険契約者はそのことをアメリカンホーム保険会社に書面により申し出て、承認を請求しなければなりません。
- (3) 保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約に適用される普通保険約款・特約に関する権利・義務が移転するものとします。

第31条（保険契約者が複数の場合の取扱い?）

- (1) この保険契約について、保険契約者が2名以上である場合は、アメリカンホーム保険会社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者を代理するものとします。
- (2) (1)の代表者が定まらない場合・その所在がわからない場合には、保険契約者の中の1名に対して行うアメリカンホーム保険会社の行為は、他の保険契約者に対しても効力を有するものとします。
- (3) 保険契約者が2名以上である場合には、各保険契約者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款・特約に関する義務を負うものとします。

第32条（補償対象者が複数の場合は?）

補償対象者が2名以上である場合は、それぞれの補償対象者ごとにこの約款の規定を適用します。

第33条（法令等が改正された場合は?）

- (1) アメリカンホーム保険会社は、公的医療保険制度に定める法令・その他関連する法令等が改正された場合で、特に必要と認めるときは、主務官庁の認可を得て、将来に向かってこの保険契約の保険金の支払い責任を変更することがあります。
- (2) (1)の規定によりこの保険契約の保険金の支払い責任を変更する場合は、保険金の支払い責任変更日（注）の2か月前までに保険契約者にそのことを通知します。
（注）アメリカンホーム保険会社の定める日をいいます。
- (3) (2)の通知を受けた保険契約者は、保険金の支払い責任変更日（注）の2週間前までに次の①・②のどちらかの方法を指定するものとします。
- ① 保険金の支払い責任変更日（注）からこの保険契約の保険金の支払い責任を変更する方法
 - ② 保険金の支払い責任変更日（注）の前日に解除する方法（注）アメリカンホーム保険会社の定める日をいいます。
- (4) (3)の指定がなされないまま保険金の支払い責任変更日（注）が到来した場合は、保険契約者により（3）①の方法が指定されたものとみなします。
（注）アメリカンホーム保険会社の定める日をいいます。
- (5) (3)②の規定によりこの保険契約が解除された場合は、アメリカンホーム保険会社は、別表により計算した額を返還します。

第34条（保険金受取人により保険契約を存続するには?）

- (1) 債権者等による保険契約の解除は、解除の通知がアメリカンホーム保険会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
- (2) (1)の解除が通知された場合でも、通知の時ににおいて①・②のいずれも満たす補償対象者・保険金を受け取るべき者・死亡保険金受取人（注）のいずれかが、保険契約者の同意を得て、(1)の期間が経過するまでの間に、その解除の通知がアメリカンホーム保険会社に到達した日に解除の効力が生じたとすればアメリカンホーム保険会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつアメリカンホーム保険会社にそのことを通知したときは、(1)の解除はその効力を生じません。
- ① 保険契約者の親族・補償対象者の親族・補償対象者本人のいずれかであること
 - ② 保険契約者でないこと
- （注）この保険契約に付帯された特約に規定がある場合に限りです。
- (3) (1)の解除の通知がアメリカンホーム保険会社に到達した日以後、その解除の効力が生じた場合は(2)の規定により効力が生じなくなるまでに、ケガ死亡保険金（注）の支払事由が生じ、アメリカンホーム保険会社が保険金を支払うべき場合は、その支払うべき金額の限度で、(2)本文の金額を債権者等に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、死亡保険金受取人（注）に支払います。
（注）この保険契約に付帯された特約に規定がある場合に限りです。

第35条（訴訟を提起するには?）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第36条（準拠法は?）

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

第4章 通信販売に関する特則**第37条（通信販売に関する特則が適用されるのは?）**

この特則は、通信により保険契約の申込みを受ける保険契約に対して付加します。

第38条（保険契約の申込み）

- (1) アメリカンホーム保険会社に対して通信により保険契約の申込みをしようとする者は、次の①・②のどちらかにあてはまる方法により申込手続を行うことができます。
- ① 保険契約申込書に所要の事項を書きしるし、アメリカンホーム保険会社・代理店に送付すること。
 - ② 所定の手続に従い、電話・情報処理機器等の通信手段を媒介として、アメリカンホーム保険会社・代理店に対し契約意思の表示をすること。
- (2) (1)②の規定によりアメリカンホーム保険会社が契約意思の表示を受けた場合は、アメリカンホーム保険会社は、保険契約引受けの可否を審査し、引受けを行うものについては、引受承諾書を保険契約者に送付するものとします。

第39条（通信販売の保険料の払込方法は?）

- (1) 保険契約者は、保険契約申込書・引受承諾書に書かれているところに従い、この保険契約に定められた保険料を払い込むものとします。
- (2) 保険契約者は、申込みをした後、保険料（注）をアメリカンホーム保険会社の定める日までに、次の①～⑥のいずれかの手続により払い込まなければなりません。
- ① 郵便振替
 - ② 銀行振込
 - ③ 預金口座振替
 - ④ 郵便貯金口座振替
 - ⑤ 書留
 - ⑥ クレジットカード払
- （注）保険料の払込方法が一時払以外の場合は、第1回保険料をいいます。
- (3) 保険契約者は、(2)①～⑥に定める手続のほか、アメリカンホーム保険会社が指定する保険料収納窓口を通じてアメリカンホーム保険会社の定める手続に従い、(2)の保険料を払い込むことができます。この場合、その収納窓口において保険料を払い込んだ時以後、この保険契約に付帯された他の特約の規定による保険料領収前に生じた保険事故に関する規定は適用されないものとします。
- (4) (2)・(3)の規定にかかわらず、この保険契約に保険料支払に関する他の特約が付帯されている場合には、その保険料支払に関する他の特約の規定に従うものとします。
- (5) 第2回以後の保険料については、払込期日に(2)～(4)のいずれかの手続により払い込まなければなりません。

第40条（保険料不払により保険金を支払わない場合は?）

- 保険期間が始まった後でも、アメリカンホーム保険会社は次の①の損害等または②・③の身体障害のいずれかにあてはまる身体障害、その身体障害を原因とする損害・費用については保険金を支払いません。
- ① この保険契約の保険期間の開始時から、保険料（注）を領収した時までの期間中に生じた損害等
 - ② この保険契約の保険期間の開始時から、保険料（注）を領収した時までの期間中に治療を開始した身体障害
 - ③ 補償対象者が身体障害をこうむった時が、その身体障害をこうむった時の保険契約の保険期間の開始時から、その保険契約の保険料（注）を領収した時までの期間中であった場合は、その身体障害
- （注）保険料の払込方法が一時払以外の場合は、第1回保険料をいいます。

第41条（保険料不払により保険契約が解除されるのは?）

- (1) アメリカンホーム保険会社は、アメリカンホーム保険会社の定める日までに第39条（通信販売の保険料の払込方法は?）(2)～(4)の保険料の払込みがない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (2) (1)の規定によりアメリカンホーム保険会社が保険契約を解除した場合には、アメリカンホーム保険会社は保険料を返還しません

第42条 (保険契約の継続の方法は?)

- (1) この保険契約の満了する日より3か月前の日までに、アメリカンホーム保険会社・保険契約者のどちらか一方より別段の意思表示がない場合には、この保険契約は満了する日と同じ内容で継続されるものとします。以後毎回同様とします。
- (2) 補償対象者の契約年齢が進行することにより、その補償対象者に適用する保険料が変更となる場合には、(1)の規定にかかわらず、適用する保険料を変更するものとします。
- (3) (1)・(2)の規定により、この保険契約が継続され、継続契約の保険料(注)が払い込まれた場合には、アメリカンホーム保険会社は、保険証券を保険契約者に交付します。
(注) 保険料の払込方法が一時払以外の場合は、第1回保険料をいいます。
- (4) 継続契約におけるアメリカンホーム保険会社の保険責任は、その保険期間の初日の午後4時に始まり、末日の午後4時に終わります。

第43条 (継続契約の保険料不払により保険金を支払わない場合は?)

継続前契約の未払込保険料・継続契約の保険料(注)について、継続契約の保険料(注)を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末日を経過した後もその払込みがなかった場合は、アメリカンホーム保険会社は、次の①の損害等または②の身体障害に対しては保険金を支払いません。

- ① この保険契約の保険期間の開始時から、保険料(注)を領収した時までの期間中に生じた損害等
- ② 補償対象者が身体障害をこうむった時が、その身体障害をこうむった時の保険契約の保険期間の開始時から、その保険契約の保険料(注)を領収した時までの期間中であった場合は、その身体障害

(注) 保険料の払込方法が一時払以外の場合は、第1回保険料をいいます。

第44条 (保険料不払の場合の継続契約は?)

- (1) 継続前契約の未払込保険料・継続契約の保険料(注)について、継続契約の保険料(注)を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末日を経過した後もその払込みがなかった場合は、アメリカンホーム保険会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、継続契約を解除することができます。
(注) 保険料の払込方法が一時払以外の場合は、第1回保険料をいいます。
- (2) (1)の規定によりアメリカンホーム保険会社が保険契約を解除した場合には、アメリカンホーム保険会社は保険料を返還しません。

第45条 (継続契約に適用される特則・特約は?)

第42条(保険契約の継続の方法は?)(1)の規定によりこの保険契約が継続された場合には、各継続契約ごとに、この保険契約に付加された特則・付帯された特約が適用されるものとします(注)。
(注) 継続する時にこれらの特則・特約を取扱っていない場合には、アメリカンホーム保険会社が定める他の特則・特約を適用することがあります。

第46条 (継続契約における保険料の取扱いは?)

- (1) 保険料の払込方法が一時払の保険契約の場合の継続契約の保険料については、この保険契約に付帯された他の特約の規定による保険料領収前に生じた保険事故に関する規定は適用しません。
- (2) 保険料の払込方法が年払・半年払・月払の保険契約の場合の継続契約の第1回保険料については、この保険契約に付帯された他の特約の規定による保険料領収前に生じた保険事故に関する規定は適用せず、第18条(第2回以後の保険料の払込猶予と保険契約の解除とは?)(1)の規定を準用します。

別表 返還保険料(例示表)

1. 第22条(無効・失効の場合の保険料の返還)(2)・第24条(解除の場合の保険料の返還)(1)・第33条(法令等が改正された場合は?) (5)の場合

(注1) この表は、返還保険料の不精算特約が付帯されていない保険契約において、普通保険約款第22条(無効・失効の場合の保険料の返還)(2)・第24条(解除の場合の保険料の返還)(1)(3)・第33条(法令等が改正された場合は?)に基づく保険契約の解除の場合に適用されるものです。返還保険料の不精算特約が付帯されている契約については、返還保険料の不精算特約の別表をご確認ください。

(注2) 下記の数値は、将来において保険契約を更改したり、補償を追加した場合には、変更になることがあります。

初度契約、保険期間：10年の場合

返還保険料例示表 (引受基準緩和型ガン入院保険金支払特約部分)

(男性) (引受基準緩和型ガン入院保険金日額1,000円あたり)

既経過年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢													
	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
2	62	88	121	191	393	803	1,487	2,572	3,334	3,255	3,100	3,455	2,920	
5	67	104	151	260	628	1,247	2,290	3,783	4,087	3,320	2,835	3,151	1,959	
7	56	86	131	235	582	1,126	2,063	3,262	3,208	2,452	2,225	2,129	1,301	

(女性) (引受基準緩和型ガン入院保険金日額1,000円あたり)

既経過年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢													
	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
2	86	188	199	303	461	668	902	1,255	1,590	1,377	1,470	1,848	1,610	
5	134	269	229	419	620	878	1,157	1,627	1,812	1,158	1,460	1,845	1,079	
7	133	215	197	360	536	738	977	1,389	1,355	835	1,194	1,353	713	

返還保険料例示表 (引受基準緩和型ガン手術保険金支払特約部分)

(男性) (入院を伴う引受基準緩和型ガン手術保険金額10,000円・入院を伴わない引受基準緩和型ガン手術保険金額3,000円あたり)

既経過年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢													
	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
2	11	13	25	30	65	108	252	432	556	495	344	345	356	
5	15	18	37	39	103	158	418	625	686	443	173	235	239	
7	12	17	29	37	88	153	376	540	534	291	106	157	160	

(女性) (入院を伴う引受基準緩和型ガン手術保険金額10,000円・入院を伴わない引受基準緩和型ガン手術保険金額3,000円あたり)

既経過年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢													
	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
2	13	38	64	94	82	110	130	193	269	132	100	146	144	
5	20	64	93	122	78	132	145	255	304	16	48	108	97	
7	21	57	84	92	65	106	121	229	205	16	36	74	64	

返還保険料例示表 (引受基準緩和型ガン退院療養一時金支払特約部分)

(男性) (引受基準緩和型ガン退院療養一時金額10,000円あたり)

既経過 年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢													
	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
2	5	8	11	14	17	20	23	26	29	32	35	38	41	
5	7	10	13	16	19	22	25	28	31	34	37	40	43	
7	6	8	10	12	14	16	18	20	22	24	26	28	30	

(女性) (引受基準緩和型ガン退院療養一時金額10,000円あたり)

既経過 年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢													
	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
2	5	16	23	31	42	62	105	150	166	116	125	164	146	
5	7	26	30	41	55	82	153	193	174	68	117	157	98	
7	8	23	26	34	47	74	132	162	121	44	96	114	65	

返還保険料例示表 (引受基準緩和型ガン通院療養保険金支払特約部分)

(男性) (引受基準緩和型ガン通院療養保険金日額1,000円あたり)

既経過 年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢													
	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
2	14	11	20	65	141	211	462	1,085	1,770	1,549	1,335	1,495	1,290	
5	19	9	33	116	222	300	781	1,782	2,437	1,432	1,189	1,307	866	
7	15	7	34	108	192	275	742	1,633	1,921	1,007	926	880	575	

(女性) (引受基準緩和型ガン通院療養保険金日額1,000円あたり)

既経過 年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢													
	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
2	17	53	96	129	245	298	404	546	375	405	449	467	436	
5	28	90	141	176	374	346	549	637	188	412	358	390	292	
7	29	82	118	162	316	287	476	466	115	313	265	274	194	

返還保険料例示表 (引受基準緩和型ガン入院治療一時金支払特約部分)

(男性) (引受基準緩和型ガン入院治療一時金額
(上皮内新生物)20,000円・(悪性新生物)100,000円あたり)

既経過 年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢													
	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
2	124	169	227	612	1,259	2,265	4,419	7,950	10,138	9,519	7,181	7,271	7,109	
5	160	205	314	1,022	1,984	3,459	6,995	11,788	12,356	9,199	4,421	5,421	4,772	
7	137	160	317	943	1,780	3,141	6,375	10,137	9,690	6,329	2,992	3,635	3,175	

(女性) (引受基準緩和型ガン入院治療一時金額
(上皮内新生物)20,000円・(悪性新生物)100,000円あたり)

既経過 年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢													
	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
2	175	550	988	1,409	1,932	2,069	3,177	4,348	4,588	2,622	2,443	3,261	3,120	
5	256	941	1,443	1,934	2,511	2,240	4,370	5,269	4,423	555	1,553	2,628	2,093	
7	272	858	1,244	1,655	2,003	1,916	3,717	4,345	2,864	311	1,198	1,837	1,390	

返還保険料例示表

(引受基準緩和型女性ガン入院保険金支払特約部分)

(女性) (引受基準緩和型女性ガン入院保険金日額1,000円あたり)

既経過 年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢													
	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
2	35	79	138	190	256	288	262	289	292	121	112	166	171	
5	55	135	195	263	329	307	234	285	205	22	25	98	115	
7	51	125	165	222	273	228	176	228	100	22	19	62	77	

返還保険料例示表

(引受基準緩和型女性ガン入院治療一時金支払特約部分)

(女性) (引受基準緩和型女性ガン入院治療一時金額
(上皮内新生物)20,000円・(悪性新生物)100,000円あたり)

既経過 年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢													
	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
2	117	238	718	1,030	1,201	822	1,219	1,588	878	80	175	446	487	
5	181	422	1,215	1,389	1,432	449	1,611	1,576	106	80	58	214	327	
7	154	446	1,060	1,164	1,037	344	1,376	1,103	106	80	58	123	219	

返還保険料例示表 (傷害死亡保険金支払特約部分)

(男性) (傷害死亡保険金額100,000円あたり)

既経過 年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢													
	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
2	1	1	2	5	8	9	12	16	33	54	88	160	250	
5	1	1	5	8	13	14	20	27	59	89	156	278	422	
7	1	1	4	8	12	13	17	26	55	81	145	252	385	

(女性) (傷害死亡保険金額100,000円あたり)

既経過 年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢													
	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
2	0	0	1	0	2	5	5	7	15	27	52	86	134	
5	0	1	2	1	4	7	8	13	26	47	90	147	227	
7	0	1	1	1	4	6	7	13	24	45	83	133	208	

継続契約、保険期間：10年の場合

返還保険料例示表 (引受基準緩和型ガン入院保険金支払特約部分)

(男性) (引受基準緩和型ガン入院保険金日額1,000円あたり)

既経過 年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢													
	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
2	25	48	70	126	303	656	1,200	2,030	2,332	1,662	1,094	1,241	421	
5	43	79	119	218	572	1,154	2,108	3,439	3,453	2,309	1,563	1,748	374	
7	42	71	110	210	548	1,069	1,952	3,054	2,824	1,839	1,455	1,278	342	

(女性) (引受基準緩和型ガン入院保険金日額1,000円あたり)

既経過 年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢													
	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
2	55	149	123	199	316	456	587	811	970	513	485	792	376	
5	114	244	181	353	529	744	958	1,344	1,418	610	837	1,175	296	
7	122	199	168	319	480	657	855	1,219	1,117	504	816	947	239	

返還保険料例示表 (引受基準緩和型ガン手術保険金支払特約部分)

(男性) (入院を伴う引受基準緩和型ガン手術保険金額10,000円・
入院を伴わない引受基準緩和型ガン手術保険金額3,000円あたり)

既経過 年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢													
	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
2	9	9	19	20	51	82	213	347	391	230	38	37	37	
5	14	15	32	31	93	143	393	571	581	275	38	37	37	
7	11	15	26	33	82	144	360	506	470	190	38	37	37	

(女性) (入院を伴う引受基準緩和型ガン手術保険金額10,000円・
入院を伴わない引受基準緩和型ガン手術保険金額3,000円あたり)

既経過 年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢													
	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
2	9	34	51	71	40	59	67	115	170	16	15	22	17	
5	17	62	85	109	50	101	104	206	242	16	15	28	16	
7	20	56	78	85	49	86	96	199	168	16	15	26	15	

返還保険料例示表 (引受基準緩和型ガン退院療養一時金支払特約部分)

(男性) (引受基準緩和型ガン退院療養一時金額10,000円あたり)

既経過 年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢													
	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
2	3	5	7	20	26	69	145	231	275	202	82	85	38	
5	5	8	12	34	45	129	255	386	416	272	93	119	35	
7	5	7	14	29	46	123	233	345	345	206	88	91	33	

(女性) (引受基準緩和型ガン退院療養一時金額10,000円あたり)

既経過 年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢													
	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
2	3	13	17	22	28	41	77	104	97	21	26	64	32	
5	6	24	27	35	46	70	135	164	131	12	54	94	25	
7	7	22	24	31	41	66	121	144	95	12	58	76	21	

返還保険料例示表 (引受基準緩和型ガン通院療養保険金支払特約部分)

(男性) (引受基準緩和型ガン通院療養保険金日額1,000円あたり)

既経過 年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢													
	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
2	12	6	13	58	122	164	380	931	1,421	836	392	490	175	
5	18	6	29	111	210	270	729	1,685	2,216	981	591	670	158	
7	14	5	31	106	185	256	711	1,574	1,787	734	565	494	147	

(女性) (引受基準緩和型ガン通院療養保険金日額1,000円あたり)

既経過 年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢													
	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
2	11	46	79	93	189	202	258	347	87	93	131	123	69	
5	24	86	130	153	339	286	458	511	37	214	156	172	60	
7	27	79	112	147	295	249	421	389	37	192	143	142	53	

返還保険料例示表 (引受基準緩和型ガン入院治療一時金支払特約部分)

(男性) (引受基準緩和型ガン入院治療一時金額(上皮内新生物)20,000円・(悪性新生物)100,000円あたり)

既経過 年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢													
	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
2	78	106	140	504	1,053	1,832	3,596	6,382	7,110	4,684	1,108	1,046	804	
5	131	165	259	954	1,852	3,184	6,474	10,794	10,436	6,134	715	1,473	774	
7	120	136	284	901	1,700	2,975	6,059	9,535	8,527	4,473	715	1,244	754	

(女性) (引受基準緩和型ガン入院治療一時金額(上皮内新生物)20,000円・(悪性新生物)100,000円あたり)

既経過 年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢													
	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
2	103	468	812	1,045	1,331	1,148	2,010	2,769	2,373	328	304	717	468	
5	210	889	1,331	1,704	2,130	1,657	3,630	4,268	3,019	328	304	1,015	412	
7	244	827	1,176	1,516	1,772	1,562	3,270	3,740	2,013	328	304	860	372	

返還保険料例示表 (引受基準緩和型女性ガン入院保険金支払特約部分)

(女性) (引受基準緩和型女性ガン入院保険金日額1,000円あたり)

既経過 年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢													
	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
2	31	68	113	139	172	165	97	105	89	24	20	18	18	
5	53	128	179	229	275	229	130	170	76	24	20	18	18	
7	49	120	156	202	240	181	113	158	26	24	20	18	18	

返還保険料例示表 (引受基準緩和型女性ガン入院治療一時金支払特約部分)

(女性) (引受基準緩和型女性ガン入院治療一時金額(上皮内新生物)20,000円・(悪性新生物)100,000円あたり)

既経過 年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢													
	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
2	106	201	652	818	788	204	560	845	112	86	62	54	53	
5	174	398	1,173	1,255	1,170	84	1,193	1,105	112	86	62	54	53	
7	150	431	1,035	1,083	878	107	1,123	818	112	86	62	54	53	

返還保険料例示表 (傷害死亡保険金支払特約部分)

(男性) (傷害死亡保険金額100,000円あたり)

既経過 年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢													
	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
2	1	1	2	5	8	9	12	16	33	54	88	160	250	
5	1	1	5	8	13	14	20	27	59	89	156	278	422	
7	1	1	4	8	12	13	17	26	55	81	145	252	385	

(女性) (傷害死亡保険金額100,000円あたり)

既経過 年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢													
	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
2	0	0	1	0	2	5	5	7	15	27	52	86	134	
5	0	1	2	1	4	7	8	13	26	47	90	147	227	
7	0	1	1	1	4	6	7	13	24	45	83	133	208	

2. 第24条 (解除の場合の保険料の返還) (2)・(4)・(5)・(6) の場合

- (注1) この表は、返還保険料の不精算特約が付帯されていない保険契約において、普通保険約款第24条 (解除の場合の保険料の返還) (2)・(4)・(5)・(6) に基づく保険契約の解除の場合に適用されるものです。返還保険料の不精算特約が付帯されている契約については、返還保険料の不精算特約の別表をご確認ください。
- (注2) 下記の数値は、将来において保険契約を更改したり、補償を追加した場合には、変更になることがあります。

初度契約、保険期間：10年の場合

返還保険料例示表 (引受基準緩和型ガン入院保険金支払特約部分)

(男性) (引受基準緩和型ガン入院保険金日額1,000円あたり)

既経過 年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢													
	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
2	5	6	8	11	129	395	852	1,624	2,068	1,831	1,692	2,075	1,592	
5	5	23	53	141	462	991	1,892	3,188	3,293	2,427	1,952	2,286	1,126	
7	16	37	72	163	482	972	1,823	2,903	2,729	1,913	1,692	1,607	798	

(女性) (引受基準緩和型ガン入院保険金日額1,000円あたり)

既経過 年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢													
	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
2	5	65	17	38	79	201	341	557	783	600	765	1,158	936	
5	81	192	115	253	380	585	805	1,189	1,306	671	1,018	1,412	657	
7	101	168	128	260	391	562	765	1,125	1,050	541	927	1,092	458	

返還保険料例示表 (引受基準緩和型ガン手術保険金支払特約部分)

(男性) (入院を伴う引受基準緩和型ガン手術保険金額10,000円・
入院を伴わない引受基準緩和型ガン手術保険金額3,000円あたり)

既経過 年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢													
	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
2	1	1	1	2	22	47	152	276	346	265	136	165	190	
5	8	8	21	19	76	120	355	527	555	299	43	122	135	
7	8	11	20	25	71	130	338	480	454	204	36	89	97	

(女性) (入院を伴う引受基準緩和型ガン手術保険金額10,000円・
入院を伴わない引受基準緩和型ガン手術保険金額3,000円あたり)

既経過 年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢													
	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
2	1	16	21	22	7	17	34	80	138	19	15	74	79	
5	11	50	66	76	21	73	85	184	222	16	14	63	56	
7	16	48	68	64	30	71	84	186	155	16	14	47	39	

返還保険料例示表 (引受基準緩和型ガン退院療養一時金支払特約部分)

(男性) (引受基準緩和型ガン退院療養一時金額10,000円あたり)

既経過 年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢													
	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
2	0	1	1	5	10	42	104	184	243	218	157	185	164	
5	3	4	7	25	35	113	230	356	397	283	142	184	116	
7	3	4	10	24	39	114	218	327	333	214	118	130	82	

(女性) (引受基準緩和型ガン退院療養一時金額10,000円あたり)

既経過 年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢													
	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
2	0	7	7	5	6	19	48	73	78	37	57	100	84	
5	4	20	20	25	32	55	117	145	119	18	75	117	59	
7	6	20	20	24	33	58	110	133	88	14	70	90	42	

返還保険料例示表 (引受基準緩和型ガン通院療養保険金支払特約部分)

(男性) (引受基準緩和型ガン通院療養保険金日額1,000円あたり)

既経過 年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢													
	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
2	1	1	1	23	62	93	273	742	1,216	888	694	878	701	
5	11	1	19	89	172	226	663	1,567	2,090	1,018	788	920	497	
7	10	1	26	92	162	230	671	1,503	1,711	757	684	647	352	

(女性) (引受基準緩和型ガン通院療養保険金日額1,000円あたり)

既経過 年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢													
	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
2	1	24	37	26	75	83	151	237	75	151	223	261	243	
5	18	72	104	111	267	211	390	443	35	253	216	261	171	
7	23	71	96	123	252	206	380	349	35	217	179	196	121	

返還保険料例示表 (引受基準緩和型ガン入院治療一時金支払特約部分)

(男性) (引受基準緩和型ガン入院治療一時金額
(上皮内新生物) 20,000円・(悪性新生物) 100,000円あたり)

既経過 年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢													
	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
2	8	11	14	168	504	1,091	2,566	5,097	6,298	5,252	3,220	3,724	3,819	
5	61	69	139	744	1,511	2,723	5,833	9,999	9,948	6,524	1,938	3,197	2,709	
7	77	78	211	775	1,494	2,697	5,674	9,058	8,237	4,715	1,494	2,293	1,931	

(女性) (引受基準緩和型ガン入院治療一時金額
(上皮内新生物) 20,000円・(悪性新生物) 100,000円あたり)

既経過 年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢													
	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
2	12	239	359	317	334	307	1,177	1,885	1,938	393	719	1,759	1,725	
5	140	746	1,049	1,249	1,509	1,135	3,116	3,725	2,762	311	472	1,686	1,218	
7	202	740	1,006	1,242	1,399	1,249	2,960	3,413	1,862	311	546	1,269	862	

返還保険料例示表 (引受基準緩和型女性ガン入院保険金支払特約部分)

(女性) (引受基準緩和型女性ガン入院保険金日額1,000円あたり)

既経過 年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢													
	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
2	13	35	50	39	39	50	29	60	79	22	19	75	90	
5	41	108	140	168	193	158	88	141	71	22	19	41	64	
7	43	109	132	165	191	138	88	141	25	22	19	28	47	

返還保険料例示表 (引受基準緩和型女性ガン入院治療一時金支払特約部分)

(女性) (引受基準緩和型女性ガン入院治療一時金額
(上皮内新生物) 20,000円・(悪性新生物) 100,000円あたり)

既経過 年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢													
	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
2	47	100	353	297	153	79	265	545	106	80	58	177	250	
5	137	335	986	929	775	79	1,013	922	106	80	58	51	179	
7	128	394	922	887	641	79	1,015	708	106	80	58	51	129	

返還保険料例示表 (傷害死亡保険金支払特約部分)

(男性) (傷害死亡保険金額100,000円あたり)

既経過 年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢													
	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
2	1	1	1	1	1	1	2	2	12	27	52	108	173	
5	1	1	1	1	2	3	9	16	46	72	133	245	373	
7	1	1	1	2	6	7	11	19	47	71	131	232	356	

(女性) (傷害死亡保険金額100,000円あたり)

既経過 年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢													
	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
2	0	0	0	0	0	1	1	1	5	14	34	59	94	
5	0	0	0	0	0	3	4	8	20	39	79	130	202	
7	0	0	0	0	2	4	4	10	20	40	76	123	193	

継続契約、保険期間：10年の場合

返還保険料例示表 (引受基準緩和型ガン入院保険金支払特約部分)

(男性) (引受基準緩和型ガン入院保険金日額1,000円あたり)

既経過 年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢													
	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
2	5	7	8	11	30	237	547	1,053	1,020	223	253	278	291	
5	5	7	17	95	401	891	1,699	2,827	2,630	1,375	635	839	291	
7	5	20	48	136	445	910	1,705	2,685	2,328	1,276	895	729	291	

(女性) (引受基準緩和型ガン入院保険金日額1,000円あたり)

既経過 年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢													
	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
2	6	23	13	18	27	39	54	86	130	114	123	138	149	
5	58	165	62	180	280	439	593	889	891	114	372	722	149	
7	89	151	96	215	330	473	635	944	799	196	536	673	149	

返還保険料例示表 (引受基準緩和型ガン手術保険金支払特約部分)

(男性) (入院を伴う引受基準緩和型ガン手術保険金額10,000円・
入院を伴わない引受基準緩和型ガン手術保険金額3,000円あたり)

既経過 年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢													
	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
2	1	1	1	2	7	19	111	186	174	36	38	37	37	
5	7	4	16	10	65	104	328	470	445	124	38	37	37	
7	7	9	17	20	65	120	321	445	388	99	38	37	37	

(女性) (入院を伴う引受基準緩和型ガン手術保険金額10,000円・
入院を伴わない引受基準緩和型ガン手術保険金額3,000円あたり)

既経過 年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢													
	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
2	1	11	7	7	7	8	9	12	35	16	15	14	14	
5	8	48	58	62	8	40	46	132	157	16	15	14	14	
7	15	47	62	57	13	50	60	154	117	16	15	14	14	

返還保険料例示表 (引受基準緩和型ガン退院療養一時金支払特約部分)

(男性) (引受基準緩和型ガン退院療養一時金額10,000円あたり)

既経過 年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢													
	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
2	0	1	1	1	2	27	74	122	126	31	28	30	30	
5	0	2	4	22	28	103	210	317	323	165	28	30	30	
7	2	3	9	22	36	107	206	304	289	141	28	32	30	

(女性) (引受基準緩和型ガン退院療養一時金額10,000円あたり)

既経過 年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢													
	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
2	0	4	1	2	3	4	18	24	11	12	12	13	14	
5	2	18	16	18	22	42	98	114	73	12	12	52	14	
7	5	18	18	21	27	49	99	114	60	12	31	51	14	

返還保険料例示表 (引受基準緩和型ガン通院療養保険金支払特約部分)

(男性) (引受基準緩和型ガン通院療養保険金日額1,000円あたり)

既経過 年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢													
	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
2	1	1	1	15	41	42	186	580	851	145	115	124	129	
5	10	1	15	84	159	194	607	1,465	1,859	548	168	264	129	
7	9	1	22	90	155	210	638	1,441	1,571	472	310	249	129	

(女性) (引受基準緩和型ガン通院療養保険金日額1,000円あたり)

既経過 年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢													
	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
2	1	17	18	7	13	18	24	33	37	37	40	42	43	
5	14	68	92	86	229	146	293	309	37	46	40	42	43	
7	21	68	89	106	228	165	322	267	37	91	53	60	43	

返還保険料例示表 (引受基準緩和型ガン入院治療一時金支払特約部分)

(男性) (引受基準緩和型ガン入院治療一時金額
(上皮内新生物) 20,000円・(悪性新生物) 100,000円あたり)

既経過 年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢													
	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
2	8	11	15	48	278	624	1,691	3,446	3,131	670	715	717	722	
5	28	24	76	668	1,366	2,427	5,279	8,953	7,941	3,337	715	717	722	
7	58	51	174	729	1,407	2,518	5,338	8,424	7,022	2,785	715	717	722	

(女性) (引受基準緩和型ガン入院治療一時金額
(上皮内新生物) 20,000円・(悪性新生物) 100,000円あたり)

既経過 年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢													
	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
2	12	149	166	76	113	146	192	262	323	328	304	303	309	
5	89	689	926	996	1,091	504	2,325	2,662	1,283	328	304	303	309	
7	171	706	932	1,089	1,145	867	2,482	2,771	966	328	304	303	309	

返還保険料例示表
(引受基準緩和型女性ガン入院保険金支払特約部分)

(女性) (引受基準緩和型女性ガン入院保険金日額1,000円あたり)

既経過 年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢													
	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
2	8	23	23	10	15	20	22	25	26	24	20	18	18	
5	39	100	122	131	134	73	22	25	26	24	20	18	18	
7	40	103	122	143	155	87	22	67	26	24	20	18	18	

返還保険料例示表
(引受基準緩和型女性ガン入院治療一時金支払特約部分)

(女性) (引受基準緩和型女性ガン入院治療一時金額
(上皮内新生物) 20,000円・(悪性新生物) 100,000円あたり)

既経過 年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢													
	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
2	35	60	280	63	74	84	92	111	112	86	62	54	53	
5	130	309	940	782	487	84	566	422	112	86	62	54	53	
7	123	377	894	797	466	84	744	406	112	86	62	54	53	

返還保険料例示表 (傷害死亡保険金支払特約部分)

(男性) (傷害死亡保険金額100,000円あたり)

既経過 年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢													
	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
2	1	1	1	1	1	1	2	2	12	27	52	108	173	
5	1	1	1	1	2	3	9	16	46	72	133	245	373	
7	1	1	1	2	6	7	11	19	47	71	131	232	356	

(女性) (傷害死亡保険金額100,000円あたり)

既経過 年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢													
	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
2	0	0	0	0	0	0	1	1	1	5	14	34	59	94
5	0	0	0	0	0	0	3	4	8	20	39	79	130	202
7	0	0	0	0	0	2	4	4	10	20	40	76	123	193

特約

次のうち、保険証券の「特約」欄に記載されている特約が適用されます。

1. 引受基準緩和型ガン入院保険金支払特約

この特約の趣旨

この特約は、補償対象者がガンをこうむり、その治療のために入院したときに、引受基準緩和型ガン入院保険金を支払うことを主な内容としています。

第1章 用語の定義条項

第1条 (用語の意味は?)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次のとおり取り決めます。

用語	意味
ガン	別表の悪性新生物・上皮内新生物をいい、別表に定める支払要件を満たすものに限りま
継続契約	引受基準緩和型ガン入院保険金支払特約付帯新・医療総合保険契約の保険期間(注1)の終わる日(注2)を保険期間の初日とする引受基準緩和型ガン入院保険金支払特約付帯新・医療総合保険契約をいいます。 (注1) 1年以上に限りま
転入院	治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院等に入り、常に医師の管理下において治療に専念する状態がやむ前に、入院中の病院等から他の病院等に移り、再び入院することをいいます。
入院	治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院等に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
引受基準緩和型ガン入院保険金日額	保険証券に書かれている引受基準緩和型ガン入院保険金日額をいいます。
病院等	次の①～③のいずれかにあてはまるものをいいます。ただし、①・②については、介護保険法(平成9年法律第123号)に定める介護療養型医療施設を除きます。 ① 医療法(昭和23年法律第205号)に定める日本国内にある病院 ② 医療法に定める日本国内にある患者を収容する施設を有する診療所 ③ ①・②の病院・診療所と同等の日本国外にある医療施設
保険金	引受基準緩和型ガン入院保険金をいいます。

第2章 補償条項

第2条 (保険金を支払うときは?)

アメリカンホーム保険会社は、補償対象者がこうむった身体障害が補償対象者以外の医師により診断確定されたガンであった場合に限り、この特約・普通保険約款に従い保険金を支払います。

第3条 (引受基準緩和型ガン入院保険金の支払)

(1) アメリカンホーム保険会社は、補償対象者が補償対象者以外の医師によりガンと診断確定され、その治療のために保険期間中に開始した入院(注)が保険証券に書かれてい

る入院日数以上継続した場合は、その期間に対し、補償対象者に保険金を支払います。

(注) 入院を開始した時と、診断確定された時との前後を問いません。

(2) (1)の保険金は、次の算式によって算出した額とします。

引受基準緩和型
ガン入院保険金日額 × (1)の入院日数 = 保険金の額

(3) この保険契約が初度契約の場合、保険期間の初日からその日を含めて1年間において、入院1日につきアメリカンホーム保険会社が支払う引受基準緩和型ガン入院保険金の額は、(2)に掲げる引受基準緩和型ガン入院保険金日額の規定にかかわらず、(2)の引受基準緩和型ガン入院保険金日額の50%相当額とします。

(4) (1)の期間には、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)第6条(臓器の摘出)の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置(注)であるときには、その処置日数を含みます。

(注) 医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

(5) 保険契約者は、普通保険約款・特約で補償対象者に支払うと定められた保険金について、その受取人を補償対象者以外の者とする・変更することはできません。

第4条 (保険金が支払われないときは?)

(1) アメリカンホーム保険会社は、次の①～⑩のいずれかによってこうむったガンに対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者(注1)または補償対象者のわざとまたはこれに準じた重大な不注意
- ② 保険金を受け取るべき者(注2)のわざとまたはこれに準じた重大な不注意。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限りま
- ③ 補償対象者の自殺行為・犯罪行為・闘争行為
- ④ 補償対象者の麻薬・大麻・あへん・覚せい剤・シンナー等の使用。ただし、治療を目的として医師が用いた場合には、保険金を支払います。
- ⑤ 補償対象者のアルコール依存・薬物依存・薬物乱用。ただし、治療を目的として医師が薬物を用いた場合には、保険金を支払います。
- ⑥ 戦争・外国の武力行使・革命・政権奪取・内乱・武装反乱・その他これらに類似の事変・暴動(注3)
- ⑦ 核燃料物質(注4)・核燃料物質(注4)によって汚染された物(注5)の放射性・爆発性・その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑧ ⑥・⑦の事由に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑨ ⑦以外の放射線照射・放射能汚染
- ⑩ 補償対象者の先天性異常

(注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事・取締役・法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事・取締役・法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注3) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注4) 使用済燃料を含みます。

(注5) 原子核分裂生成物を含みます。

(2) 次の①～③のいずれかにあてはまる場合に、保険契約者または補償対象者がわざとまたはこれに準じた重大な不注意によって、告知事項について、アメリカンホーム保険会社に知っている本当のことを告げなかったときまたは本当でないことを告げたときは、アメリカンホーム保険会社は、その告げなかった本当のことまたは告げた本当でないことを直接の原因とした第2条（保険金を支払うときは？）の診断確定をされたガンに対しては、保険金を支払いません。ただし、保険期間の開始日より前にこうむった身体障害を直接の原因として、保険期間の開始日からその日を含めて2年を経過した後第3条（引受基準緩和型ガン入院保険金の支払）（1）の入院を開始した場合は、保険期間の開始日以後の原因によるものとみなして保険金を支払います。

- ① 保険契約の締結をする場合
- ② 保険契約の復活をする場合
- ③ 保険契約の条件の変更（注）をする場合
（注）変更により支払われる保険金に限ります。

(3) (2) の場合において、補償対象者がその診断確定を受ける前に、保険契約者・補償対象者が告知事項の訂正をアメリカンホーム保険会社に書面により申し出て、アメリカンホーム保険会社がこれを承認したときは、保険金を支払います。

(4) アメリカンホーム保険会社は、美容上の処置のみを目的とする入院に対しては保険金を支払いません。ただし、この原因が第2条（保険金を支払うときは？）の診断確定をされたガンによる場合には、保険金を支払います。

(5) アメリカンホーム保険会社は、歯科の治療を目的とする入院に対しては保険金を支払いません。ただし、この原因が第2条（保険金を支払うときは？）の診断確定をされたガンによる場合には、保険金を支払います。

(6) この保険契約が初度契約である場合において、補償対象者が第2条の診断確定を受け、入院による治療が必要であると医師によって判断された時が保険期間の初日からその日を含めて保険証券に書かれている日数を経過した日の翌日の午前0時より前であるとき、アメリカンホーム保険会社は、その入院（注）に対しては保険金を支払いません。
（注）転入院を含みます。

第5条（ガンの程度の決定は？）

(1) ガンをこうむった補償対象者が同時にガン以外の他の身体障害をこうむった場合には、アメリカンホーム保険会社は、その身体障害の影響がなかったときに相当するガンの程度に対して保険金を支払います。ただし、入院治療を要するに至った主な原因がガンである場合に限り、その他の身体障害によって悪くなった状態をもって保険金を支払います。

(2) すでに身体障害をこうむっている補償対象者が新たに身体障害をこうむった場合も、(1)と同様とします。

(3) 正当な理由がないのに、補償対象者が必要な治療を受けなかったり、または、保険契約者・保険金を受け取るべき者（注）が必要な治療をさせなかったために、保険金を支払うべきガンの程度が悪くなった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

（注）保険契約者・保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事・取締役・法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(4) 保険契約者・補償対象者・保険金を受け取るべき者（注）のわざとまたはこれに準じた重大な不注意によって、ガンの程度が悪くなった場合も、(1)～(3)と同様の方法で支払います。

（注）保険契約者・保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事・取締役・法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

第6条（保険の始めと終りは？の特則）

保険期間が始まった後でも、アメリカンホーム保険会社は、次の①～③のいずれかにあてはまった場合は保険金を支払いません。

- ① この保険契約の保険期間の開始時から、保険料（注）を領収した時までの期間中に第2条（保険金を支払うときは？）の診断確定をされた場合
- ② この保険契約の保険期間の開始時から、保険料（注）を領収した時までの期間中に開始した第3条（引受基準緩和型ガン入院保険金の支払）（1）の入院
- ③ 補償対象者が第2条の診断確定をされた時が、その診断確定をされた時の医療保険契約の保険期間の開始時から、その医療保険契約の保険料（注）を領収した時までの期間中であつた場合、その医療保険契約の継続契約の保険期間中に開始した第3条（1）の入院
（注）第1回保険料をいいます。

第7条（保険期間と保険金の支払い責任の関係）

(1) アメリカンホーム保険会社は、保険期間（注1）中に補償対象者が第2条（保険金を支払うときは？）の診断確定を受け、かつ、第3条（引受基準緩和型ガン入院保険金の支払）（1）の入院を開始（注2）した場合に限り、保険金を支払います。

（注1）この保険契約が継続契約である場合には、この保険契約が継続されてきた各保険契約の保険期間を含みます。

（注2）入院を開始した時と診断確定された時との前後を問いません。

(2) 保険期間の開始日より前にこうむったガンを直接の原因とする入院についても、保険期間の開始日より後にそのガンが悪化したことまたはそのガンと医学上重要な関係があるガンをこうむったことにより、入院による治療が必要であると医師によって判断された場合は、保険期間の開始日より後に診断確定されたガンによる入院とみなします。ただし、第4条（保険金が支払われないときは？）（6）に定める保険証券にかかっている日数を経過した日の翌日の午前0時より前に入院による治療が必要であると医師によって判断された場合は、保険期間の開始日より後に診断確定されたガンによる入院（注）とみなしません。
（注）転入院を含みます。

(3) 補償対象者がこの保険契約の保険期間中に入院を開始し、その入院が継続している時にこの保険契約が満了した場合は、アメリカンホーム保険会社は、その継続している入院を保険期間中の入院とみなします。

(4) この特約の保険期間の開始日より前に発病した病気を直接の原因として第3条（引受基準緩和型ガン入院保険金の支払）に定める保険金の支払事由にあてはまった場合は、次の①・②のとおりとします。

① 保険契約締結（注）の際に、アメリカンホーム保険会社が、告知等により知っていたその病気に関する本当のことをもとに承諾した場合には、その承諾した範囲内で保険金を支払います。ただし、本当のことが一部が告知されなかったことにより、その病気に関する本当のことをアメリカンホーム保険会社が正確に知ることができなかった場合は、保険金を支払いません。

② その病気について、この特約の保険期間の開始日より前に、補償対象者が補償対象者以外の医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合には、保険金を支払います。ただし、その病気による症状について保険契約者・補償対象者の少なくともどちらかが認識または自覚していた場合は、保険金を支払いません。
（注）保険契約の復活・保険契約の条件の変更を含みます。

第8条（保険料の払込方法は？の特則）

アメリカンホーム保険会社が保険金を支払う場合におい

て、第3条（引受基準緩和型ガン入院保険金の支払）（1）・（3）の入院を開始した日の属する月の末日までに払込期日が到来している未払込保険料があるときは、アメリカンホーム保険会社は、支払保険金からその金額を差し引き、保険料の払込みに充当することができるものとします。

第9条（契約年齢・性別が誤っていたときは？の特則）

普通保険約款第8条（契約年齢・性別が誤っていたときは？）（1）・（2）の規定により追加保険料を請求する場合において、次の①・②のどちらかにあてはまったときは、アメリカンホーム保険会社は、誤った契約年齢・性別に基づいた保険料の正しい契約年齢・性別に基づいた保険料に対する割合により、保険金を削減して支払います。

- ① 追加保険料の領収前に、この特約第2条（保険金を支払うときは？）の診断確定をされた場合
- ② 追加保険料の領収前に、この特約第3条（引受基準緩和型ガン入院保険金の支払）（1）・（3）の入院を開始した場合

第10条（契約の締結時に必ずすべきことは？－告知義務の特則）

- （1）普通保険約款第9条（契約の締結時に必ずすべきことは？－告知義務）（2）の規定は、同第9条（3）①～④のいずれかにあてはまる場合もしくは保険契約者・補償対象者が、補償対象者がこの特約第2条（保険金を支払うときは？）の診断確定を受ける前に、告知事項につき、書面をもって訂正をアメリカンホーム保険会社に申し出て、アメリカンホーム保険会社がこれを承認した場合には適用しません。なお、アメリカンホーム保険会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事項が、保険契約締結（注）の際にアメリカンホーム保険会社に告げられていたとしても、アメリカンホーム保険会社が保険契約を締結（注）していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。

（注）保険契約の復活・保険契約の条件の変更を含みます。

- （2）普通保険約款第9条（契約の締結時に必ずすべきことは？－告知義務）（2）の規定による解除がこの特約第3条（引受基準緩和型ガン入院保険金の支払）（1）・（3）の入院を開始した後になされた場合であっても、普通保険約款第17条（解除の効力とは？）の規定にかかわらず、アメリカンホーム保険会社は、保険金を支払いません。この場合において、すでに保険金を支払っていたときは、アメリカンホーム保険会社は、その返還を請求することができます。
- （3）（2）の規定は、普通保険約款第9条（契約の締結時に必ずすべきことは？－告知義務）（2）に規定する告知なかった本当の事実または告げた本当でないことに基づかず、この特約第2条（保険金を支払うときは？）の診断確定をされたガンについては適用しません。

第11条（契約が復活できるのは？の特則）

保険契約が復活した場合であっても、アメリカンホーム保険会社は、次の①・②のどちらかにあてはまったときは、保険金を支払いません。

- ① 普通保険約款第18条（第2回以後の保険料の払込猶予と保険契約の解除とは？）（2）の規定により解除された日から普通保険約款第19条（契約が復活できるのは？）（2）の保険契約の復活を承認する前に、この特約第2条（保険金を支払うときは？）の診断確定をされたとき。
- ② 普通保険約款第18条（2）の規定により解除された日から普通保険約款第19条（2）の保険契約の復活を承認する前に、この特約第3条（引受基準緩和型ガン入院保険金の支払）（1）・（3）の入院を開始したとき。

第12条（入院を開始した場合の通知）

- （1）補償対象者が第3条（引受基準緩和型ガン入院保険金の支払）（1）・（3）の入院を開始した場合は、保険契約者・補償対象者・保険金を受け取るべき者は、補償対象者が入院を開始した日からその日を含めて30日以内に、身体障害の内容・入院の状況等についてアメリカンホーム保険会社

に通知しなければなりません。この場合において、アメリカンホーム保険会社が書面による通知・説明を求めたときまたは補償対象者の診断書・死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

- （2）保険契約者・補償対象者・保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく（1）の規定に違反した場合、またはその通知・説明について知っている本当のことを告げなかった場合もしくは本当でないことを告げた場合は、アメリカンホーム保険会社は、それによってアメリカンホーム保険会社がこうむった損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第13条（保険金を請求するには？の特則）

- （1）アメリカンホーム保険会社に対する保険金を請求する権利は、補償対象者が第3条（引受基準緩和型ガン入院保険金の支払）（1）の入院を終了した時から発生し、これを行行使することができるものとします。
- （2）（1）にかかわらず第3条（引受基準緩和型ガン入院保険金の支払）（1）の入院が1か月以上継続する場合には、補償対象者・保険金を受け取るべき者は、アメリカンホーム保険会社に対し保険金の内払を請求することができます。また、その場合の保険金を請求する権利は、第3条（1）の入院が、1か月以上継続した日から発生するものとします。
- （3）補償対象者・保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、次の①～⑩の書類のうちアメリカンホーム保険会社が求めるものを提出しなければなりません。
 - ① 保険金請求書
 - ② 保険証券
 - ③ アメリカンホーム保険会社の定める身体障害状況報告書
 - ④ 公の機関（注）の事故証明書
 - ⑤ 補償対象者・保険金を受け取るべき者の印鑑証明書
 - ⑥ 補償対象者以外の医師によるアメリカンホーム保険会社の定める診断書
 - ⑦ 入院日数が書かれている病院等の証明書類
 - ⑧ アメリカンホーム保険会社が補償対象者の症状・治療内容等について医師に照会し説明を求めることについての同意書
 - ⑨ 補償対象者が死亡した場合には、死亡診断書・死体検案書のどちらか
 - ⑩ 保険金の請求を第三者に委任する場合には、保険金の請求の委任を証する書類・委任を受けた者の印鑑証明書
 - ⑪ その他アメリカンホーム保険会社が普通保険約款第27条（保険金の支払時期は？）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類・証拠として保険契約締結の際にアメリカンホーム保険会社が交付する書面等において定めたもの（注）やむを得ない場合には、第三者をいいます。

- （4）アメリカンホーム保険会社は、身体障害の内容・入院の状況等に応じ、保険契約者・補償対象者・保険金を受け取るべき者に対して、（3）の書類以外の書類・証拠の提出またはアメリカンホーム保険会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、アメリカンホーム保険会社が求めた書類・証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

- （5）保険契約者・補償対象者・保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく（4）の規定に違反した場合または（3）・（4）もしくは普通保険約款第26条（保険金を請求するには？）（3）・（4）の書類に知っている本当のことを書かなかった場合もしくは本当でないことを書いた場合、もしくはその書類・証拠を偽造・変造した場合は、アメリカンホーム保険会社は、それによってアメリカンホーム保険会社がこうむった損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第14条（アメリカンホーム保険会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

- （1）アメリカンホーム保険会社は、第12条（入院を開始した

場合の通知)の規定による通知・第13条(保険金を請求するには?の特則)の規定による請求を受けた場合は、身体障害の程度の認定・その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者・補償対象者・保険金を受け取るべき者に対しアメリカンホーム保険会社の指定する医師が作成した補償対象者の診断書・死体検案書の提出を求めることができます。また、補償対象者の身体障害の症状・治療内容等について、アメリカンホーム保険会社は、その診断を行った医師・病院等に対して直接確認を行い説明を求めることができます。

(2) (1)の規定による診断・死体の検案(注1)のために要した費用(注2)は、アメリカンホーム保険会社が負担します。

(注1) 死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

(注2) 収入の喪失を含みません。

第15条 (代位)

アメリカンホーム保険会社が保険金を支払った場合であっても、補償対象者・その法定相続人がその身体障害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、アメリカンホーム保険会社に移転しません。

第16条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款・これに付帯された特約の規定を準用します。

別表 第1条(用語の意味は?)の悪性新生物・上皮内新生物

対象となる悪性新生物・上皮内新生物

対象となる悪性新生物・上皮内新生物とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中次のいずれかにあてはまるものとし、分類項目の内容については厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10準拠」によるものとします。

1. 悪性新生物

分類項目	基本分類コード	支払要件
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00-C14	補償対象者以外の医師により、病理組織学的所見(生検・剖検)に基づき診断確定されたものに限り、ただし、病理組織学的所見(生検・剖検)が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。
消化器の悪性新生物	C15-C26	
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30-C39	
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40-C41	
皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物	C43-C44	
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45-C49	
乳房の悪性新生物	C50	
女性性器の悪性新生物	C51-C58	
男性性器の悪性新生物	C60-C63	
尿路の悪性新生物	C64-C68	
眼、脳および中枢神経系のその他の部位の悪性新生物	C69-C72	
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73-C75	
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76-C80	

分類項目	基本分類コード	支払要件
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81-C96	
独立した(原発性)多部位の悪性新生物	C97	
真正赤血球増加症(多血症)	D45	
骨髄異形成症候群	D46	
リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不祥または不明のその他の新生物(D47)のうち		
・慢性骨髄増殖性疾患 ・本態性(出血性)血小板血症	D47.1 D47.3	

(注) 悪性新生物には、上皮内新生物(基本分類コードD00-D07およびD09)を含みません。また、1987年国際対がん連合(UICC)により発行された、「TNM悪性腫瘍の分類改訂第4版」で、病期分類が0期の病変を含みません。従って、上皮内癌、非浸潤癌、大腸粘膜内癌等は、悪性新生物に該当しません。

2. 上皮内新生物

分類項目	基本分類コード	支払要件
上皮内新生物	D00-D07, D09	補償対象者以外の医師により、病理組織学的所見(生検・剖検)に基づき診断確定されたものに限り、

(注) 上皮内新生物には、1987年国際対がん連合(UICC)により発行された、「TNM悪性腫瘍の分類改訂第4版」で、病期分類が0期の病変を含みます。従って、上皮内癌、非浸潤癌、大腸粘膜内癌等は、上皮内新生物として取り扱います。

2. 引受基準緩和型ガン手術保険金支払特約

この特約の趣旨

この特約は、補償対象者がガンをこうむり、その治療のために手術を受けたときに、引受基準緩和型ガン手術保険金を支払うことを主な内容としています。

第1章 用語の定義条項

第1条 (用語の意味は?)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次のとおり取り決めます。

用語	意味
医科診療報酬点数表	手術または放射線治療を受けた時点において、厚生労働省告示にもとづき定められている医科診療報酬点数表をいいます。
ガン	別表の悪性新生物・上皮内新生物をいい、別表に定める支払要件を満たすものに限り、

用語	意味
継続契約	引受基準緩和型ガン手術保険金支払特約付帯新・医療総合保険契約の保険期間（注1）の終わる日（注2）を保険期間の初日とする引受基準緩和型ガン手術保険金支払特約付帯新・医療総合保険契約をいいます。 （注1）1年以上に限りません。 （注2）その医療保険契約が終わる日より前に解除されていた場合にはその解除日をいいます。
手術	公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料・放射線（注1）治療料の算定対象として列挙されている診療行為（注2）をいいます。 （注1）体外照射・組織内照射・腔内照射でその総量が50グレイ以上となる場合に限りません。ただし血液照射は除きます。 （注2）電磁波温熱療法を含みます。
入院	治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院等に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
引受基準緩和型ガン手術保険金額	保険証券に書かれている引受基準緩和型ガン手術保険金額をいいます。
病院等	次の①～③のいずれかにあてはまるものをいいます。ただし、①・②については、介護保険法（平成9年法律第123号）に定める介護療養型医療施設を除きます。 ① 医療法（昭和23年法律第205号）に定める日本国内にある病院 ② 医療法に定める日本国内にある患者を収容する施設を有する診療所 ③ ①・②の病院・診療所と同等の日本国外にある医療施設
保険金	引受基準緩和型ガン手術保険金をいいます。

第2章 補償条項

第2条（保険金を支払うときは？）

アメリカンホーム保険会社は、補償対象者がこうむった身体障害が補償対象者以外の医師により診断確定されたガンであった場合に限り、この特約・普通保険約款に従い保険金を支払います。

第3条（引受基準緩和型ガン手術保険金の支払）

（1）アメリカンホーム保険会社は、補償対象者が補償対象者以外の医師によりガンと診断確定され、その治療のために、保険期間中に病院等において手術（注）を受けた場合には、次のとおり所定の引受基準緩和型ガン手術保険金額を保険金として補償対象者に支払います。

引受基準緩和型ガン手術保険金額	手術の種類
A	入院を伴う手術
B	入院を伴わない手術

（注）手術を受けた時と、診断確定された時との前後を問いません。

（2）この保険契約が初度契約の場合、保険期間の初日からその日を含めて1年間において、補償対象者が受けた手術に対してアメリカンホーム保険会社が支払う保険金の額は、（1）に掲げる引受基準緩和型ガン手術保険金額の規定にかかわらず、（1）の保険金の額の50%相当額とします。
（3）補償対象者が、同一の手術を2回以上受けた場合で、かつその手術が医科診療報酬点数表において、一連の治療行

為を連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定される治療行為にあてはまるときは、次の①・②のとおり同一手術期間を定め、各同一手術期間中に受けた一連の手術については、各同一手術期間中に受けた一連の手術のうち、保険金額が最も高いいずれかの手術についてのみ保険金をそれぞれ支払います。

- ① 一連の手術のうち最初の手術を受けた日からその日を含めて14日間を同一手術期間とします。
 - ② 同一手術期間経過後に一連の手術を受けた場合には、直前の同一手術期間経過後最初にその手術を受けた日からその日を含めて14日間を新たな同一手術期間とします。それ以後、同一手術期間経過後一連の手術を受けた場合も同様とします。
- （4）補償対象者が、同一の手術を2回以上受けた場合で、かつその手術がファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・咽頭・胸・腹部臓器手術にあてはまるときは、次の①・②のとおり同一手術期間を定め、各同一手術期間中に受けたファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・咽頭・胸・腹部臓器手術については、各同一手術期間中に受けた手術のうち、保険金額が最も高いいずれかの手術についてのみ保険金をそれぞれ支払います。
- ① ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・咽頭・胸・腹部臓器手術のうち最初の手術を受けた日からその日を含めて60日間を同一手術期間とします。
 - ② 同一手術期間経過後にファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・咽頭・胸・腹部臓器手術を受けた場合には、直前の同一手術期間経過後最初にそのファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・咽頭・胸・腹部臓器手術を受けた日からその日を含めて60日間を新たな同一手術期間とします。それ以後、同一手術期間経過後にファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・咽頭・胸・腹部臓器手術を受けた場合も同様とします。
- （5）補償対象者が、同一の手術を2回以上受けた場合で、かつその手術が医科診療報酬点数表において、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為にあてはまるときは、次の①・②のとおり同一放射線治療期間を定め、各同一放射線治療期間中に受けた放射線治療については、各同一放射線治療期間中に受けた放射線治療のうち、保険金額が最も高いいずれかの放射線治療についてのみ保険金をそれぞれ支払います。
- ① 放射線治療のうち最初の放射線治療を受けた日からその日を含めて60日間を同一放射線治療期間とします。
 - ② 同一放射線治療期間経過後に放射線治療を受けた場合には、直前の同一放射線治療期間経過後最初にその放射線治療を受けた日からその日を含めて60日間を新たな同一放射線治療期間とします。それ以後、同一放射線治療期間経過後に放射線治療を受けた場合も同様とします。
- （6）補償対象者が同時に2以上の手術を受けた場合においても、アメリカンホーム保険会社は、重複しては保険金を支払いません。
- （7）保険契約者は、普通保険約款・特約で補償対象者に支払うと定められた保険金について、その受取人を補償対象者以外の者とすること・変更することはできません。

第4条（保険金が支払われないときは？）

- （1）アメリカンホーム保険会社は、次の①～⑩のいずれかによってこうむったガンに対しては、保険金を支払いません。
- ① 保険契約者（注1）または補償対象者のわざとまたはこれに準じた重大な不注意
 - ② 保険金を受け取るべき者（注2）のわざとまたはこれに準じた重大な不注意。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限りません。
 - ③ 補償対象者の自殺行為・犯罪行為・闘争行為
 - ④ 補償対象者の麻薬・大麻・あへん・覚せい剤・シンナー

等の使用。ただし、治療を目的として医師が用いた場合には、保険金を支払います。

- ⑤ 補償対象者のアルコール依存・薬物依存・薬物乱用。ただし、治療を目的として医師が薬物を用いた場合には、保険金を支払います。
- ⑥ 戦争・外国の武力行使・革命・政権奪取・内乱・武装反乱・その他これらに類似の事変・暴動（注3）
- ⑦ 核燃料物質（注4）・核燃料物質（注4）によって汚染された物（注5）の放射性・爆発性・その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑧ ⑥・⑦の事由に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑨ ⑦以外の放射線照射・放射能汚染
- ⑩ 補償対象者の先天性異常

（注1）保険契約者が法人である場合は、その理事・取締役・法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注2）保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事・取締役・法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注3）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注4）使用済燃料を含みます。

（注5）原子核分裂生成物を含みます。

- （2）次の①～③のいずれかにあてはまる場合に、保険契約者または補償対象者がわざとまたはこれに準じた重大な不注意によって、告知事項について、アメリカンホーム保険会社を知っている本当のことを告げなかったときまたは本当でないことを告げたときは、アメリカンホーム保険会社は、その告げなかった本当のことまたは告げた本当でないことを直接の原因として第2条（保険金を支払うときは？）の診断確定をされたガンに対しては、保険金を支払いません。ただし、保険期間の開始時より前にこうむった身体障害を直接の原因として、保険期間の開始日からその日を含めて2年を経過した後に第3条（引受基準緩和型ガン手術保険金の支払）（1）の手術を行った場合は、保険期間の開始日以後の原因によるものとみなして保険金を支払います。

① 保険契約の締結をする場合

② 保険契約の復活をする場合

③ 保険契約の条件の変更（注）をする場合

（注）変更により支払われる保険金に限りです。

- （3）（2）の場合において、補償対象者がその診断確定を受ける前に、保険契約者・補償対象者が告知事項の訂正をアメリカンホーム保険会社に書面により申し出て、アメリカンホーム保険会社がこれを承認したときは、保険金を支払います。

- （4）アメリカンホーム保険会社は、美容上の処置のみを目的とする手術に対しては保険金を支払いません。ただし、この原因が第2条（保険金を支払うときは？）の診断確定をされたガンによる場合には、保険金を支払います。

- （5）アメリカンホーム保険会社は、歯科の治療を目的とする手術に対しては保険金を支払いません。ただし、この原因が第2条（保険金を支払うときは？）の診断確定をされたガンによる場合には、保険金を支払います。

- （6）この保険契約が初度契約である場合において、補償対象者が第2条の診断確定を受け、手術による治療が必要であると医師によって判断された時が保険期間の初日からその日を含めて保険証券に書かれている日数を経過した日の翌日の午前0時より前であるとき、アメリカンホーム保険会社は、その手術に対しては保険金を支払いません。

第5条（ガンの程度の決定は？）

- （1）ガンをこうむった補償対象者が同時にガン以外の他の身体障害をこうむった場合には、アメリカンホーム保険会社は、その身体障害の影響がなかったときに相当するガンの程度に対して保険金を支払います。ただし、手術を要するに至った主な原因がガンである場合に限り、その他の身体障害によって悪くなった状態をもって保険金を支払いま

す。

- （2）すでに身体障害をこうむっている補償対象者が新たに身体障害をこうむった場合も、（1）と同様とします。

- （3）正当な理由がないのに、補償対象者が必要な治療を受けなかったり、または、保険契約者・保険金を受け取るべき者（注）が必要な治療をさせなかったために、保険金を支払うべきガンの程度が悪くなった場合も、（1）と同様の方法で支払います。

（注）保険契約者・保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事・取締役・法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

- （4）保険契約者・補償対象者・保険金を受け取るべき者（注）のわざとまたはこれに準じた重大な不注意によって、ガンの程度が悪くなった場合も、（1）～（3）と同様の方法で支払います。

（注）保険契約者・保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事・取締役・法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

第3章 基本条項

第6条（保険の始めと終りは？の特則）

保険期間が始まった後でも、アメリカンホーム保険会社は、次の①～③のいずれかにあてはまった場合は保険金を支払いません。

- ① この保険契約の保険期間の開始時から、保険料（注）を領収した時までの期間中に第2条（保険金を支払うときは？）の診断確定をされた場合

- ② この保険契約の保険期間の開始時から、保険料（注）を領収した時までの期間中に行われた第3条（引受基準緩和型ガン手術保険金の支払）（1）の手術

- ③ 補償対象者が第2条の診断確定をされた時が、その診断確定をされた時の医療保険契約の保険期間の開始時から、その医療保険契約の保険料（注）を領収した時までの期間中であつた場合、その医療保険契約の継続契約の保険期間中に行われた第3条（1）の手術
（注）第1回保険料をいいます。

第7条（保険期間と保険金の支払い責任の関係）

- （1）アメリカンホーム保険会社は、保険期間（注1）中に補償対象者が第2条（保険金を支払うときは？）の診断確定を受け、かつ、第3条（引受基準緩和型ガン手術保険金の支払）（1）・（2）の手術を受け（注2）た場合に限り、保険金を支払います。

（注1）この保険契約が継続契約である場合には、この保険契約が継続されてきた各保険契約の保険期間を含みます。

（注2）手術を受けた時と診断確定された時との前後を問いません。

- （2）保険期間の開始時より前にこうむったガンを直接の原因とする手術についても、保険期間の開始時より後にそのガンが悪化したことまたはそのガンと医学上重要な関係があるガンをこうむったことにより、手術による治療が必要であると医師によって判断された場合は、保険期間の開始時より後に診断確定されたガンによる手術とみなします。ただし、第4条（保険金が支払われないときは？）（6）に定める保険証券にかかっている日数を経過した日の翌日の午前0時より前に手術による治療が必要であると医師によって判断された場合は、保険期間の開始時より後に診断確定されたガンによる手術とみなしません。

- （3）この特約の保険期間の開始時より前に発病した病気を直接の原因として第3条（引受基準緩和型ガン手術保険金の支払）に定める保険金の支払事由にあてはまった場合は、次の①・②のとおりとします。

- ① 保険契約締結（注）の際に、アメリカンホーム保険会社が、告知等により知っていたその病気に関する本当のことをもとに承諾した場合には、その承諾した範囲内で保険金を支払います。ただし、本当のことが一部が告知されなかつ

たことにより、その病気に関する本当のことをアメリカンホーム保険会社が正確に知ることができなかった場合は、保険金を支払いません。

- ② その病気について、この特約の保険期間の開始時より前に、補償対象者が補償対象者以外の医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合には、保険金を支払います。ただし、その病気による症状について保険契約者・補償対象者の少なくともどちらかが認識または自覚していた場合は、保険金を支払いません。

(注) 保険契約の復活・保険契約の条件の変更を含みます。

第8条 (保険料の払込方法は?の特則)

アメリカンホーム保険会社が保険金を支払う場合において、第3条(引受基準緩和型ガン手術保険金の支払)(1)・(2)の手術を行った日の属する月の末日までに払込期日が到来している未払込保険料があるときは、アメリカンホーム保険会社は、支払保険金からその金額を差し引き、保険料の払込みに充当することができるものとします。

第9条 (契約年齢・性別が誤っていたときは?の特則)

普通保険約款第8条(契約年齢・性別が誤っていたときは?)(1)・(2)の規定により追加保険料を請求する場合において、次の①・②のどちらかにあてはまったときは、アメリカンホーム保険会社は、誤った契約年齢・性別に基づいた保険料の正しい契約年齢・性別に基づいた保険料に対する割合により、保険金を削減して支払います。

- ① 追加保険料の領収前に、この特約第2条(保険金を支払うときは?)の診断確定をされた場合
② 追加保険料の領収前に、この特約第3条(引受基準緩和型ガン手術保険金の支払)(1)・(2)の手術が行われた場合

第10条 (契約の締結時に必ずすべきことは? -告知義務の特則)

- (1) 普通保険約款第9条(契約の締結時に必ずすべきことは? -告知義務)(2)の規定は、同第9条(3)①~④のいずれかにあてはまる場合もしくは保険契約者・補償対象者が、補償対象者がこの特約第2条(保険金を支払うときは?)の診断確定を受ける前に、告知事項につき、書面をもって訂正をアメリカンホーム保険会社に申し出て、アメリカンホーム保険会社がこれを承認した場合には適用しません。なお、アメリカンホーム保険会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事項が、保険契約締結(注)の際にアメリカンホーム保険会社に告げられていたとしても、アメリカンホーム保険会社が保険契約を締結(注)していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。

(注) 保険契約の復活・保険契約の条件の変更を含みます。

- (2) 普通保険約款第9条(契約の締結時に必ずすべきことは? -告知義務)(2)の規定による解除がこの特約第3条(引受基準緩和型ガン手術保険金の支払)(1)・(2)の手術が行われた後になされた場合であっても、普通保険約款第17条(解除の効力とは?)の規定にかかわらず、アメリカンホーム保険会社は、保険金を支払いません。この場合において、すでに保険金を支払っていたときは、アメリカンホーム保険会社は、その返還を請求することができます。
- (3) (2)の規定は、普通保険約款第9条(契約の締結時に必ずすべきことは? -告知義務)(2)に規定する告げなかった本当の事実または告げた本当でないことに基づかずにこの特約第2条(保険金を支払うときは?)の診断確定をされたガンについては適用しません。

第11条 (契約が復活できるのは?の特則)

保険契約が復活した場合であっても、アメリカンホーム保険会社は、次の①・②のどちらかにあてはまったときは、保険金を支払いません。

- ① 普通保険約款第18条(第2回以後の保険料の払込猶予と保険契約の解除とは?)(2)の規定により解除された日

から普通保険約款第19条(契約が復活できるのは?)(2)の保険契約の復活を承認する前に、この特約第2条(保険金を支払うときは?)の診断確定をされたとき。

- ② 普通保険約款第18条(2)の規定により解除された日から普通保険約款第19条(2)の保険契約の復活を承認する前に、この特約第3条(引受基準緩和型ガン手術保険金の支払)(1)・(2)の手術が行われたとき。

第12条 (手術を受けた場合の通知)

- (1) 補償対象者が第3条(引受基準緩和型ガン手術保険金の支払)(1)・(2)の手術を受けた場合は、保険契約者・補償対象者・保険金を受け取るべき者は、補償対象者が手術を受けた日からその日を含めて30日以内に、身体障害の内容・その程度等についてアメリカンホーム保険会社に通知しなければなりません。この場合において、アメリカンホーム保険会社が書面による通知・説明を求めたときまたは補償対象者の診断書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。
- (2) 保険契約者・補償対象者・保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合、またはその通知・説明について知っている本当のことを告げなかった場合もしくは本当でないことを告げた場合は、アメリカンホーム保険会社は、それによってアメリカンホーム保険会社がこうむった損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第13条 (保険金を請求するには?の特則)

- (1) アメリカンホーム保険会社に対する保険金を請求する権利は、補償対象者の第3条(引受基準緩和型ガン手術保険金の支払)(1)の手術が終了した時から発生し、これを行行使することができるものとします。
- (2) 補償対象者・保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、次の①~⑩の書類のうちアメリカンホーム保険会社が求めるものを提出しなければなりません。
- ① 保険金請求書
 - ② 保険証券
 - ③ アメリカンホーム保険会社の定める身体障害状況報告書
 - ④ 公の機関(注)の事故証明書
 - ⑤ 補償対象者・保険金を受け取るべき者の印鑑証明書
 - ⑥ 補償対象者以外の医師によるアメリカンホーム保険会社の定める診断書
 - ⑦ アメリカンホーム保険会社が補償対象者の症状・治療内容等について医師に照会し説明を求めることについての同意書
 - ⑧ 補償対象者が死亡した場合には、死亡診断書・死体検案書のどちらか
 - ⑨ 保険金の請求を第三者に委任する場合には、保険金の請求の委任を証する書類・委任を受けた者の印鑑証明書
 - ⑩ その他アメリカンホーム保険会社が普通保険約款第27条(保険金の支払時期は?)(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類・証拠として保険契約締結の際にアメリカンホーム保険会社が交付する書面等において定めたもの
- (注) やむを得ない場合には、第三者をいいます。
- (3) アメリカンホーム保険会社は、身体障害の内容等に応じ、保険契約者・補償対象者・保険金を受け取るべき者に対して、(2)の書類以外の書類・証拠の提出またはアメリカンホーム保険会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、アメリカンホーム保険会社が求めた書類・証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (4) 保険契約者・補償対象者・保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(3)の規定に違反した場合または(2)・(3)もしくは普通保険約款第26条(保険金を請求するには?)(3)・(4)の書類に知っている本当の事実を書かなかった場合もしくは本当でないことを書いた場合、もしくはその書類・証拠を偽造・変造した場合は、アメリカンホーム保険会社は、それによってアメリカンホーム保険会

社がこうむった損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第14条 (アメリカンホーム保険会社の指定する医師が作成した診断書等の要求)

- (1) アメリカンホーム保険会社は、第12条(手術を受けた場合の通知)の規定による通知・第13条(保険金を請求するには?の特則)の規定による請求を受けた場合は、身体障害の程度認定・その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者・補償対象者・保険金を受け取るべき者に対しアメリカンホーム保険会社の指定する医師が作成した補償対象者の診断書・死体検案書の提出を求めることができます。また、補償対象者の身体障害の症状・その程度等について、アメリカンホーム保険会社は、その診断を行った医師・病院等に対して直接確認を行い説明を求めることができます。
- (2) (1)の規定による診断・死体の検案(注1)のために要した費用(注2)は、アメリカンホーム保険会社が負担します。
(注1) 死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。
(注2) 収入の喪失を含みません。

第15条 (代位)

アメリカンホーム保険会社が保険金を支払った場合であっても、補償対象者・その法定相続人がその身体障害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、アメリカンホーム保険会社に移転しません。

第16条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款・これに付帯された特約の規定を準用します。

別表 第1条(用語の意味は?)の悪性新生物・上皮内新生物

対象となる悪性新生物・上皮内新生物

対象となる悪性新生物・上皮内新生物とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中次のいずれかにあてはまるものとし、分類項目の内容については厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10準拠」によるものとします。

1. 悪性新生物

分類項目	基本分類コード	支払要件
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00-C14	補償対象者以外の医師により、病理組織学的所見(生検・剖検)に基づき診断確定されたものに限り、ただし、病理組織学的所見(生検・剖検)が得られない場合には、他の所見による診断確定も認められます。
消化器の悪性新生物	C15-C26	
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30-C39	
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40-C41	
皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物	C43-C44	
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45-C49	
乳房の悪性新生物	C50	
女性性器の悪性新生物	C51-C58	
男性性器の悪性新生物	C60-C63	
尿路の悪性新生物	C64-C68	

分類項目	基本分類コード	支払要件
眼、脳および中枢神経系のその他の部位の悪性新生物	C69-C72	補償対象者以外の医師により、病理組織学的所見(生検・剖検)に基づき診断確定されたものに限り、ただし、病理組織学的所見(生検・剖検)が得られない場合には、他の所見による診断確定も認められます。
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73-C75	
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76-C80	
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81-C96	
独立した(原発性)多部位の悪性新生物	C97	
真正赤血球増加症(多血症)	D45	
骨髄異形成症候群	D46	
リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不祥または不明のその他の新生物(D47)のうち	D47.1 D47.3	
・慢性骨髄増殖性疾患 ・本態性(出血性)血小板血症		

(注) 悪性新生物には、上皮内新生物(基本分類コードD00-D07およびD09)を含みません。また、1987年国際対がん連合(UICC)により発行された、「TNM悪性腫瘍の分類改訂第4版」で、病期分類が0期の病変を含みません。従って、上皮内癌、非浸潤癌、大腸粘膜内癌等は、悪性新生物に該当しません。

2. 上皮内新生物

分類項目	基本分類コード	支払要件
上皮内新生物	D00-D07, D09	補償対象者以外の医師により、病理組織学的所見(生検・剖検)に基づき診断確定されたものに限り、ただし、病理組織学的所見(生検・剖検)が得られない場合には、他の所見による診断確定も認められます。

(注) 上皮内新生物には、1987年国際対がん連合(UICC)により発行された、「TNM悪性腫瘍の分類改訂第4版」で、病期分類が0期の病変を含みます。従って、上皮内癌、非浸潤癌、大腸粘膜内癌等は、上皮内新生物として取り扱います。

3. 引受基準緩和型ガン通院療養保険金支払特約

この特約の趣旨

この特約は、補償対象者がガンをこうむり、その治療のために所定の期間入院後、所定の期間中に通院をしたときに、引受基準緩和型ガン通院療養保険金を支払うことを主な内容としています。

第1章 用語の定義条項

第1条 (用語の意味は?)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次のとおり取り決めます。

用語	意味
ガン	別表の悪性新生物・上皮内新生物をいい、別表に定める支払要件を満たすものに限りません。
継続契約	引受基準緩和型ガン通院療養保険金支払特約付帯新・医療総合保険契約の保険期間（注1）の終わる日（注2）を保険期間の初日とする引受基準緩和型ガン通院療養保険金支払特約付帯新・医療総合保険契約をいいます。 （注1）1年以上に限りません。 （注2）その医療保険契約が終わる日より前に解除されていた場合にはその解除日をいいます。
支払対象期間	第3条（引受基準緩和型ガン通院療養保険金の支払）（1）①の入院の終了日の翌日からその日を含めて保険証券に書かれている日数を経過した日までの期間をいいます。
通院	治療が必要な場合において、病院等に通り、または往診により、治療を受けることをいいます。
転入院	治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院等に入り、常に医師の管理下において治療に専念する状態がやむ前に、入院中の病院等から他の病院等に移り、再び入院することをいいます。
入院	治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院等に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
引受基準緩和型ガン通院療養保険金日額	保険証券に書かれている引受基準緩和型ガン通院療養保険金日額をいいます。
病院等	次の①～③のいずれかにあてはまるものをいいます。ただし、①・②については、介護保険法（平成9年法律第123号）に定める介護療養型医療施設を除きます。 ① 医療法（昭和23年法律第205号）に定める日本国内にある病院 ② 医療法に定める日本国内にある患者を収容する施設を有する診療所 ③ ①・②の病院・診療所と同等の日本国外にある医療施設
保険金	引受基準緩和型ガン通院療養保険金をいいます。

第2章 補償条項

第2条（保険金を支払うときは?）

アメリカンホーム保険会社は、補償対象者がこうむった身体障害が補償対象者以外の医師により診断確定されたガンであった場合に限り、この特約・普通保険約款に従い保険金を支払います。

第3条（引受基準緩和型ガン通院療養保険金の支払）

（1）アメリカンホーム保険会社は、補償対象者が補償対象者以外の医師によりガンと診断確定され、その治療のために入院（注）し、次の①～③の条件をすべて満たす場合には、支払対象期間における通院に対し、保険金を補償対象者に支払います。ただし、平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障がない程度に身体障害がなかつた時以後の通院に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険期間中に開始した入院であること。
- ② ①の入院が保険証券に書かれている入院日数以上であり、かつ、引受基準緩和型ガン入院保険金支払特約第3条（引受基準緩和型ガン入院保険金の支払）の規定により引

受基準緩和型ガン入院保険金が支払われること。

- ③ ②の入院が終了した後、そのガンの治療のために通院したこと。
（注）入院を開始した時と、診断確定された時との前後を問いません。
- （2）（1）の保険金は、次の算式によって算出した額とします。

$$\text{引受基準緩和型ガン通院療養保険金日額} \times \text{支払対象期間における通院の日数} = \text{保険金の額} \quad (\text{注})$$

- （注）支払対象期間における最初の通院日から数えます。
- （3）この保険契約が初度契約の場合、保険期間の初日からその日を含めて1年間において、通院1日につきアメリカンホーム保険会社が支払う保険金の額は、（2）に掲げる引受基準緩和型ガン通院療養保険金日額の規定にかかわらず、（2）の引受基準緩和型ガン通院療養保険金日額の50%相当額とします。
 - （4）（1）～（3）の規定にかかわらず、引受基準緩和型ガン入院保険金支払特約第3条（引受基準緩和型ガン入院保険金の支払）のガン入院保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、保険金を支払いません。
 - （5）（1）～（3）の規定にかかわらず、保険期間後に開始した支払対象期間における通院に対しては、保険金を支払いません。
 - （6）補償対象者が転入院した場合は、継続した1回の入院とみなします。
 - （7）保険契約者は、普通保険約款・特約で補償対象者に支払うと定められた保険金について、その受取人を補償対象者以外の者とする・変更することはできません。

第4条（保険金が支払われないときは?）

- （1）アメリカンホーム保険会社は、次の①～⑩のいずれかによってこうむったガンに対しては、保険金を支払いません。
 - ① 保険契約者（注1）または補償対象者のわざとまたはこれに準じた重大な不注意
 - ② 保険金を受け取るべき者（注2）のわざとまたはこれに準じた重大な不注意。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
 - ③ 補償対象者の自殺行為・犯罪行為・闘争行為
 - ④ 補償対象者の麻薬・大麻・あへん・覚せい剤・シンナー等の使用。ただし、治療を目的として医師が用いた場合には、保険金を支払います。
 - ⑤ 補償対象者のアルコール依存・薬物依存・薬物乱用。ただし、治療を目的として医師が薬物を用いた場合には、保険金を支払います。
 - ⑥ 戦争・外国の武力行使・革命・政権奪取・内乱・武装反乱・その他これらに類似の事変・暴動（注3）
 - ⑦ 核燃料物質（注4）・核燃料物質（注4）によって汚染された物（注5）の放射性・爆発性・その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ⑧ ⑥・⑦の事由に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑨ ⑦以外の放射線照射・放射能汚染
 - ⑩ 補償対象者の先天性異常
- （注1）保険契約者が法人である場合は、その理事・取締役・法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- （注2）保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事・取締役・法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- （注3）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- （注4）使用済燃料を含みます。
- （注5）原子核分裂生成物を含みます。
- （2）次の①～③のいずれかにあてはまる場合に、保険契約者または補償対象者がわざとまたはこれに準じた重大な不注意

意によって、告知事項について、アメリカンホーム保険会社に知っている本当のことを告げなかったときまたは本当でないことを告げたときは、アメリカンホーム保険会社は、その告げなかった本当のことまたは告げた本当でないことを直接の原因として第2条（保険金を支払うときは？）の診断確定をされたガンに対しては、保険金を支払いません。ただし、保険期間の開始時より前にこうむった身体障害を直接の原因として、保険期間の開始日からその日を含めて2年を経過した後に第3条（引受基準緩和型ガン通院療養保険金の支払）（1）の入院を開始した場合は、保険期間の開始日以後の原因によるものとみなして保険金を支払います。

- ① 保険契約の締結をする場合
 - ② 保険契約の復活をする場合
 - ③ 保険契約の条件の変更（注）をする場合
（注）変更により支払われる保険金に限ります。
- (3) (2) の場合において、補償対象者がその診断確定を受ける前に、保険契約者・補償対象者が告知事項の訂正をアメリカンホーム保険会社に書面により申し出て、アメリカンホーム保険会社がこれを承認したときは、保険金を支払います。
- (4) アメリカンホーム保険会社は、美容上の処置のみを目的とする通院に対しては保険金を支払いません。ただし、この原因が第2条（保険金を支払うときは？）のガンによる場合には、保険金を支払います。
- (5) アメリカンホーム保険会社は、歯科の治療を目的とする通院に対しては保険金を支払いません。ただし、この原因が第2条（保険金を支払うときは？）のガンによる場合には、保険金を支払います。
- (6) この保険契約が初度契約である場合において、補償対象者が第2条の診断確定を受け、入院による治療が必要であると医師によって判断された時が保険期間の初日からその日を含めて保険証券に書かれている日数を経過した日の翌日の午前0時より前であるとき、アメリカンホーム保険会社は、その入院（注）に対しては保険金を支払いません。
（注）転入院を含みます。

第5条（支払限度日数）

第3条（引受基準緩和型ガン通院療養保険金の支払）の保険金を支払う日数は、次の①・②の日数を限度とします。

- ① 1支払対象期間における同じガンによる通院の支払限度については、保険証券に書かれている支払限度日数
- ② 保険期間（注）中の通院の支払限度については、保険証券に書かれている通算支払限度日数
（注）この保険契約が継続契約である場合には、この保険契約が継続されてきた各保険契約の保険期間を含みます。

第6条（ガンの程度の決定は？）

- (1) ガンをこうむった補償対象者が同時にガン以外の他の身体障害をこうむった場合には、アメリカンホーム保険会社は、その身体障害の影響がなかったときに相当するガンの程度に対して保険金を支払います。ただし、入院治療を要するに至った主な原因がガンである場合に限り、その他の身体障害によって悪くなった状態をもって保険金を支払います。
- (2) すでに身体障害をこうむっている補償対象者が新たに身体障害をこうむった場合も、(1)と同様とします。
- (3) 正当な理由がないのに、補償対象者が必要な治療を受けなかったり、または、保険契約者・保険金を受け取るべき者（注）が必要な治療をさせなかったために、保険金を支払うべきガンの程度が悪くなった場合も、(1)と同様の方法で支払います。
（注）保険契約者・保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事・取締役・法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (4) 保険契約者・補償対象者・保険金を受け取るべき者（注）のわざとまたはこれに準じた重大な不注意によって、ガン

の程度が悪くなった場合も、(1)～(3)と同様の方法で支払います。

（注）保険契約者・保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事・取締役・法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

第3章 基本条項

第7条（保険の始めと終りは？の特則）

保険期間が始まった後でも、アメリカンホーム保険会社は、次の①～③のいずれかにあてはまった場合は保険金を支払いません。

- ① この保険契約の保険期間の開始時から、保険料（注）を領収した時までの期間中に第2条（保険金を支払うときは？）の診断確定をされた場合
- ② この保険契約の保険期間の開始時から、保険料（注）を領収した時までの期間中に開始した第3条（引受基準緩和型ガン通院療養保険金の支払）（1）の通院
- ③ 補償対象者が第2条の診断確定をされた時が、その診断確定をされた時の医療保険契約の保険期間の開始時から、その医療保険契約の保険料（注）を領収した時までの期間中であった場合、その医療保険契約の継続契約の保険期間中に開始した第3条（1）の通院
（注）第1回保険料をいいます。

第8条（保険期間と保険金の支払い責任の関係）

- (1) アメリカンホーム保険会社は、保険期間（注1）中に補償対象者が第2条（保険金を支払うときは？）の診断確定を受け、かつ、第3条（引受基準緩和型ガン通院療養保険金の支払）（1）・（3）の通院を開始（注2）した場合に限り、保険金を支払います
（注1）この保険契約が継続契約である場合には、この保険契約が継続されてきた各保険契約の保険期間を含みます。
（注2）入院を開始した時と診断確定された時との前後を問いません。
- (2) 保険期間の開始時より前にこうむったガンを直接の原因とする入院についても、保険期間の開始時より後にそのガンが悪化したことまたはそのガンと医学上重要な関係があるガンをこうむったことにより、入院による治療が必要であると医師によって判断された場合は、保険期間の開始時より後に診断確定をされたガンによる入院とみなします。ただし、第4条（保険金が支払われないときは？）（6）に定める保険証券にかかれて日数を経過した日の翌日の午前0時より前に入院による治療が必要であると医師によって判断された場合は、保険期間の開始時より後に診断確定されたガンによる入院（注）とみなしません。
（注）転入院を含みます。
- (3) 補償対象者がこの保険契約の保険期間中に通院を開始し、その通院が継続している時にこの保険契約が満了した場合は、アメリカンホーム保険会社は、その継続している通院を保険期間中の通院とみなします。
- (4) この特約の保険期間の開始時より前に発病した病気を直接の原因として第3条（引受基準緩和型ガン通院療養保険金の支払）に定める保険金の支払事由にあてはまった場合は、次の①・②のとおりとします。
 - ① 保険契約締結（注）の際に、アメリカンホーム保険会社が、告知等により知っていたその病気に関する本当のことをもとに承諾した場合には、その承諾した範囲内で保険金を支払います。ただし、本当のことが告知されなかったことにより、その病気に関する本当のことをアメリカンホーム保険会社が正確に知ることができなかった場合は、保険金を支払いません。
 - ② その病気について、この特約の保険期間の開始時より前に、補償対象者が補償対象者以外の医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合には、保険金を支払います。ただし、その病気による症状について保険契約者・補償対象者の少なく

ともどちらかが認識または自覚していた場合は、保険金を支払いません。

(注) 保険契約の復活・保険契約の条件の変更を含みます。

第9条 (保険料の払込方法は?の特則)

アメリカンホーム保険会社が保険金を支払う場合において、第3条(引受基準緩和型ガン通院療養保険金の支払)(1)・(3)の通院をした日の属する月の末日までに払込期日が到来している未払込保険料があるときは、アメリカンホーム保険会社は、支払保険金からその金額を差し引き、保険料の払込みに充当することができるものとします。

第10条 (契約年齢・性別が誤っていたときは?の特則)

普通保険約款第8条(契約年齢・性別が誤っていたときは?)(1)・(2)の規定により追加保険料を請求する場合において、次の①・②のどちらかにあてはまったときは、アメリカンホーム保険会社は、誤った契約年齢・性別に基づいた保険料の正しい契約年齢・性別に基づいた保険料に対する割合により、保険金を削減して支払います。

- ① 追加保険料の領収前に、この特約第2条(保険金を支払うときは?)の診断確定をされた場合
- ② 追加保険料の領収前に、この特約第3条(引受基準緩和型ガン通院療養保険金の支払)(1)・(3)の通院を開始した場合

第11条 (契約の締結時に必ずすべきことは? -告知義務の特則)

- (1) 普通保険約款第9条(契約の締結時に必ずすべきことは? -告知義務)(2)の規定は、同第9条(3)①~④のいずれかにあてはまる場合もしくは保険契約者・補償対象者が、補償対象者がこの特約第2条(保険金を支払うときは?)の診断確定を受ける前に、告知事項につき、書面をもって訂正をアメリカンホーム保険会社に申し出て、アメリカンホーム保険会社がこれを承認した場合には適用しません。なお、アメリカンホーム保険会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事項が、保険契約締結(注)の際にアメリカンホーム保険会社に告げられていたとしても、アメリカンホーム保険会社が保険契約を締結(注)していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。

(注) 保険契約の復活・保険契約の条件の変更を含みます。

- (2) 普通保険約款第9条(契約の締結時に必ずすべきことは? -告知義務)(2)の規定による解除がこの特約第3条(引受基準緩和型ガン通院療養保険金の支払)(1)・(3)の通院を開始した後になされた場合であっても、普通保険約款第17条(解除の効力とは?)の規定にかかわらず、アメリカンホーム保険会社は、保険金を支払いません。この場合において、すでに保険金を支払っていたときは、アメリカンホーム保険会社は、その返還を請求することができます。
- (3) (2)の規定は、普通保険約款第9条(契約の締結時に必ずすべきことは? -告知義務)(2)に規定する告知なかった本当の事実または告げた本当でないことに基づかずにこの特約第2条(保険金を支払うときは?)の診断確定をされたガンについては適用しません。

第12条 (契約が復活できるのは?の特則)

保険契約が復活した場合であっても、アメリカンホーム保険会社は、次の①・②のどちらかにあてはまったときは、保険金を支払いません。

- ① 普通保険約款第18条(第2回以後の保険料の払込猶予と保険契約の解除とは?)(2)の規定により解除された日から普通保険約款第19条(契約が復活できるのは?)(2)の保険契約の復活を承認する前に、この特約第2条(保険金を支払うときは?)の診断確定をされたとき。
- ② 普通保険約款第18条(2)の規定により解除された日から普通保険約款第19条(2)の保険契約の復活を承認する前に、この特約第3条(引受基準緩和型ガン通院療養保険金の支払)(1)・(3)の通院を開始したとき。

第13条 (通院を開始した場合の通知)

- (1) 補償対象者が第3条(引受基準緩和型ガン通院療養保険金の支払)(1)・(3)の通院を開始した場合は、保険契約者・補償対象者・保険金を受け取るべき者は、補償対象者が通院を開始した日からその日を含めて30日以内に、身体障害の内容・その程度等についてアメリカンホーム保険会社に通知しなければなりません。この場合において、アメリカンホーム保険会社が書面による通知・説明を求めたときまたは補償対象者の診断書の提出を求めたときは、これに对应しなければなりません。
- (2) 保険契約者・補償対象者・保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合、またはその通知・説明について知っている本当のことを告げなかった場合もしくは本当でないことを告げた場合は、アメリカンホーム保険会社は、それによってアメリカンホーム保険会社がこうむった損害の額を差し引いて保険金を支払いません。

第14条 (保険金を請求するには?の特則)

- (1) アメリカンホーム保険会社に対する保険金を請求する権利は、補償対象者が平常の業務に従事すること・平常の生活に支障がない程度に身体障害がなおった時、第3条(引受基準緩和型ガン通院療養保険金の支払)(1)の通院について支払対象期間が終了した時または第5条(支払限度日数)の支払限度日数が経過した時のうちいずれか早い時から発生し、これを行行使することができるものとします。
- (2) (1)にかかわらず第3条(引受基準緩和型ガン通院療養保険金の支払)(1)の通院が1か月以上継続する場合には、補償対象者・保険金を受け取るべき者は、アメリカンホーム保険会社に対し保険金の内払を請求することができます。また、その場合の保険金を請求する権利は、第3条(1)の通院が、1か月以上継続した日から発生するものとします。
- (3) 補償対象者・保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、次の①~⑩の書類のうちアメリカンホーム保険会社が求めるものを提出しなければなりません。
 - ① 保険金請求書
 - ② 保険証券
 - ③ アメリカンホーム保険会社の定める身体障害状況報告書
 - ④ 公の機関(注)の事故証明書
 - ⑤ 補償対象者・保険金を受け取るべき者の印鑑証明書
 - ⑥ 補償対象者以外の医師によるアメリカンホーム保険会社の定める診断書
 - ⑦ 入院日数が書かれている病院等の証明書類
 - ⑧ アメリカンホーム保険会社が補償対象者の症状・治療内容等について医師に照会し説明を求めることについての同意書
 - ⑨ 補償対象者が死亡した場合には、死亡診断書・死体検案書のどちらか
 - ⑩ 保険金の請求を第三者に委任する場合には、保険金の請求の委任を証する書類・委任を受けた者の印鑑証明書
 - ⑪ その他アメリカンホーム保険会社が普通保険約款第27条(保険金の支払時期は?)(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類・証拠として保険契約締結の際にアメリカンホーム保険会社が交付する書面等において定めたもの(注) やむを得ない場合には、第三者をいいます。
- (4) アメリカンホーム保険会社は、身体障害の内容等に応じ、保険契約者・補償対象者・保険金を受け取るべき者に対して、(3)の書類以外の書類・証拠の提出またはアメリカンホーム保険会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、アメリカンホーム保険会社が求めた書類・証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (5) 保険契約者・補償対象者・保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(4)の規定に違反した場合または(3)・(4)もしくは普通保険約款第26条(保険金を請求するには?)(3)・(4)の書類に知っている本当のことを書か

なかった場合もしくは本当でないことを書いた場合、もしくはその書類・証拠を偽造・変造した場合は、アメリカンホーム保険会社は、それによってアメリカンホーム保険会社がこうむった損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第15条 (アメリカンホーム保険会社の指定する医師が作成した診断書等の要求)

- (1) アメリカンホーム保険会社は、第13条 (通院を開始した場合の通知)・第14条 (保険金を請求するには?の特則)の規定による請求を受けた場合は、身体障害の程度の認定・その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者・補償対象者・保険金を受け取るべき者に対しアメリカンホーム保険会社の指定する医師が作成した補償対象者の診断書・死体検案書の提出を求めることができます。また、補償対象者の身体障害の症状・治療内容等について、アメリカンホーム保険会社は、その診断を行った医師・病院等に対して直接確認を行い説明を求めることができます。
- (2) (1)の規定による診断・死体の検案(注1)のために要した費用(注2)は、アメリカンホーム保険会社が負担します。
- (注1) 死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。
- (注2) 収入の喪失を含みません。

第16条 (代位)

アメリカンホーム保険会社が保険金を支払った場合であっても、補償対象者・その法定相続人がその身体障害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、アメリカンホーム保険会社に移転しません。

第17条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款・これに付帯された特約の規定を準用します。

別表 第1条 (用語の意味は?)の悪性新生物・上皮内新生物

対象となる悪性新生物・上皮内新生物

対象となる悪性新生物・上皮内新生物とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中次のいずれかにあてはまるものとし、分類項目の内容については厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10準拠」によるものとします。

1. 悪性新生物

分類項目	基本分類コード	支払要件
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00-C14	補償対象者以外の医師により、病理組織学的所見(生検・剖検)に基づき診断確定されたものに限り、ただし、病理組織学的所見(生検・剖検)が得られない場合には、他の所見による診断確定も認められます。
消化器の悪性新生物	C15-C26	
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30-C39	
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40-C41	
皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物	C43-C44	
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45-C49	
乳房の悪性新生物	C50	
女性性器の悪性新生物	C51-C58	
男性性器の悪性新生物	C60-C63	
尿路の悪性新生物	C64-C68	

分類項目	基本分類コード	支払要件
眼、脳および中枢神経系のその他の部位の悪性新生物	C69-C72	補償対象者以外の医師により、病理組織学的所見(生検・剖検)に基づき診断確定されたものに限り、ただし、病理組織学的所見(生検・剖検)が得られない場合には、他の所見による診断確定も認められます。
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73-C75	
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76-C80	
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81-C96	
独立した(原発性)多部位の悪性新生物	C97	
真正赤血球増加症(多血症)	D45	
骨髄異形成症候群	D46	
リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不祥または不明のその他の新生物(D47)のうち	D47.1 D47.3	
・慢性骨髄増殖性疾患 ・本態性(出血性)血小板血症		

(注) 悪性新生物には、上皮内新生物(基本分類コードD00-D07およびD09)を含みません。また、1987年国際対がん連合(UICC)により発行された、「TNM悪性腫瘍の分類改訂第4版」で、病期分類が0期の病変を含みません。従って、上皮内癌、非浸潤癌、大腸粘膜内癌等は、悪性新生物に該当しません。

2. 上皮内新生物

分類項目	基本分類コード	支払要件
上皮内新生物	D00-D07, D09	補償対象者以外の医師により、病理組織学的所見(生検・剖検)に基づき診断確定されたものに限り、ただし、病理組織学的所見(生検・剖検)が得られない場合には、他の所見による診断確定も認められます。

(注) 上皮内新生物には、1987年国際対がん連合(UICC)により発行された、「TNM悪性腫瘍の分類改訂第4版」で、病期分類が0期の病変を含みます。従って、上皮内癌、非浸潤癌、大腸粘膜内癌等は、上皮内新生物として取り扱います。

4. 引受基準緩和型ガン退院療養一時金支払特約

この特約の趣旨

この特約は、補償対象者がガンをこうむり、その治療のために所定の期間入院し、生存して退院したときに、引受基準緩和型ガン退院療養一時金を支払うことを主な内容としています。

第1章 用語の定義条項

第1条 (用語の意味は?)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次のとおり取り決めます。

用語	意味
ガン	別表の悪性新生物・上皮内新生物をいい、別表に定める支払要件を満たすものに限りません。
継続契約	引受基準緩和型ガン退院療養一時金支払特約付帯新・医療総合保険契約の保険期間（注1）の終わる日（注2）を保険期間の初日とする引受基準緩和型ガン退院療養一時金支払特約付帯新・医療総合保険契約をいいます。 （注1）1年以上に限りません。 （注2）その医療保険契約が終わる日より前に解除されていた場合にはその解除日をいいます。
退院	治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院等に入り、常に医師の管理下において治療に専念している状態がやんだあと、病院等を出ることをいいます。
転入院	治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院等に入り、常に医師の管理下において治療に専念する状態がやむ前に、入院中の病院等から他の病院等に移り、再び入院することをいいます。
入院	治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院等に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
引受基準緩和型ガン退院療養一時金額	保険証券に書かれている引受基準緩和型ガン退院療養一時金額をいいます。
病院等	次の①～③のいずれかにあてはまるものをいいます。ただし、①・②については、介護保険法（平成9年法律第123号）に定める介護療養型医療施設を除きます。 ① 医療法（昭和23年法律第205号）に定める日本国内にある病院 ② 医療法に定める日本国内にある患者を収容する施設を有する診療所 ③ ①・②の病院・診療所と同等の日本国外にある医療施設
保険金	引受基準緩和型ガン退院療養一時金をいいます。

第2章 補償条項

第2条（保険金を支払うときは?）

アメリカンホーム保険会社は、補償対象者がこうむった身体障害が補償対象者以外の医師により診断確定されたガンであった場合に限り、この特約・普通保険約款に従い保険金を支払います。

第3条（引受基準緩和型ガン退院療養一時金の支払）

(1) アメリカンホーム保険会社は、補償対象者が補償対象者以外の医師によりガンと診断確定され、その治療のために入院（注）し、次の①～③の条件をすべて満たす場合には、引受基準緩和型ガン退院療養一時金額を保険金として補償対象者に支払います。

- ① 保険期間中に開始した入院であること。
 - ② ①の入院が保険証券に書かれている入院日数以上であり、かつ、引受基準緩和型ガン入院保険金支払特約第3条（引受基準緩和型ガン入院保険金の支払）の規定により引受基準緩和型ガン入院保険金が支払われること。
 - ③ 保険期間中に生存している状態で退院していること。
- （注）入院を開始した時と、診断確定された時との前後を問いません。

- (2) この保険契約が初度契約の場合、保険期間の初日からその日を含めて1年間において、アメリカンホーム保険会社が支払う保険金の額は、(1)に掲げる引受基準緩和型ガン退院療養一時金額の規定にかかわらず、(1)の保険金の額の50%相当額とします。
- (3) (1)の規定にかかわらず、(1)③の退院の日からその日を含めて保険証券に書かれている日数を経過した日の翌日の午前0時より前にガンの治療のために再び入院した場合は、アメリカンホーム保険会社は、保険金を支払いません。
- (4) 補償対象者が同時に2以上の身体障害をこうむった場合には、それらをあわせた状態に対して(1)の規定を適用します。ただし、第5条（ガンの程度の決定は?）の規定にあてはまる場合は、この(4)は適用しません。
- (5) 補償対象者が転入院した場合は、継続した1回の入院とみなします。
- (6) 保険契約者は、普通保険約款・特約で補償対象者に支払うと定められた保険金について、その受取人を補償対象者以外の者とすること・変更することはできません。

第4条（保険金が支払われないときは?）

- (1) アメリカンホーム保険会社は、次の①～⑩のいずれかによってこうむったガンに対しては、保険金を支払いません。
- ① 保険契約者（注1）または補償対象者のわざとまたはこれに準じた重大な不注意
 - ② 保険金を受け取るべき者（注2）のわざとまたはこれに準じた重大な不注意。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限りません。
 - ③ 補償対象者の自殺行為・犯罪行為・闘争行為
 - ④ 補償対象者の麻薬・大麻・あへん・覚せい剤・シンナー等の使用。ただし、治療を目的として医師が用いた場合には、保険金を支払います。
 - ⑤ 補償対象者のアルコール依存・薬物依存・薬物乱用。ただし、治療を目的として医師が薬物を用いた場合には、保険金を支払います。
 - ⑥ 戦争・外国の武力行使・革命・政権奪取・内乱・武装反乱・その他これらに類似の事変・暴動（注3）
 - ⑦ 核燃料物質（注4）・核燃料物質（注4）によって汚染された物（注5）の放射性・爆発性・その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ⑧ ⑥・⑦の事由に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑨ ⑦以外の放射線照射・放射能汚染
 - ⑩ 補償対象者の先天性異常

（注1）保険契約者が法人である場合は、その理事・取締役・法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注2）保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事・取締役・法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注3）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注4）使用済燃料を含みます。

（注5）原子核分裂生成物を含みます。

- (2) 次の①～③のいずれかにあてはまる場合に、保険契約者または補償対象者がわざとまたはこれに準じた重大な不注意によって、告知事項について、アメリカンホーム保険会社に知っている本当のことを告げなかったときまたは本当でないことを告げたときは、アメリカンホーム保険会社は、その告げなかった本当のことまたは告げた本当でないことを直接の原因として第2条（保険金を支払うときは?）の診断確定をされたガンに対しては、保険金を支払いません。ただし、保険期間の開始日より前にこうむった身体障害を直接の原因として、保険期間の開始日からその日を含めて2年を経過した後に第3条（引受基準緩和型ガン退院療養一時金の支払）(1)の入院を開始した場合は、保険期間の開始日以後の原因によるものとみなして保険金を支払

います。

- ① 保険契約の締結をする場合
 - ② 保険契約の復活をする場合
 - ③ 保険契約の条件の変更（注）をする場合
（注）変更により支払われる保険金に限ります。
- (3) (2) の場合において、補償対象者がその診断確定を受ける前に、保険契約者・補償対象者が告知事項の訂正をアメリカンホーム保険会社に書面により申し出て、アメリカンホーム保険会社がこれを承認したときは、保険金を支払います。
- (4) アメリカンホーム保険会社は、美容上の処置のみを目的とする入院に対しては保険金を支払いません。ただし、この原因が第2条（保険金を支払うときは？）の診断確定をされたガンによる場合には、保険金を支払います。
- (5) アメリカンホーム保険会社は、歯科の治療を目的とする入院に対しては保険金を支払いません。ただし、この原因が第2条（保険金を支払うときは？）の診断確定をされたガンによる場合には、保険金を支払います。
- (6) この保険契約が初度契約である場合において、補償対象者が第2条の診断確定を受け、入院による治療が必要であると医師によって判断された時が保険期間の初日からその日を含めて保険証券に書かれている日数を経過した日の翌日の午前0時より前であるとき、アメリカンホーム保険会社は、その入院（注）に対しては保険金を支払いません。
（注）転入院を含みます。

第5条（ガンの程度の決定は？）

- (1) ガンをこうむった補償対象者が同時にガン以外の他の身体障害をこうむった場合には、アメリカンホーム保険会社は、その身体障害の影響がなかったときに相当するガンの程度に対して保険金を支払います。ただし、入院治療を要するに至った主な原因がガンである場合に限り、その他の身体障害によって悪くなった状態をもって保険金を支払います。
- (2) すでに身体障害をこうむっている補償対象者が新たに身体障害をこうむった場合も、(1)と同様とします。
- (3) 正当な理由がないのに、補償対象者が必要な治療を受けなかったり、または、保険契約者・保険金を受け取るべき者（注）が必要な治療をさせなかったために、保険金を支払うべきガンの程度が悪くなった場合も、(1)と同様の方法で支払います。
（注）保険契約者・保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事・取締役・法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (4) 保険契約者・補償対象者・保険金を受け取るべき者（注）のわざとまたはこれに準じた重大な不注意によって、ガンの程度が悪くなった場合も、(1)～(3)と同様の方法で支払います。
（注）保険契約者・保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事・取締役・法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

第3章 基本条項

第6条（保険の始めと終りは？の特則）

- 保険期間が始まった後でも、アメリカンホーム保険会社は、次の①～③のいずれかにあてはまった場合は保険金を支払いません。
- ① この保険契約の保険期間の開始時から、保険料（注）を領収した時までの期間中に第2条（保険金を支払うときは？）の診断確定をされた場合
 - ② この保険契約の保険期間の開始時から、保険料（注）を領収した時までの期間中の第3条（引受基準緩和型ガン退院療養一時金の支払）(1)の退院
 - ③ 補償対象者が第2条の診断確定をされた時が、その診断確定をされた時の医療保険契約の保険期間の開始時から、その医療保険契約の保険料（注）を領収した時までの期間中であつた場合、その医療保険契約の継続契約の保険期間

中に第3条（1）の退院をしたとき。
（注）第1回保険料をいいます。

第7条（保険期間と保険金の支払い責任の関係）

- (1) アメリカンホーム保険会社は、保険期間（注1）中に補償対象者が第2条（保険金を支払うときは？）の診断確定を受け、かつ、第3条（引受基準緩和型ガン退院療養一時金の支払）(1)の退院（注2）をした場合に限り、保険金を支払います。
（注1）この保険契約が継続契約である場合には、この保険契約が継続されてきた各保険契約の保険期間を含みます。
（注2）入院を開始した時と診断確定された時との前後を問いません。
- (2) 保険期間の開始時より前にこうむったガンを直接の原因とする入院についても、保険期間の開始時より後にそのガンが悪化したことまたはそのガンと医学上重要な関係があるガンをこうむったことにより、入院による治療が必要であると医師によって判断された場合は、保険期間の開始時より後に診断確定されたガンによる入院とみなします。ただし、第4条（保険金が支払われないときは？）(6)に定める保険証券に書かれている日数を経過した日の翌日の午前0時より前に入院による治療が必要であると医師によって判断された場合は、保険期間の開始時より後に診断確定されたガンによる入院（注）とみなしません。
（注）転入院を含みます。
- (3) この特約の保険期間の開始時より前に発病した病気を直接の原因として第3条（引受基準緩和型ガン退院療養一時金の支払）に定める保険金の支払事由にあてはまった場合は、次の①・②のとおりとします。
- ① 保険契約締結（注）の際に、アメリカンホーム保険会社が、告知等により知っていたその病気に関する本当のことをもとに承諾した場合には、その承諾した範囲内で保険金を支払います。ただし、本当のことが告知されなかったことにより、その病気に関する本当のことをアメリカンホーム保険会社が正確に知ることができなかった場合は、保険金を支払いません。
 - ② その病気について、この特約の保険期間の開始時より前に、補償対象者が補償対象者以外の医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合には、保険金を支払います。ただし、その病気による症状について保険契約者・補償対象者の少なくともどちらかが認識または自覚していた場合は、保険金を支払いません。
（注）保険契約の復活・保険契約の条件の変更を含みます。

第8条（保険料の払込方法は？の特則）

アメリカンホーム保険会社が保険金を支払う場合において、第3条（引受基準緩和型ガン退院療養一時金の支払）(1)の退院をした日の属する月の末日までに払込期日が到来している未払込保険料があるときは、アメリカンホーム保険会社は、支払保険金からその金額を差し引き、保険料の払込みに充当することができるものとします。

第9条（契約年齢・性別が誤っていたときは？の特則）

- 普通保険約款第8条（契約年齢・性別が誤っていたときは？）(1)・(2)の規定により追加保険料を請求する場合において、次の①・②のどちらかにあてはまったときは、アメリカンホーム保険会社は、誤った契約年齢・性別に基づいた保険料の正しい契約年齢・性別に基づいた保険料に対する割合により、保険金を削減して支払います。
- ① 追加保険料の領収前に、この特約第2条（保険金を支払うときは？）の診断確定をされた場合
 - ② 追加保険料の領収前に、この特約第3条（引受基準緩和型ガン退院療養一時金の支払）(1)の退院をした場合

第10条（契約の締結時に必ずすべきことは？ -告知義務の特則）

- (1) 普通保険約款第9条（契約の締結時に必ずすべきこと

は？－告知義務）（２）の規定は、同第９条（３）①～④のいずれかにあてはまる場合もしくは保険契約者・補償対象者が、補償対象者がこの特約第２条（保険金を支払うときは？）の診断確定を受ける前に、告知事項につき、書面をもって訂正をアメリカンホーム保険会社に申し出て、アメリカンホーム保険会社がこれを承認した場合には適用しません。なお、アメリカンホーム保険会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事項が、保険契約締結（注）の際にアメリカンホーム保険会社に告げられていたとしても、アメリカンホーム保険会社が保険契約を締結（注）していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。

（注）保険契約の復活・保険契約の条件の変更を含みます。

（２）普通保険約款第９条（契約の締結時に必ずすべきことは？－告知義務）（２）の規定による解除がこの特約第３条（引受基準緩和型ガン退院療養一時金の支払）（１）の退院をした後になされた場合であっても、普通保険約款第１７条（解除の効力とは？）の規定にかかわらず、アメリカンホーム保険会社は、保険金を支払いません。この場合において、すでに保険金を支払っていたときは、アメリカンホーム保険会社は、その返還を請求することができます。

（３）（２）の規定は、普通保険約款第９条（契約の締結時に必ずすべきことは？－告知義務）（２）に規定する告知なかった本当の事実または告げた本当でないことに基づかずにこの特約第２条（保険金を支払うときは？）の診断確定をされたガンについては適用しません。

第11条（契約が復活できるのは？の特則）

保険契約が復活した場合であっても、アメリカンホーム保険会社は、次の①・②のどちらかにあてはまったときは、保険金を支払いません。

① 普通保険約款第１８条（第２回以後の保険料の払込猶予と保険契約の解除とは？）（２）の規定により解除された日から普通保険約款第１９条（契約が復活できるのは？）（２）の保険契約の復活を承認する前に、この特約第２条（保険金を支払うときは？）の診断確定をされたとき。

② 普通保険約款第１８条（２）の規定により解除された日から普通保険約款第１９条（２）の保険契約の復活を承認する前に、この特約第３条（引受基準緩和型ガン退院療養一時金の支払）（１）の退院をしたとき。

第12条（退院をした場合の通知）

（１）補償対象者の第３条（引受基準緩和型ガン退院療養一時金の支払）（１）の入院が保険証券に書かれている入院日数以上継続し、退院をした場合は、保険契約者・補償対象者・保険金を受け取るべき者は、補償対象者が退院をした日からその日を含めて３０日以内に、身体障害の内容・その程度等についてアメリカンホーム保険会社に通知しなければなりません。この場合において、アメリカンホーム保険会社が書面による通知・説明を求めたときまたは補償対象者の診断書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

（２）保険契約者・補償対象者・保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく（１）の規定に違反した場合、またはその通知・説明について知っている本当のことを告げなかった場合もしくは本当でないことを告げた場合は、アメリカンホーム保険会社は、それによってアメリカンホーム保険会社がこうむった損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第13条（保険金を請求するには？の特則）

（１）アメリカンホーム保険会社に対する保険金を請求する権利は、補償対象者が第３条（引受基準緩和型ガン退院療養一時金の支払）（１）の退院をした時から発生し、これを行使することができるものとします。

（２）補償対象者・保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、次の①～⑩の書類のうちアメリカンホーム保険会社が求めるものを提出しなければなりません。

- ① 保険金請求書
 - ② 保険証券
 - ③ アメリカンホーム保険会社の定める身体障害状況報告書
 - ④ 公の機関（注）の事故証明書
 - ⑤ 補償対象者・保険金を受け取るべき者の印鑑証明書
 - ⑥ 補償対象者以外の医師によるアメリカンホーム保険会社の定める診断書
 - ⑦ 入院日数が書かれている病院等の証明書類
 - ⑧ アメリカンホーム保険会社が補償対象者の症状・治療内容等について医師に照会し説明を求めることについての同意書
 - ⑨ 補償対象者が死亡した場合には、死亡診断書・死体検案書のどちらか
 - ⑩ 保険金の請求を第三者に委任する場合には、保険金の請求の委任を証する書類・委任を受けた者の印鑑証明書
 - ⑪ その他アメリカンホーム保険会社が普通保険約款第２７条（保険金の支払時期は？）（１）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類・証拠として保険契約締結の際にアメリカンホーム保険会社が交付する書面等において定めたもの
- （注）やむを得ない場合には、第三者をいいます。

（３）アメリカンホーム保険会社は、身体障害の内容・入院の状況等に応じ、保険契約者・補償対象者・保険金を受け取るべき者に対して、（２）の書類以外の書類・証拠の提出またはアメリカンホーム保険会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、アメリカンホーム保険会社が求めた書類・証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

（４）保険契約者・補償対象者・保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく（３）の規定に違反した場合または（２）・（３）もしくは普通保険約款第２６条（保険金を請求するには？）（３）・（４）の書類に知っている本当のことを書かなかった場合もしくは本当でないことを書いた場合、もしくはその書類・証拠を偽造・変造した場合は、アメリカンホーム保険会社は、それによってアメリカンホーム保険会社がこうむった損害の額を差し引いて保険金を支払いません。

第14条（アメリカンホーム保険会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

（１）アメリカンホーム保険会社は、第１２条（退院をした場合の通知）の規定による通知・第１３条（保険金を請求するには？の特則）の規定による請求を受けた場合は、身体障害の程度の認定・その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者・補償対象者・保険金を受け取るべき者に対しアメリカンホーム保険会社の指定する医師が作成した補償対象者の診断書・死体検案書の提出を求めることができます。また、補償対象者の身体障害の症状・治療内容等について、アメリカンホーム保険会社は、その診断を行った医師・病院等に対して直接確認を行い説明を求めることができます。

（２）（１）の規定による診断・死体の検案（注１）のために要した費用（注２）は、アメリカンホーム保険会社が負担します。

（注１）死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

（注２）収入の喪失を含みません。

第15条（代位）

アメリカンホーム保険会社が保険金を支払った場合であっても、補償対象者・その法定相続人がその身体障害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、アメリカンホーム保険会社に移転しません。

第16条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款・これに付帯された特約の規定を準用します。

別表 第1条（用語の意味は？）の悪性新生物・上皮内新生物

対象となる悪性新生物・上皮内新生物

対象となる悪性新生物・上皮内新生物とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中次のいずれかにあてはまるものとし、分類項目の内容については厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10準拠」によるものとします。

1. 悪性新生物

分類項目	基本分類コード	支払要件
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00-C14	補償対象者以外の医師により、病理組織学的所見（生検・剖検）に基づき診断確定されたものに限り、 ただし、病理組織学的所見（生検・剖検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。
消化器の悪性新生物	C15-C26	
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30-C39	
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40-C41	
皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物	C43-C44	
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45-C49	
乳房の悪性新生物	C50	
女性性器の悪性新生物	C51-C58	
男性性器の悪性新生物	C60-C63	
尿路の悪性新生物	C64-C68	
眼、脳および中枢神経系のその他の部位の悪性新生物	C69-C72	
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73-C75	
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76-C80	
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81-C96	
独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97	
真正赤血球増加症（多血症）	D45	
骨髄異形成症候群	D46	
リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不祥または不明のその他の新生物（D47）のうち ・慢性骨髄増殖性疾患 ・本態性（出血性）血小板血症	D47.1 D47.3	

（注）悪性新生物には、上皮内新生物（基本分類コードD00-D07およびD09）を含みません。また、1987年国際対がん連合（UICC）により発行された、「TNM悪性腫瘍の分類改訂第4版」で、病期分類が0期の病変を含みません。従って、上皮内癌、非浸潤癌、大腸粘膜内癌等は、悪性新生物に該当しません。

2. 上皮内新生物

分類項目	基本分類コード	支払要件
上皮内新生物	D00-D07, D09	補償対象者以外の医師により、病理組織学的所見（生検・剖検）に基づき診断確定されたものに限り、 ものに限り、 ものに限り、

（注）上皮内新生物には、1987年国際対がん連合（UICC）により発行された、「TNM悪性腫瘍の分類改訂第4版」で、病期分類が0期の病変を含みません。従って、上皮内癌、非浸潤癌、大腸粘膜内癌等は、上皮内新生物として取り扱います。

5. 引受基準緩和型ガン入院治療一時金支払特約

この特約の趣旨

この特約は、補償対象者がガンをこうむり、その治療のために入院し、その入院が所定の期間以上継続したときに、引受基準緩和型ガン入院治療一時金を支払うことを主な内容としています。

第1章 用語の定義条項

第1条（用語の意味は？）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次のとおり取り決めます。

用語	意味
ガン	別表の悪性新生物・上皮内新生物をいい、別表に定める支払要件を満たすものに限り、 ます。
継続契約	引受基準緩和型ガン入院治療一時金支払特約付帯新・医療総合保険契約の保険期間（注1）の終わる日（注2）を保険期間の初日とする引受基準緩和型ガン入院治療一時金支払特約付帯新・医療総合保険契約をいいます。 （注1）1年以上に限り、 （注2）その医療保険契約が終わる日より前に解除されていた場合にはその解除日をいいます。
転入院	治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院等に入り、常に医師の管理下において治療に専念する状態がやむ前に、入院中の病院等から他の病院等に移り、再び入院することをいいます。
入院	治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院等に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
引受基準緩和型ガン入院治療一時金額	保険証券に書かれている引受基準緩和型悪性新生物入院治療一時金額・引受基準緩和型上皮内新生物入院治療一時金額をいいます。
病院等	次の①～③のいずれかにあてはまるものをいいます。ただし、①・②については、介護保険法（平成9年法律第123号）に定める介護療養型医療施設を除きます。 ① 医療法（昭和23年法律第205号）に定める日本国内にある病院 ② 医療法に定める日本国内にある患者を収容する施設を有する診療所 ③ ①・②の病院・診療所と同等の日本国外にある医療施設

用語	意味
保険金	引受基準緩和型悪性新生物入院治療一時金・引受基準緩和型上皮内新生物入院治療一時金をいいます。

第2章 補償条項

第2条（保険金を支払うときは?）

アメリカンホーム保険会社は、補償対象者がこうむった身体障害が補償対象者以外の医師により診断確定されたガンであった場合に限り、この特約・普通保険約款に従い保険金を支払います。

第3条（引受基準緩和型ガン入院治療一時金の支払）

- (1) アメリカンホーム保険会社は、補償対象者が補償対象者以外の医師によりガンと診断確定され、その治療のために保険期間中に入院（注1）を開始し、その入院が保険証券に書かれている日数（注2）以上継続した場合、次の①・②のとおり、引受基準緩和型ガン入院治療一時金額（注3）を保険金として補償対象者に支払います。なお、複数の引受基準緩和型ガン入院治療一時金額・入院日数が書かれている場合には、それぞれについて支払います。
- ① 補償対象者以外の医師により診断されたガンが、悪性新生物の場合は、保険証券に書かれている引受基準緩和型悪性新生物入院治療一時金の全額を支払います。
 - ② 補償対象者以外の医師により診断されたガンが、上皮内新生物の場合は、保険証券に書かれている引受基準緩和型上皮内新生物入院治療一時金額の全額を支払います。
- （注1）入院を開始した時と、診断確定された時との前後を問いません。
- （注2）入院日数が複数書かれている場合は、それぞれの入院日数をいい、入院初日から数えた日数で適用します。
- （注3）引受基準緩和型ガン入院治療一時金額が複数書かれている場合は、それぞれの引受基準緩和型ガン入院治療一時金額をいいます。
- (2) 保険金を支払うべきガンを2以上併発した場合には、アメリカンホーム保険会社は、それぞれのガンに対する保険金の額のうち、いずれか高い金額を支払います。
- (3) この保険契約が初度契約の場合、保険期間の初日からその日を含めて1年間において、アメリカンホーム保険会社が支払う保険金の額は、(1)に掲げる引受基準緩和型ガン入院治療一時金額の規定にかかわらず、(1)の保険金の額の50%相当額とします。
- (4) アメリカンホーム保険会社は、(1)の保険金を支払った後、再び(1)を満たす入院を開始した場合、次の条件を満たした場合にのみ、再び引受基準緩和型ガン入院治療一時金額の全額を保険金として支払います。

条件

補償対象者が、ガンの治療のために開始した入院の終了した日からその日を含めて2年以上経過していること。

- (5) 補償対象者が転入院した場合は、継続した1回の入院とみなします。
- (6) この保険契約が初度契約の場合、補償対象者が入院を開始した日が、保険期間の初日からその日を含めて1年間を経過した日の午前0時より前でありかつその入院が保険期間の初日からその日を含めて1年間を経過した日の午前0時より後まで継続している場合、アメリカンホーム保険会社は、(1)に定める保険証券に書かれている日数を経過した日における保険金額を補償対象者に支払います。
- (7) (1)の期間には、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条（臓器の摘出）の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置

（注）であるときには、その処置日数を含みます。

（注）医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

- (8) 保険契約者は、普通保険約款・特約で補償対象者に支払うと定められた保険金について、その受取人を補償対象者以外の者とすること・変更することはできません。

第4条（保険金が支払われないときは?）

- (1) アメリカンホーム保険会社は、次の①～⑩のいずれかによってこうむったガンに対しては、保険金を支払いません。
- ① 保険契約者（注1）または補償対象者のわざとまたはこれに準じた重大な不注意
 - ② 保険金を受け取るべき者（注2）のわざとまたはこれに準じた重大な不注意。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
 - ③ 補償対象者の自殺行為・犯罪行為・闘争行為
 - ④ 補償対象者の麻薬・大麻・あへん・覚せい剤・シンナー等の使用。ただし、治療を目的として医師が用いた場合には、保険金を支払います。
 - ⑤ 補償対象者のアルコール依存・薬物依存・薬物乱用。ただし、治療を目的として医師が薬物を用いた場合には、保険金を支払います。
 - ⑥ 戦争・外国の武力行使・革命・政権奪取・内乱・武装反乱・その他これらに類似の事変・暴動（注3）
 - ⑦ 核燃料物質（注4）・核燃料物質（注4）によって汚染された物（注5）の放射性・爆発性・その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ⑧ ⑥・⑦の事由に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑨ ⑦以外の放射線照射・放射能汚染
 - ⑩ 補償対象者の先天性異常
- （注1）保険契約者が法人である場合は、その理事・取締役・法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- （注2）保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事・取締役・法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- （注3）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- （注4）使用済燃料を含みます。
- （注5）原子核分裂生成物を含みます。
- (2) 次の①～③のいずれかにあてはまる場合に、保険契約者または補償対象者がわざとまたはこれに準じた重大な不注意によって、告知事項について、アメリカンホーム保険会社に知っている本当のことを告げなかったときまたは本当でないことを告げるときは、アメリカンホーム保険会社は、その告げなかった本当のことまたは告げた本当でないことを直接の原因として第2条（保険金を支払うときは?）の診断確定をされたガンに対しては、保険金を支払いません。ただし、保険期間の開始日より前にこうむった身体障害を直接の原因として、保険期間の開始日からその日を含めて2年間を経過した後に第3条（引受基準緩和型ガン入院治療一時金の支払）(1)の入院を開始した場合は、保険期間の開始日以後の原因によるものとみなして保険金を支払います。
- ① 保険契約の締結をする場合
 - ② 保険契約の復活をする場合
 - ③ 保険契約の条件の変更（注）をする場合
- （注）変更により支払われる保険金に限ります。
- (3) (2)の場合において、補償対象者がその診断確定を受ける前に、保険契約者・補償対象者が告知事項の訂正をアメリカンホーム保険会社に書面により申し出て、アメリカンホーム保険会社がこれを承認したときは、保険金を支払います。
- (4) アメリカンホーム保険会社は、美容上の処置のみを目的とする入院に対しては保険金を支払いません。ただし、こ

の原因が第2条（保険金を支払うときは？）の診断確定をされたガンによる場合には、保険金を支払います。

- (5) アメリカンホーム保険会社は、歯科の治療を目的とする入院に対しては保険金を支払いません。ただし、この原因が第2条（保険金を支払うときは？）の診断確定をされたガンによる場合には、保険金を支払います。
- (6) この保険契約が初度契約である場合において、補償対象者が第2条の診断確定を受け、入院による治療が必要であると医師によって判断された時が保険期間の初日からその日を含めて保険証券に書かれている日数を経過した日の翌日の午前0時より前であるとき、アメリカンホーム保険会社は、その入院（注）に対しては保険金を支払いません。（注）転入院を含みます。

第5条（ガンの程度の決定は？）

- (1) ガンをこうむった補償対象者が同時にガン以外の他の身体障害をこうむった場合には、アメリカンホーム保険会社は、その身体障害の影響がなかったときに相当するガンの程度に対して保険金を支払います。ただし、入院治療を要するに至った主な原因がガンである場合に限り、その他の身体障害によって悪くなった状態をもって保険金を支払います。
- (2) すでに身体障害をこうむっている補償対象者が新たに身体障害をこうむった場合も、(1)と同様とします。
- (3) 正当な理由がないのに、補償対象者が必要な治療を受けなかったり、または、保険契約者・保険金を受け取るべき者（注）が必要な治療をさせなかったために、保険金を支払うべきガンの程度が悪くなった場合も、(1)と同様の方法で支払います。（注）保険契約者・保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事・取締役・法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (4) 保険契約者・補償対象者・保険金を受け取るべき者（注）のわざとまたはこれに準じた重大な不注意によって、ガンの程度が悪くなった場合も、(1)～(3)と同様の方法で支払います。（注）保険契約者・保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事・取締役・法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

第3章 基本条項

第6条（保険の始めと終りは？の特則）

保険期間が始まった後でも、アメリカンホーム保険会社は、次の①～③のいずれかにあてはまった場合は保険金を支払いません。

- ① この保険契約の保険期間の開始時から、保険料（注）を領収した時までの期間中に第2条（保険金を支払うときは？）の診断確定をされた場合
- ② この保険契約の保険期間の開始時から、保険料（注）を領収した時までの期間中に開始した第3条（引受基準緩和型ガン入院治療一時金の支払）(1)の入院
- ③ 補償対象者が第2条の診断確定をされた時が、その診断確定をされた時の医療保険契約の保険期間の開始時から、その医療保険契約の保険料（注）を領収した時までの期間中であつた場合、その医療保険契約の継続契約の保険期間中に開始した第3条（1）の入院（注）第1回保険料をいいます。

第7条（保険期間と保険金の支払い責任の関係）

- (1) アメリカンホーム保険会社は、保険期間（注1）中に補償対象者が第2条（保険金を支払うときは？）の診断確定を受け、かつ、第3条（引受基準緩和型ガン入院治療一時金の支払）(1)・(3)の入院を開始（注2）した場合に限り、保険金を支払います。（注1）この保険契約が継続契約である場合には、この保険契約が継続されてきた各保険契約の保険期間を含みます。

（注2）入院を開始した時と診断確定された時との前後を問いません。

- (2) 保険期間の開始時より前にこうむったガンを直接の原因とする入院についても、保険期間の開始時より後にそのガンが悪化したことまたはそのガンと医学上重要な関係があるガンをこうむったことにより、入院による治療が必要であると医師によって判断された場合は、保険期間の開始時より後に診断確定されたガンによる入院とみなします。ただし、第4条（保険金が支払われないときは？）(6)に定める保険証券にかかれている日数を経過した日の翌日の午前0時より前に入院による治療が必要であると医師によって判断された場合は、保険期間の開始時より後に診断確定されたガンによる入院（注）とみなしません。（注）転入院を含みます。
- (3) 補償対象者がこの保険契約の保険期間中に入院を開始し、その入院が継続している時にこの保険契約が満了した場合は、アメリカンホーム保険会社は、その継続している入院を保険期間中の入院とみなします。
- (4) この特約の保険期間の開始時より前に発病した病気を直接の原因として第3条（引受基準緩和型ガン入院治療一時金の支払）に定める保険金の支払事由にあてはまった場合は、次の①・②のとおりとします。
- ① 保険契約締結（注）の際に、アメリカンホーム保険会社が、告知等により知っていたその病気に関する本当のことをもとに承諾した場合には、その承諾した範囲内で保険金を支払います。ただし、本当のことが告知されなかったことにより、その病気に関する本当のことをアメリカンホーム保険会社が正確に知ることができなかった場合は、保険金を支払いません。
- ② その病気について、この特約の保険期間の開始時より前に、補償対象者が補償対象者以外の医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合には、保険金を支払います。ただし、その病気による症状について保険契約者・補償対象者の少なくともどちらかが認識または自覚していた場合は、保険金を支払いません。（注）保険契約の復活・保険契約の条件の変更を含みます。

第8条（保険料の払込方法は？の特則）

アメリカンホーム保険会社が保険金を支払う場合において、第3条（引受基準緩和型ガン入院治療一時金の支払）(1)・(3)の入院を開始した日の属する月の末日までに払込期日が到来している未払込保険料があるときは、アメリカンホーム保険会社は、支払保険金からその金額を差し引き、保険料の払込みに充当することができるものとします。

第9条（契約年齢・性別が誤っていたときは？の特則）

普通保険約款第8条（契約年齢・性別が誤っていたときは？）(1)・(2)の規定により追加保険料を請求する場合において、次の①・②のどちらかにあてはまったときは、アメリカンホーム保険会社は、誤った契約年齢・性別に基づいた保険料の正しい契約年齢・性別に基づいた保険料に対する割合により、保険金を削減して支払います。

- ① 追加保険料の領収前に、この特約第2条（保険金を支払うときは？）の診断確定をされた場合
- ② 追加保険料の領収前に、この特約第3条（引受基準緩和型ガン入院治療一時金の支払）(1)・(3)の入院を開始した場合

第10条（契約の締結時に必ずすべきことは？ -告知義務の特則）

- (1) 普通保険約款第9条（契約の締結時に必ずすべきことは？ -告知義務）(2)の規定は、同第9条(3)①～④のいずれかにあてはまる場合もしくは保険契約者・補償対象者が、補償対象者がこの特約第2条（保険金を支払うときは？）の診断確定を受ける前に、告知事項につき、書面をもって訂正をアメリカンホーム保険会社に申し出て、アメリカンホーム保険会社がこれを承認した場合には適用しません。なお、アメリカンホーム保険会社が、訂正の申出

を受けた場合において、その訂正を申し出た事項が、保険契約締結（注）の際にアメリカンホーム保険会社に告げられていたとしても、アメリカンホーム保険会社が保険契約を締結（注）していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。

（注）保険契約の復活・保険契約の条件の変更を含みます。

- (2) 普通保険約款第9条（契約の締結時に必ずすべきことは？—告知義務）（2）の規定による解除がこの特約第3条（引受基準緩和型ガン入院治療一時金の支払）（1）・（3）の入院を開始した後になされた場合であっても、普通保険約款第17条（解除の効力とは？）の規定にかかわらず、アメリカンホーム保険会社は、保険金を支払いません。この場合において、すでに保険金を支払っていたときは、アメリカンホーム保険会社は、その返還を請求することができません。
- (3) （2）の規定は、普通保険約款第9条（契約の締結時に必ずすべきことは？—告知義務）（2）に規定する告知なかった本当の事実または告げた本当でないことに基づかずにこの特約第2条（保険金を支払うときは？）の診断確定をされたガンについては適用しません。

第11条（契約が復活できるのは？の特則）

保険契約が復活した場合であっても、アメリカンホーム保険会社は、次の①・②のどちらかにあてはまったときは、保険金を支払いません。

- ① 普通保険約款第18条（第2回以後の保険料の払込猶予と保険契約の解除とは？）（2）の規定により解除された日から普通保険約款第19条（契約が復活できるのは？）（2）の保険契約の復活を承認する前に、この特約第2条（保険金を支払うときは？）の診断確定をされたとき。
- ② 普通保険約款第18条（2）の規定により解除された日から普通保険約款第19条（2）の保険契約の復活を承認する前に、この特約第3条（引受基準緩和型ガン入院治療一時金の支払）（1）・（3）の入院を開始したとき。

第12条（入院を開始した場合の通知）

- (1) 補償対象者が第3条（引受基準緩和型ガン入院治療一時金の支払）（1）・（3）の入院を開始した場合は、保険契約者・補償対象者・保険金を受け取るべき者は、補償対象者が入院を開始し、その入院が1入院で保険証券に書かれている日数を経過した日からその日を含めて30日以内に、身体障害の内容・入院の状況等についてアメリカンホーム保険会社に通知しなければなりません。この場合において、アメリカンホーム保険会社が書面による通知・説明を求めたときまたは補償対象者の診断書・死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。
- (2) 保険契約者・補償対象者・保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく（1）の規定に違反した場合、またはその通知・説明について知っている本当のことを告げなかった場合もしくは本当でないことを告げた場合は、アメリカンホーム保険会社は、それによってアメリカンホーム保険会社がこうむった損害の額を差し引いて保険金を支払いません。

第13条（保険金を請求するには？の特則）

- (1) アメリカンホーム保険会社に対する保険金を請求する権利は、補償対象者の第3条（引受基準緩和型ガン入院治療一時金の支払）（1）の入院が保険証券に書かれている入院日数以上継続した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2) 補償対象者・保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、次の①～⑪の書類のうちアメリカンホーム保険会社が求めるものを提出しなければなりません。
- ① 保険金請求書
 - ② 保険証券
 - ③ アメリカンホーム保険会社の定める身体障害状況報告書
 - ④ 公の機関（注）の事故証明書
 - ⑤ 補償対象者・保険金を受け取るべき者の印鑑証明書

- ⑥ 補償対象者以外の医師によるアメリカンホーム保険会社の定める診断書
 - ⑦ 入院日数が書かれている病院等の証明書類
 - ⑧ アメリカンホーム保険会社が補償対象者の症状・治療内容等について医師に照会し説明を求めることについての同意書
 - ⑨ 補償対象者が死亡した場合には、死亡診断書・死体検案書のどちらか
 - ⑩ 保険金の請求を第三者に委任する場合には、保険金の請求の委任を証する書類・委任を受けた者の印鑑証明書
 - ⑪ その他アメリカンホーム保険会社が普通保険約款第27条（保険金の支払時期は？）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類・証拠として保険契約締結の際にアメリカンホーム保険会社が交付する書面等において定めたもの
- （注）やむを得ない場合には、第三者をいいます。

- (3) アメリカンホーム保険会社は、身体障害の内容・入院の状況等に応じ、保険契約者・補償対象者・保険金を受け取るべき者に対して、（2）の書類以外の書類・証拠の提出またはアメリカンホーム保険会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、アメリカンホーム保険会社が求めた書類・証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (4) 保険契約者・補償対象者・保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく（3）の規定に違反した場合または（2）・（3）もしくは普通保険約款第26条（保険金を請求するには？）（3）・（4）の書類に知っている本当のことを書かなかった場合もしくは本当でないことを書いた場合、もしくはその書類・証拠を偽造・変造した場合は、アメリカンホーム保険会社は、それによってアメリカンホーム保険会社がこうむった損害の額を差し引いて保険金を支払いません。

第14条（アメリカンホーム保険会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

- (1) アメリカンホーム保険会社は、第12条（入院を開始した場合の通知）の規定による通知・第13条（保険金を請求するには？の特則）の規定による請求を受けた場合は、身体障害の程度の認定・その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者・補償対象者・保険金を受け取るべき者に対しアメリカンホーム保険会社の指定する医師が作成した補償対象者の診断書・死体検案書の提出を求めることができます。また、補償対象者の身体障害の症状・治療内容等について、アメリカンホーム保険会社は、その診断を行った医師・病院等に対して直接確認を行い説明を求めることができます。
- (2) （1）の規定による診断・死体の検案（注1）のために要した費用（注2）は、アメリカンホーム保険会社が負担します。
- （注1）死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。
- （注2）収入の喪失を含みません。

第15条（代位）

アメリカンホーム保険会社が保険金を支払った場合であっても、補償対象者・その法定相続人がその身体障害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、アメリカンホーム保険会社に移転しません。

第16条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款・これに付帯された特約の規定を準用します。

別表 第1条（用語の意味は？）の悪性新生物・上皮内新生物

対象となる悪性新生物・上皮内新生物

対象となる悪性新生物・上皮内新生物とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中次のいずれかにあてはまるものとし、分類項目の内容については厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10準拠」によるものとします。

1. 悪性新生物

分類項目	基本分類コード	支払要件
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00-C14	補償対象者以外の医師により、病理組織学的所見（生検・剖検）に基づき診断確定されたものに限り、ただし、病理組織学的所見（生検・剖検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。
消化器の悪性新生物	C15-C26	
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30-C39	
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40-C41	
皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物	C43-C44	
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45-C49	
乳房の悪性新生物	C50	
女性性器の悪性新生物	C51-C58	
男性性器の悪性新生物	C60-C63	
尿路の悪性新生物	C64-C68	
眼、脳および中枢神経系のその他の部位の悪性新生物	C69-C72	
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73-C75	
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76-C80	
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81-C96	
独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97	
真正赤血球増加症（多血症）	D45	
骨髄異形成症候群	D46	
リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不祥または不明のその他の新生物（D47）のうち ・慢性骨髄増殖性疾患 ・本態性（出血性）血小板血症	D47.1 D47.3	

（注）悪性新生物には、上皮内新生物（基本分類コードD00-D07およびD09）を含みません。また、1987年国際対がん連合（UICC）により発行された、「TNM悪性腫瘍の分類改訂第4版」で、病期分類が0期の病変を含みません。従って、上皮内癌、非浸潤癌、大腸粘膜内癌等は、悪性新生物に該当しません。

2. 上皮内新生物

分類項目	基本分類コード	支払要件
上皮内新生物	D00-D07, D09	補償対象者以外の医師により、病理組織学的所見（生検・剖検）に基づき診断確定されたものに限り、

（注）上皮内新生物には、1987年国際対がん連合（UICC）により発行された、「TNM悪性腫瘍の分類改訂第4版」で、病期分類が0期の病変を含みます。従って、上皮内癌、非浸潤癌、大腸粘膜内癌等は、上皮内新生物として取り扱います。

6. 引受基準緩和型女性ガン入院保険金支払特約

この特約の趣旨

この特約は、補償対象者が女性ガンをこうむり、その治療のために入院したときに、引受基準緩和型女性ガン入院保険金を支払うことを主な内容としています。

第1章 用語の定義条項

第1条（用語の意味は？）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次のとおり取り決めます。

用語	意味
継続契約	引受基準緩和型女性ガン入院保険金支払特約付帯新・医療総合保険契約の保険期間（注1）の終わる日（注2）を保険期間の初日とする引受基準緩和型女性ガン入院保険金支払特約付帯新・医療総合保険契約をいいます。 （注1）1年以上に限り、 （注2）その医療保険契約が終わる日より前に解除されていた場合にはその解除日をいいます。
女性ガン	別表の女性特定悪性新生物・女性特定上皮内新生物のうち保険証券に書かれているもの（注）をいい、別表に定める支払要件を満たすものに限り、 （注）保険証券に書かれていない場合は、別表の女性特定悪性新生物・女性特定上皮内新生物のすべてをいいます。
転入院	治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院等に入り、常に医師の管理下において治療に専念する状態がやむ前に、入院中の病院等から他の病院等に移り、再び入院することをいいます。
入院	治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院等に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
引受基準緩和型女性ガン入院保険金日額	保険証券に書かれている引受基準緩和型女性ガン入院保険金日額をいいます。

用語	意味
病院等	次の①～③のいずれかにあてはまるものをいいます。ただし、①・②については、介護保険法（平成9年法律第123号）に定める介護療養型医療施設を除きます。 ① 医療法（昭和23年法律第205号）に定める日本国内にある病院 ② 医療法に定める日本国内にある患者を収容する施設を有する診療所 ③ ①・②の病院・診療所と同等の日本国外にある医療施設
保険金	引受基準緩和型女性ガン入院保険金をいいます。

第2章 補償条項

第2条（保険金を支払うときは?）

アメリカンホーム保険会社は、補償対象者がこうむった身体障害が補償対象者以外の医師により診断確定された女性ガンであった場合に限り、この特約・普通保険約款に従い保険金を支払います。

第3条（引受基準緩和型女性ガン入院保険金の支払）

(1) アメリカンホーム保険会社は、補償対象者が補償対象者以外の医師により女性ガンと診断確定され、その治療のために保険期間中に開始した入院（注）が保険証券に書かれている入院日数以上継続した場合は、その期間に対し、補償対象者に保険金を支払います。

（注）入院を開始した時と、診断確定された時との前後を問いません。

(2) (1) の保険金は、次の算式によって算出した額とします。

$$\text{引受基準緩和型女性ガン入院保険金日額} \times (1) \text{の入院日数} = \text{保険金の額}$$

(3) この保険契約が初度契約の場合、保険期間の初日からその日を含めて1年間において、入院1日につきアメリカンホーム保険会社が支払う引受基準緩和型女性ガン入院保険金の額は、(2) に掲げる引受基準緩和型女性ガン入院保険金日額の規定にかかわらず、(2) の引受基準緩和型女性ガン入院保険金日額の50%相当額とします。

(4) (1) の期間には、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条（臓器の摘出）の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置（注）であるときには、その処置日数を含みます。

（注）医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

(5) 保険契約者は、普通保険約款・特約で補償対象者に支払うと定められた保険金について、その受取人を補償対象者以外の者として変更することはできません。

第4条（保険金が支払われないときは?）

(1) アメリカンホーム保険会社は、次の①～⑩のいずれかによってこうむった女性ガンに対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者（注1）または補償対象者のわざとまたはこれに準じた重大な不注意
- ② 保険金を受け取るべき者（注2）のわざとまたはこれに準じた重大な不注意。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
- ③ 補償対象者の自殺行為・犯罪行為・闘争行為
- ④ 補償対象者の麻薬・大麻・あへん・覚せい剤・シンナー等の使用。ただし、治療を目的として医師が用いた場合には、

は、保険金を支払います。

- ⑤ 補償対象者のアルコール依存・薬物依存・薬物乱用。ただし、治療を目的として医師が薬物を用いた場合には、保険金を支払います。
- ⑥ 戦争・外国の武力行使・革命・政権奪取・内乱・武装反乱・その他これらに類似の事変・暴動（注3）
- ⑦ 核燃料物質（注4）・核燃料物質（注4）によって汚染された物（注5）の放射性・爆発性・その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑧ ⑥・⑦の事由に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑨ ⑦以外の放射線照射・放射能汚染
- ⑩ 補償対象者の先天性異常

（注1）保険契約者が法人である場合は、その理事・取締役・法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注2）保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事・取締役・法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注3）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注4）使用済燃料を含みます。

（注5）原子核分裂生成物を含みます。

- (2) 次の①～③のいずれかにあてはまる場合に、保険契約者または補償対象者がわざとまたはこれに準じた重大な不注意によって、告知事項について、アメリカンホーム保険会社に知っている本当のことを告げなかったときまたは本当でないことを告げたときは、アメリカンホーム保険会社は、その告げなかった本当のことまたは告げた本当でないことを直接の原因として第2条（保険金を支払うときは?）の診断確定をされた女性ガンに対しては、保険金を支払いません。ただし、保険期間の開始日より前にこうむった身体障害を直接の原因として、保険期間の開始日からその日を含めて2年を経過した後に第3条（引受基準緩和型女性ガン入院保険金の支払）(1) の入院を開始した場合は、保険期間の開始日以後の原因によるものとみなして保険金を支払います。

① 保険契約の締結をする場合

② 保険契約の復活をする場合

③ 保険契約の条件の変更（注）をする場合

（注）変更により支払われる保険金に限ります。

- (3) (2) の場合において、補償対象者がその診断確定を受ける前に、保険契約者・補償対象者が告知事項の訂正をアメリカンホーム保険会社に書面により申し出て、アメリカンホーム保険会社がこれを承認したときは、保険金を支払います。

(4) アメリカンホーム保険会社は、美容上の処置のみを目的とする入院に対しては保険金を支払いません。ただし、この原因が第2条（保険金を支払うときは?）の診断確定をされた女性ガンによる場合には、保険金を支払います。

(5) アメリカンホーム保険会社は、歯科の治療を目的とする入院に対しては保険金を支払いません。ただし、この原因が第2条（保険金を支払うときは?）の診断確定をされた女性ガンによる場合には、保険金を支払います。

(6) この保険契約が初度契約である場合において、補償対象者が第2条の診断確定を受け、入院による治療が必要であると医師によって判断された時が保険期間の初日からその日を含めて保険証券に書かれている日数を経過した日の翌日の午前0時より前であるとき、アメリカンホーム保険会社は、その入院（注）に対しては保険金を支払いません。（注）転入院を含みます。

第5条（女性ガンの程度の決定は?）

- (1) 女性ガンをこうむった補償対象者が同時に女性ガン以外の他の身体障害をこうむった場合には、アメリカンホーム保険会社は、その身体障害の影響がなかったときに相当する女性ガンの程度に対して保険金を支払います。ただし、入院治療を要するに至った主な原因が女性ガンである場合

- に限り、その他の身体障害によって悪くなった状態をもって保険金を支払います。
- (2) すでに身体障害をこうむっている補償対象者が新たに身体障害をこうむった場合も、(1)と同様とします。
- (3) 正当な理由がないのに、補償対象者が必要な治療を受けなかったり、または、保険契約者・保険金を受け取るべき者(注)が必要な治療をさせなかったために、保険金を支払うべき女性ガンの程度が悪くなった場合も、(1)と同様の方法で支払います。
- (注) 保険契約者・保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事・取締役・法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (4) 保険契約者・補償対象者・保険金を受け取るべき者(注)のわざとまたはこれに準じた重大な不注意によって、女性ガンの程度が悪くなった場合も、(1)～(3)と同様の方法で支払います。
- (注) 保険契約者・保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事・取締役・法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

第3章 基本条項

第6条 (保険の始めと終りは?の特則)

保険期間が始まった後でも、アメリカンホーム保険会社は、次の①～③のいずれかにあてはまった場合は保険金を支払いません。

- ① この保険契約の保険期間の開始時から、保険料(注)を領収した時までの期間中に第2条(保険金を支払うときは?)の診断確定をされた場合
- ② この保険契約の保険期間の開始時から、保険料(注)を領収した時までの期間中に開始した第3条(引受基準緩和型女性ガン入院保険金の支払)(1)の入院
- ③ 補償対象者が第2条の診断確定をされた時が、その診断確定をされた時の医療保険契約の保険期間の開始時から、その医療保険契約の保険料(注)を領収した時までの期間中であった場合、その医療保険契約の継続契約の保険期間中に開始した第3条(1)・(3)の入院
- (注) 第1回保険料をいいます。

第7条 (保険期間と保険金の支払い責任の関係)

- (1) アメリカンホーム保険会社は、保険期間(注1)中に補償対象者が第2条(保険金を支払うときは?)の診断確定を受け、かつ、第3条(引受基準緩和型女性ガン入院保険金の支払)(1)・(3)の入院を開始(注2)した場合に限り、保険金を支払います。
- (注1) この保険契約が継続契約である場合には、この保険契約が継続されてきた各保険契約の保険期間を含みます。
- (注2) 入院を開始した時と診断確定された時との前後を問いません。
- (2) 保険期間の開始時より前にこうむった女性ガンを直接の原因とする入院についても、保険期間の開始時より後にその女性ガンが悪化(注1)したことまたはその女性ガンと医学上重要な関係がある女性ガンをこうむったことにより、入院による治療が必要であると医師によって判断された場合は、保険期間の開始時より後に診断確定された女性ガンによる入院とみなします。ただし、第4条(保険金が支払われないときは?) (6)に定める保険証券にかかれている日数を経過した日の翌日の午前0時より前に入院による治療が必要であると医師によって判断された場合は、保険期間の開始時より後に診断確定された女性ガンによる入院(注2)とみなしません。
- (注1) 転移は含みません。
- (注2) 転入院を含みます。
- (3) 補償対象者がこの保険契約の保険期間中に入院を開始し、その入院が継続している時にこの保険契約が満了した場合は、アメリカンホーム保険会社は、その継続している入院を保険期間中の入院とみなします。

- (4) この特約の保険期間の開始時より前に発病した病気を直接の原因として第3条(引受基準緩和型女性ガン入院保険金の支払)に定める保険金の支払事由にあてはまった場合は、次の①・②のとおりとします。
- ① 保険契約締結(注)の際に、アメリカンホーム保険会社が、告知等により知っていたその病気に関する本当のことをもとに承諾した場合には、その承諾した範囲内で保険金を支払います。ただし、本当のことが一部が告知されなかったことにより、その病気に関する本当のことをアメリカンホーム保険会社が正確に知ることができなかった場合は、保険金を支払いません。
- ② その病気について、この特約の保険期間の開始時より前に、補償対象者が補償対象者以外の医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合には、保険金を支払います。ただし、その病気による症状について保険契約者・補償対象者の少なくともどちらかが認識または自覚していた場合は、保険金を支払いません。
- (注) 保険契約の復活・保険契約の条件の変更を含みます。

第8条 (保険料の払込方法は?の特則)

アメリカンホーム保険会社が保険金を支払う場合において、第3条(引受基準緩和型女性ガン入院保険金の支払)(1)の入院を開始した日の属する月の末日までに払込期日が到来している未払込保険料があるときは、アメリカンホーム保険会社は、支払保険金からその金額を差し引き、保険料の払込みに充当することができるものとします。

第9条 (契約年齢・性別が誤っていたときは?の特則)

- (1) 普通保険約款第8条(契約年齢・性別が誤っていたときは?) (1)の規定により追加保険料を請求する場合において、次の①・②のどちらかにあてはまったときは、アメリカンホーム保険会社は、誤った契約年齢に基づいた保険料の正しい契約年齢に基づいた保険料に対する割合により、保険金を削減して支払います。
- ① 追加保険料の領収前に、この特約第2条(保険金を支払うときは?)の診断確定をされた場合
- ② 追加保険料の領収前に、この特約第3条(引受基準緩和型女性ガン入院保険金の支払)(1)・(3)の入院を開始した場合
- (2) 普通保険約款第8条(契約年齢・性別が誤っていたときは?) (2)にかかわらず、補償対象者の実際の性別が女性でなかった場合は、アメリカンホーム保険会社は、保険契約者に対する書面による通知をもってこの特約を取り消すことができるものとし、この特約を取り消すときには、この特約についてすでに払い込まれた保険料の全額を保険契約者に返還します。

第10条 (契約の締結時に必ずすべきことは? -告知義務の特則)

- (1) 普通保険約款第9条(契約の締結時に必ずすべきことは? -告知義務) (2)の規定は、同第9条(3)①～④のいずれかにあてはまる場合もしくは保険契約者・補償対象者が、補償対象者がこの特約第2条(保険金を支払うときは?)の診断確定を受ける前に、告知事項につき、書面をもって訂正をアメリカンホーム保険会社に申し出て、アメリカンホーム保険会社がこれを承認した場合には適用しません。なお、アメリカンホーム保険会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事項が、保険契約締結(注)の際にアメリカンホーム保険会社に告げられていたとしても、アメリカンホーム保険会社が保険契約を締結(注)していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
- (注) 保険契約の復活・保険契約の条件の変更を含みます。
- (2) 普通保険約款第9条(契約の締結時に必ずすべきことは? -告知義務) (2)の規定による解除がこの特約第3条(引受基準緩和型女性ガン入院保険金の支払)(1)・(3)の入院を開始した後になされた場合であっても、普通保険約款第17条(解除の効力とは?)の規定にかかわらず、アメ

リカンホーム保険会社は、保険金を支払いません。この場合において、すでに保険金を支払っていたときは、アメリカンホーム保険会社は、その返還を請求することができます。

- (3) (2)の規定は、普通保険約款第9条（契約の締結時に必ずすべきことは？－告知義務）(2)に規定する告知なかった本当の事実または告知した本当でないことに基づかずにこの特約第2条（保険金を支払うときは？）の診断確定をされた女性ガンについては適用しません。

第11条（契約が復活できるのは？の特則）

保険契約が復活した場合であっても、アメリカンホーム保険会社は、次の①・②のどちらかにあてはまったときは、保険金を支払いません。

- ① 普通保険約款第18条（第2回以後の保険料の払込猶予と保険契約の解除とは？）(2)の規定により解除された日から普通保険約款第19条（契約が復活できるのは？）(2)の保険契約の復活を承認する前に、この特約第2条（保険金を支払うときは？）の診断確定をされたとき。
- ② 普通保険約款第18条(2)の規定により解除された日から普通保険約款第19条(2)の保険契約の復活を承認する前に、この特約第3条（引受基準緩和型女性ガン入院保険金の支払）(1)の入院を開始したとき。

第12条（入院を開始した場合の通知）

- (1) 補償対象者が第3条（引受基準緩和型女性ガン入院保険金の支払）(1)・(3)の入院を開始した場合は、保険契約者・補償対象者・保険金を受け取るべき者は、補償対象者が入院を開始した日からその日を含めて30日以内に、身体障害の内容・入院の状況等についてアメリカンホーム保険会社に通知しなければなりません。この場合において、アメリカンホーム保険会社が書面による通知・説明を求めたときは、これに応じなければなりません。
- (2) 保険契約者・補償対象者・保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合、またはその通知・説明について知っている本当のことを告げなかった場合もしくは本当でないことを告げた場合は、アメリカンホーム保険会社は、それによってアメリカンホーム保険会社がこうむった損害の額を差し引いて保険金を支払いません。

第13条（保険金を請求するには？の特則）

- (1) アメリカンホーム保険会社に対する保険金を請求する権利は、補償対象者が第3条（引受基準緩和型女性ガン入院保険金の支払）(1)の入院を終了した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2) (1)にかかわらず第3条（引受基準緩和型女性ガン入院保険金の支払）(1)の入院が1か月以上継続する場合には、補償対象者・保険金を受け取るべき者は、アメリカンホーム保険会社に対し保険金の内払を請求することができます。また、その場合の保険金を請求する権利は、第3条(1)の入院が、1か月以上継続した日から発生するものとします。
- (3) 補償対象者・保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、次の①～⑩の書類のうちアメリカンホーム保険会社が求めるものを提出しなければなりません。
- ① 保険金請求書
 - ② 保険証券
 - ③ アメリカンホーム保険会社の定める身体障害状況報告書
 - ④ 公の機関（注）の事故証明書
 - ⑤ 補償対象者・保険金を受け取るべき者の印鑑証明書
 - ⑥ 補償対象者以外の医師によるアメリカンホーム保険会社の定める診断書
 - ⑦ 入院日数が書かれている病院等の証明書類
 - ⑧ アメリカンホーム保険会社が補償対象者の症状・治療内容等について医師に照会し説明を求めることについての同意書

- ⑨ 補償対象者が死亡した場合には、死亡診断書・死体検案書のどちらか
- ⑩ 保険金の請求を第三者に委任する場合には、保険金の請求の委任を証する書類・委任を受けた者の印鑑証明書
- ⑪ その他アメリカンホーム保険会社が普通保険約款第27条（保険金の支払時期は？）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類・証拠として保険契約締結の際にアメリカンホーム保険会社が交付する書面等において定めたもの

（注）やむを得ない場合には、第三者をいいます。

- (4) アメリカンホーム保険会社は、身体障害の内容・入院の状況等に応じ、保険契約者・補償対象者・保険金を受け取るべき者に対して、(3)の書類以外の書類・証拠の提出またはアメリカンホーム保険会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、アメリカンホーム保険会社が求めた書類・証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (5) 保険契約者・補償対象者・保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(4)の規定に違反した場合または(3)・(4)もしくは普通保険約款第26条（保険金を請求するには？）(3)・(4)の書類に知っている本当のことを書かなかった場合もしくは本当でないことを書いた場合、もしくはその書類・証拠を偽造・変造した場合は、アメリカンホーム保険会社は、それによってアメリカンホーム保険会社がこうむった損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第14条（アメリカンホーム保険会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

- (1) アメリカンホーム保険会社は、第12条（入院を開始した場合の通知）の規定による通知・第13条（保険金を請求するには？の特則）の規定による請求を受けた場合は、身体障害の程度の認定・その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者・補償対象者・保険金を受け取るべき者に対しアメリカンホーム保険会社の指定する医師が作成した補償対象者の診断書・死体検案書の提出を求めることができます。また、補償対象者の身体障害の症状・治療内容等について、アメリカンホーム保険会社は、その診断を行った医師・病院等に対して直接確認を行い説明を求めることができます。
- (2) (1)の規定による診断・死体の検案（注1）のために要した費用（注2）は、アメリカンホーム保険会社が負担します。
- （注1）死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。
- （注2）収入の喪失を含みません。

第15条（代位）

アメリカンホーム保険会社が保険金を支払った場合であっても、補償対象者・その法定相続人がその身体障害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、アメリカンホーム保険会社に移転しません。

第16条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款・これに付帯された特約の規定を準用します。

別表 第1条（用語の意味は？）の女性特定悪性新生物・女性特定上皮内新生物

対象となる女性特定悪性新生物・女性特定上皮内新生物

対象となる女性特定悪性新生物・女性特定上皮内新生物とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中次のいずれかにあてはまるものとし、分類項目の内容については厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10準拠」によるものとします。

1. 女性特定悪性新生物

分類項目	基本分類コード	支払要件
乳房の悪性新生物	C50	補償対象者以外の医師により、病理組織学的所見（生検・剖検）に基づき診断確定されたものに限り、ただし、病理組織学的所見（生検・剖検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。
女性性器の悪性新生物	C51-C58	
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物のうち右記にあてはまるもの	C73	

（注）悪性新生物には、上皮内新生物（基本分類コードD00-D07およびD09）を含みません。また、1987年国際対がん連合（UICC）により発行された、「TNM悪性腫瘍の分類改訂第4版」で、病期分類が0期の病変を含みません。従って、上皮内癌、非浸潤癌等は、悪性新生物に該当しません。

2. 女性特定上皮内新生物

分類項目	基本分類コード	支払要件
乳房の上皮内新生物のうち右記にあてはまるもの	D05.0 D05.1 D05.7 D05.9	補償対象者以外の医師により、病理組織学的所見（生検・剖検）に基づき診断確定されたものに限り、ただし、病理組織学的所見（生検・剖検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。
子宮頸(部)の上皮内新生物のうち右記にあてはまるもの	D06.0 D06.1 D06.7 D06.9	
その他及び部位不明の生殖器の上皮内新生物のうち右記にあてはまるもの	D07.0 D07.1 D07.2 D07.3	
その他及び部位不明の上皮内新生物のうち右記にあてはまるもの	D09.3	

（注）上皮内新生物には、1987年国際対がん連合（UICC）により発行された、「TNM悪性腫瘍の分類改訂第4版」で、病期分類が0期の病変を含みます。従って、上皮内癌、非浸潤癌等は、上皮内新生物として取り扱います。

7. 引受基準緩和型女性ガン入院治療一時金支払特約

この特約の趣旨

この特約は、補償対象者が女性ガンをこうむり、その治療のために入院し、その入院が所定の期間以上継続したときに、引受基準緩和型女性ガン入院治療一時金を支払うことを主な内容としています。

第1章 用語の定義条項

第1条（用語の意味は？）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次のとおり取り決めます。

用語	意味
継続契約	引受基準緩和型女性ガン入院治療一時金支払特約付帯新・医療総合保険契約の保険期間（注1）の終わる日（注2）を保険期間の初日とする引受基準緩和型女性ガン入院治療一時金支払特約付帯新・医療総合保険契約をいいます。 （注1）1年以上に限り、 （注2）その医療保険契約が終わる日より前に解除されていた場合にはその解除日をいいます。
女性ガン	別表の女性特定悪性新生物・女性特定上皮内新生物のうち保険証券に書かれているもの（注）をいい、別表に定める支払要件を満たすものに限り、 （注）保険証券に書かれていない場合は、別表の女性特定悪性新生物・女性特定上皮内新生物のすべてをいいます。
転入院	治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院等に入り、常に医師の管理下において治療に専念する状態がやむ前に、入院中の病院等から他の病院等に移り、再び入院することをいいます。
入院	治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院等に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
引受基準緩和型女性ガン入院治療一時金額	保険証券に書かれている引受基準緩和型女性特定悪性新生物入院治療一時金額・引受基準緩和型女性特定上皮内新生物入院治療一時金額をいいます。
病院等	次の①～③のいずれかにあてはまるものをいいます。ただし、①・②については、介護保険法（平成9年法律第123号）に定める介護療養型医療施設を除きます。 ① 医療法（昭和23年法律第205号）に定める日本国内にある病院 ② 医療法に定める日本国内にある患者を収容する施設を有する診療所 ③ ①・②の病院・診療所と同等の日本国外にある医療施設
保険金	引受基準緩和型女性特定悪性新生物入院治療一時金・引受基準緩和型女性特定上皮内新生物入院治療一時金をいいます。

第2章 補償条項

第2条（保険金を支払うときは？）

アメリカンホーム保険会社は、補償対象者がこうむった身体障害が補償対象者以外の医師により診断確定された女性ガンであった場合に限り、この特約・普通保険約款に従い保険金を支払います。

第3条（引受基準緩和型女性ガン入院治療一時金の支払）

（1）アメリカンホーム保険会社は、補償対象者が補償対象者以外の医師により女性ガンと診断確定され、その治療のために保険期間中に入院（注1）を開始し、その入院が保険証券に書かれている日数（注2）以上継続した場合、次の①・②のとおり、引受基準緩和型女性ガン入院治療一時金額（注3）を保険金として補償対象者に支払います。なお、

複数の引受基準緩和型女性ガン入院治療一時金額・入院日数が書かれている場合には、それぞれについて支払います。

- ① 補償対象者以外の医師により診断された女性ガンが、女性特定悪性新生物の場合は、保険証券に書かれている引受基準緩和型女性特定悪性新生物入院治療一時金の全額を支払います。
 - ② 補償対象者以外の医師により診断された女性ガンが、女性特定上皮内新生物の場合は、保険証券に書かれている引受基準緩和型女性特定上皮内新生物入院治療一時金額の全額を支払います。
(注1) 入院を開始した時と、診断確定された時との前後を問いません。
(注2) 入院日数が複数書かれている場合は、それぞれの入院日数をいい、入院初日から数えた日数で適用します。
(注3) 引受基準緩和型女性ガン入院治療一時金額が複数書かれている場合は、それぞれの引受基準緩和型女性ガン入院治療一時金額をいいます。
- (2) 保険金を支払うべき女性ガンを2以上併発した場合には、アメリカンホーム保険会社は、それぞれの女性ガンに対する保険金の額のうち、いずれか高い金額を支払います。
- (3) この保険契約が初度契約の場合、保険期間の初日からその日を含めて1年間において、アメリカンホーム保険会社が支払う保険金の額は、(1)に掲げる引受基準緩和型女性ガン入院治療一時金額の規定にかかわらず、(1)の保険金の額の50%相当額とします。
- (4) アメリカンホーム保険会社は、(1)の保険金を支払った後、再び(1)を満たす入院を開始した場合、次の条件を満たした場合にのみ、再び引受基準緩和型女性ガン入院治療一時金額の全額を保険金として支払います。

条件

補償対象者が、女性ガンの治療のために開始した入院の終了した日からその日を含めて2年以上経過していること。

- (5) 補償対象者が転入院した場合は、継続した1回の入院とみなします。
- (6) この保険契約が初度契約の場合、補償対象者が入院を開始した日が、保険期間の初日からその日を含めて1年間を経過した日の午前0時より前でありかつその入院が保険期間の初日からその日を含めて1年間を経過した日の午前0時より後まで継続している場合、アメリカンホーム保険会社は、(1)に定める保険証券に書かれている日数を経過した日における保険金額を補償対象者に支払います。
- (7) (1)の期間には、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)第6条(臓器の摘出)の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置(注)であるときには、その処置日数を含みます。
(注) 医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。
- (8) 保険契約者は、普通保険約款・特約で補償対象者に支払うと定められた保険金について、その受取人を補償対象者以外の者とする・変更することはできません。

第4条 (保険金が支払われないときは?)

- (1) アメリカンホーム保険会社は、次の①~⑩のいずれかによってこうむった女性ガンに対しては、保険金を支払いません。
 - ① 保険契約者(注1)または補償対象者のわざとまたはこれに準じた重大な不注意
 - ② 保険金を受け取るべき者(注2)のわざとまたはこれに準じた重大な不注意。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
 - ③ 補償対象者の自殺行為・犯罪行為・闘争行為

- ④ 補償対象者の麻薬・大麻・あへん・覚せい剤・シンナー等の使用。ただし、治療を目的として医師が用いた場合には、保険金を支払います。
- ⑤ 補償対象者のアルコール依存・薬物依存・薬物乱用。ただし、治療を目的として医師が薬物を用いた場合には、保険金を支払います。
- ⑥ 戦争・外国の武力行使・革命・政権奪取・内乱・武装反乱・その他これらに類似の事変・暴動(注3)
- ⑦ 核燃料物質(注4)・核燃料物質(注4)によって汚染された物(注5)の放射性・爆発性・その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑧ ⑥・⑦の事由に随伴して生じた事故またはこれらともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑨ ⑦以外の放射線照射・放射能汚染
- ⑩ 補償対象者の先天性異常

(注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事・取締役・法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事・取締役・法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注3) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注4) 使用済燃料を含みます。

(注5) 原子核分裂生成物を含みます。

- (2) 次の①~③のいずれかにあてはまる場合に、保険契約者または補償対象者がわざとまたはこれに準じた重大な不注意によって、告知事項について、アメリカンホーム保険会社によっている本当のことを告げなかったときまたは本当でないことを告げたときは、アメリカンホーム保険会社は、その告げなかった本当のことまたは告げた本当でないことを直接の原因として第2条(保険金を支払うときは?)の診断確定をされた女性ガンに対しては、保険金を支払いません。ただし、保険期間の開始日より前にこうむった身体障害を直接の原因として、保険期間の開始日からその日を含めて2年を経過した後に第3条(引受基準緩和型女性ガン入院治療一時金の支払)(1)の入院を開始した場合は、保険期間の開始日以後の原因によるものとみなして保険金を支払います。

① 保険契約の締結をする場合

② 保険契約の復活をする場合

③ 保険契約の条件の変更(注)をする場合

(注) 変更により支払われる保険金に限ります。

- (3) (2)の場合において、補償対象者がその診断確定を受ける前に、保険契約者・補償対象者が告知事項の訂正をアメリカンホーム保険会社に書面により申し出て、アメリカンホーム保険会社がこれを承認したときは、保険金を支払います。

- (4) アメリカンホーム保険会社は、美容上の処置のみを目的とする入院に対しては保険金を支払いません。ただし、この原因が第2条(保険金を支払うときは?)の診断確定をされた女性ガンによる場合には、保険金を支払います。

- (5) アメリカンホーム保険会社は、歯科の治療を目的とする入院に対しては保険金を支払いません。ただし、この原因が第2条(保険金を支払うときは?)の診断確定をされた女性ガンによる場合には、保険金を支払います。

- (6) この保険契約が初度契約である場合において、補償対象者が第2条の診断確定を受け、入院による治療が必要であると医師によって判断された時が保険期間の初日からその日を含めて保険証券に書かれている日数を経過した日の翌日の午前0時より前であるとき、アメリカンホーム保険会社は、その入院(注)に対しては保険金を支払いません。
(注) 転入院を含みます。

第5条 (女性ガンの程度の決定は?)

- (1) 女性ガンをこうむった補償対象者が同時に女性ガン以外の他の身体障害をこうむった場合には、アメリカンホーム保険会社は、その身体障害の影響がなかったときに相当す

る女性ガンの程度に対して保険金を支払います。ただし、入院治療を要するに至った主な原因が女性ガンである場合に限り、その他の身体障害によって悪くなった状態をもって保険金を支払います。

(2) すでに身体障害をこうむっている補償対象者が新たに身体障害をこうむった場合も、(1)と同様とします。

(3) 正当な理由がないのに、補償対象者が必要な治療を受けなかったり、または、保険契約者・保険金を受け取るべき者(注)が必要な治療をさせなかったために、保険金を支払うべき女性ガンの程度が悪くなった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

(注) 保険契約者・保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事・取締役・法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(4) 保険契約者・補償対象者・保険金を受け取るべき者(注)のわざとまたはこれに準じた重大な不注意によって、女性ガンの程度が悪くなった場合も、(1)～(3)と同様の方法で支払います。

(注) 保険契約者・保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事・取締役・法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

第3章 基本条項

第6条 (保険の始めと終りは?の特則)

保険期間が始まった後でも、アメリカンホーム保険会社は、次の①～③のいずれかにあてはまった場合は保険金を支払いません。

① この保険契約の保険期間の開始時から、保険料(注)を領収した時までの期間中に第2条(保険金を支払うときは?)の診断確定をされた場合

② この保険契約の保険期間の開始時から、保険料(注)を領収した時までの期間中に開始した第3条(引受基準緩和型女性ガン入院治療一時金の支払)(1)の入院

③ 補償対象者が第2条の診断確定をされた時が、その診断確定をされた時の医療保険契約の保険期間の開始時から、その医療保険契約の保険料(注)を領収した時までの期間中であった場合、その医療保険契約の継続契約の保険期間中に開始した第3条(1)の入院

(注) 第1回保険料をいいます。

第7条 (保険期間と保険金の支払い責任の関係)

(1) アメリカンホーム保険会社は、保険期間(注1)中に補償対象者が第2条(保険金を支払うときは?)の診断確定を受け、かつ、第3条(引受基準緩和型女性ガン入院治療一時金の支払)(1)の入院を開始(注2)した場合に限り、保険金を支払います。

(注1) この保険契約が継続契約である場合には、この保険契約が継続されてきた各保険契約の保険期間を含みます。

(注2) 入院を開始した時と診断確定された時との前後を問いません。

(2) 保険期間の開始時より前にこうむった女性ガンを直接の原因とする入院についても、保険期間の開始時より後にその女性ガンが悪化(注1)したことまたはその女性ガンと医学上重要な関係がある女性ガンをこうむったことにより、入院による治療が必要であると医師によって判断された場合は、保険期間の開始時より後に診断確定された女性ガンによる入院とみなします。ただし、第4条(保険金が支払われないときは?) (6)に定める保険証券にかかれている日数を経過した日の翌日の午前0時より前に入院による治療が必要であると医師によって判断された場合は、保険期間の開始時より後に診断確定された女性ガンによる入院(注2)とみなしません。

(注1) 転移は含みません。

(注2) 転入院を含みます。

(3) 補償対象者がこの保険契約の保険期間中に入院を開始し、その入院が継続している時にこの保険契約が満了した場合

は、アメリカンホーム保険会社は、その継続している入院を保険期間中の入院とみなします。

(4) この特約の保険期間の開始時より前に発病した病気を直接の原因として第3条(引受基準緩和型女性ガン入院治療一時金の支払)に定める保険金の支払事由にあてはまった場合は、次の①・②のとおりとします。

① 保険契約締結(注)の際に、アメリカンホーム保険会社が、告知等により知っていたその病気に関する本当のことをもとに承諾した場合には、その承諾した範囲内で保険金を支払います。ただし、本当のこの一部が告知されなかったことにより、その病気に関する本当のことをアメリカンホーム保険会社が正確に知る事ができなかった場合は、保険金を支払いません。

② その病気について、この特約の保険期間の開始時より前に、補償対象者が補償対象者以外の医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合には、保険金を支払います。ただし、その病気による症状について保険契約者・補償対象者の少なくともどちらかが認識または自覚していた場合は、保険金を支払いません。

(注) 保険契約の復活・保険契約の条件の変更を含みます。

第8条 (保険料の払込方法は?の特則)

アメリカンホーム保険会社が保険金を支払う場合において、第3条(引受基準緩和型女性ガン入院治療一時金の支払)

(1)の入院を開始した日の属する月の末日までに払込期日が到来している未払込保険料があるときは、アメリカンホーム保険会社は、支払保険金からその金額を差し引き、保険料の払込みに充当することができるものとします。

第9条 (契約年齢・性別が誤っていたときは?の特則)

(1) 普通保険約款第8条(契約年齢・性別が誤っていたときは?) (1)の規定により追加保険料を請求する場合において、次の①・②のどちらかにあてはまったときは、アメリカンホーム保険会社は、誤った契約年齢に基づいた保険料の正しい契約年齢に基づいた保険料に対する割合により、保険金を削減して支払います。

① 追加保険料の領収前に、この特約第2条(保険金を支払うときは?)の診断確定をされた場合

② 追加保険料の領収前に、この特約第3条(引受基準緩和型女性ガン入院治療一時金の支払)(1)の入院を開始した場合

(2) 普通保険約款第8条(契約年齢・性別が誤っていたときは?) (2)にかかわらず、補償対象者の実際の性別が女性でなかった場合は、アメリカンホーム保険会社は、保険契約者に対する書面による通知をもってこの特約を取り消すことができるものとし、この特約を取り消すときには、この特約についてすでに払い込まれた保険料の全額を保険契約者に返還します。

第10条 (契約の締結時に必ずすべきことは? -告知義務の特則)

(1) 普通保険約款第9条(契約の締結時に必ずすべきことは? -告知義務) (2)の規定は、同第9条(3)①～④のいずれかにあてはまる場合もしくは保険契約者・補償対象者が、補償対象者がこの特約第2条(保険金を支払うときは?)の診断確定を受ける前に、告知事項につき、書面をもって訂正をアメリカンホーム保険会社に申し出て、アメリカンホーム保険会社がこれを承認した場合には適用しません。なお、アメリカンホーム保険会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事項が、保険契約締結(注)の際にアメリカンホーム保険会社に告げられていたとしても、アメリカンホーム保険会社が保険契約を締結(注)していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。

(注) 保険契約の復活・保険契約の条件の変更を含みます。

(2) 普通保険約款第9条(契約の締結時に必ずすべきことは? -告知義務) (2)の規定による解除がこの特約第3条(引受基準緩和型女性ガン入院治療一時金の支払)(1)の入院

院を開始した後になされた場合であっても、普通保険約款第17条（解除の効力とは？）の規定にかかわらず、アメリカンホーム保険会社は、保険金を支払いません。この場合において、すでに保険金を支払っていたときは、アメリカンホーム保険会社は、その返還を請求することができます。

(3) (2)の規定は、普通保険約款第9条（契約の締結時に必ずすべきことは？－告知義務）(2)に規定する告知なかった本当の事実または告げた本当でないことに基づかずにこの特約第2条（保険金を支払うときは？）の診断確定をされた女性ガンについては適用しません。

第11条（契約が復活できるのは？の特則）

保険契約が復活した場合であっても、アメリカンホーム保険会社は、次の①・②のどちらかにあてはまったときは、保険金を支払いません。

- ① 普通保険約款第18条（第2回以後の保険料の払込猶予と保険契約の解除とは？）(2)の規定により解除された日から普通保険約款第19条（契約が復活できるのは？）(2)の保険契約の復活を承認する前に、この特約第2条（保険金を支払うときは？）の診断確定をされたとき。
- ② 普通保険約款第18条(2)の規定により解除された日から普通保険約款第19条(2)の保険契約の復活を承認する前に、この特約第3条（引受基準緩和型女性ガン入院治療一時金の支払）(1)の入院を開始したとき。

第12条（入院を開始した場合の通知）

- (1) 補償対象者が第3条（引受基準緩和型女性ガン入院治療一時金の支払）(1)の入院を開始した場合は、保険契約者・補償対象者・保険金を受け取るべき者は、補償対象者が入院を開始し、その入院が1入院で保険証券に書かれている日数を経過した日からその日を含めて30日以内に、身体障害の内容・入院の状況等についてアメリカンホーム保険会社に通知しなければなりません。この場合において、アメリカンホーム保険会社が書面による通知・説明を求めたときは、これに応じなければなりません。
- (2) 保険契約者・補償対象者・保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合、またはその通知・説明について知っている本当のことを告げなかった場合もしくは本当でないことを告げた場合は、アメリカンホーム保険会社は、それによってアメリカンホーム保険会社がこうむった損害の額を差し引いて保険金を支払いません。

第13条（保険金を請求するには？の特則）

- (1) アメリカンホーム保険会社に対する保険金を請求する権利は、補償対象者の第3条（引受基準緩和型女性ガン入院治療一時金の支払）(1)の入院が保険証券に書かれている入院日数以上継続した時から発生し、これを行わせることができるものとします。
- (2) 補償対象者・保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、次の①～⑩の書類のうちアメリカンホーム保険会社が求めるものを提出しなければなりません。
 - ① 保険金請求書
 - ② 保険証券
 - ③ アメリカンホーム保険会社の定める身体障害状況報告書
 - ④ 公の機関（注）の事故証明書
 - ⑤ 補償対象者・保険金を受け取るべき者の印鑑証明書
 - ⑥ 補償対象者以外の医師によるアメリカンホーム保険会社の定める診断書
 - ⑦ 入院日数が書かれている病院等の証明書類
 - ⑧ アメリカンホーム保険会社が補償対象者の症状・治療内容等について医師に照会し説明を求めることについての同意書
 - ⑨ 補償対象者が死亡した場合には、死亡診断書・死体検案書のどちらか
 - ⑩ 保険金の請求を第三者に委任する場合には、保険金の請求の委任を証する書類・委任を受けた者の印鑑証明書

- ⑪ その他アメリカンホーム保険会社が普通保険約款第27条（保険金の支払時期は？）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類・証拠として保険契約締結の際にアメリカンホーム保険会社が交付する書面等において定めたもの
（注）やむを得ない場合には、第三者をいいます。
- (3) アメリカンホーム保険会社は、身体障害の内容・入院の状況等に応じ、保険契約者・補償対象者・保険金を受け取るべき者に対して、(2)の書類以外の書類・証拠の提出またはアメリカンホーム保険会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、アメリカンホーム保険会社が求めた書類・証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (4) 保険契約者・補償対象者・保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(3)の規定に違反した場合または(2)・(3)もしくは普通保険約款第26条（保険金を請求するには？）(3)・(4)の書類に知っている本当のことを書かなかった場合もしくは本当でないことを書いた場合、もしくはその書類・証拠を偽造・変造した場合は、アメリカンホーム保険会社は、それによってアメリカンホーム保険会社がこうむった損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第14条（アメリカンホーム保険会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

- (1) アメリカンホーム保険会社は、第12条（入院を開始した場合の通知）の規定による通知・第13条（保険金を請求するには？の特則）の規定による請求を受けた場合は、身体障害の程度の認定・その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者・補償対象者・保険金を受け取るべき者に対しアメリカンホーム保険会社の指定する医師が作成した補償対象者の診断書・死体検案書の提出を求めることができます。また、補償対象者の身体障害の症状・治療内容等について、アメリカンホーム保険会社は、その診断を行った医師・病院等に対して直接確認を行い説明を求めることができます。
- (2) (1)の規定による診断・死体の検案（注1）のために要した費用（注2）は、アメリカンホーム保険会社が負担します。
（注1）死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。
（注2）収入の喪失を含みません。

第15条（代位）

アメリカンホーム保険会社が保険金を支払った場合であっても、補償対象者・その法定相続人がその身体障害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、アメリカンホーム保険会社に移転しません。

第16条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款・これに付帯された特約の規定を準用します。

別表 第1条（用語の意味は？）の女性特定悪性新生物・女性特定上皮内新生物

対象となる女性特定悪性新生物・女性特定上皮内新生物

対象となる女性特定悪性新生物・女性特定上皮内新生物とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中次のいずれかにあてはまるものとし、分類項目の内容については厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10準拠」によるものとします。

1. 女性特定悪性新生物

分類項目	基本分類コード	支払要件
乳房の悪性新生物	C50	補償対象者以外の医師により、病理組織学的所見（生検・剖検）に基づき診断確定されたものに限り、ただし、病理組織学的所見（生検・剖検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。
女性性器の悪性新生物	C51-C58	
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物のうち右記にあてはまるもの	C73	

（注）悪性新生物には、上皮内新生物（基本分類コードD00-D07およびD09）を含みません。また、1987年国際対がん連合（UICC）により発行された、「TNM悪性腫瘍の分類改訂第4版」で、病期分類が0期の病変を含みません。従って、上皮内癌、非浸潤癌等は、悪性新生物に該当しません。

2. 女性特定上皮内新生物

分類項目	基本分類コード	支払要件
乳房の上皮内新生物のうち右記にあてはまるもの	D05.0 D05.1 D05.7 D05.9	補償対象者以外の医師により、病理組織学的所見（生検・剖検）に基づき診断確定されたものに限り、
子宮頸(部)の上皮内新生物のうち右記にあてはまるもの	D06.0 D06.1 D06.7 D06.9	
その他及び部位不明の生殖器の上皮内新生物のうち右記にあてはまるもの	D07.0 D07.1 D07.2 D07.3	
その他及び部位不明の上皮内新生物のうち右記にあてはまるもの	D09.3	

（注）上皮内新生物には、1987年国際対がん連合（UICC）により発行された、「TNM悪性腫瘍の分類改訂第4版」で、病期分類が0期の病変を含みます。従って、上皮内癌、非浸潤癌等は、上皮内新生物として取り扱います。

8. 個人賠償責任補償特約

この特約の趣旨

この特約は、補償対象者が他人の身体の障害・財物の破損について、法律上の損害賠償責任を負担することによってこうむった損害に対して、賠償責任保険金を支払うことを主な目的としています。

第1章 用語の定義条項

第1条（用語の意味は?）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次のとおり取り決めます。

用語	意味
財物の破損	財物の滅失・汚損・損傷をいいます。
支払責任額	それぞれの保険契約について他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金の額をいいます。
住宅	本人が居住するための住宅（注）をいいます。（注）敷地内の動産・不動産・一時的に居住する補償対象者所有の住宅（いわゆる別荘）を含みます。
身体の障害	ケガ・病気・後遺障害・死亡をいいます。
保険金	賠償責任保険金をいいます。
保険金額	保険証券に書かれている賠償責任保険金額をいいます。
保険事故	補償対象者が他人の身体の障害・他人の財物の破損について、法律上の損害賠償責任を負担する原因となった偶然な事故をいいます。
本人	保険証券に書かれている補償対象者をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
免責金額	お支払いする保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は補償対象者の自己負担となります。

第2章 補償条項

第2条（保険金を支払うときは?）

アメリカンホーム保険会社は、補償対象者が、次の①・②のどちらかにあてはまる偶然な事故（注1）により、他人の身体の障害・他人の財物の破損について、法律上の損害賠償責任を負担することによってこうむった損害に対して、この特約・普通保険約款の規定に従い、保険金を支払います。

- ① 住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故
- ② 補償対象者の日常生活（注2）に起因する偶然な事故（注1）この後「事故」と省略します。（注2）住宅以外の不動産の所有・使用・管理を除きます。

第3条（支払保険金の範囲は?）

アメリカンホーム保険会社が支払う保険金の範囲は、次の①～⑤のいずれかにあてはまるものに限り、

- ① 補償対象者が被害者に支払うべき損害賠償金
- ② 第2条（保険金を支払うときは?）の事故が発生した場合において、補償対象者が第11条（事故が発生したときは?）（1）②に規定する第三者に対する求償権の保全・行使・その他損害を防止・軽減するために要した必要・有益な費用
- ③ ②の損害を防止・軽減するために必要・有益と認められる手段を講じた後において、補償対象者に損害賠償責任がないと判明した場合、補償対象者が被害者のために支出した応急手当・護送・その他緊急措置に要した費用・支出についてあらかじめアメリカンホーム保険会社の書面による同意を得た費用
- ④ 補償対象者がアメリカンホーム保険会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬または仲裁・和解・調停に要した費用
- ⑤ 第12条（アメリカンホーム保険会社による解決のお手伝い）（1）に規定するアメリカンホーム保険会社による損害賠償請求の解決に協力するために補償対象者が支出した費用

第4条（保険金が支払われないときは?—その1）

アメリカンホーム保険会社は、次の①～④のいずれかにあてはまる事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者（注1）または補償対象者の故意
 - ② 戦争・外国の武力行使・革命・政権奪取・内乱・武装反乱・その他これらに類似の事変・暴動（注2）
 - ③ 地震・噴火・これらによる津波
 - ④ 核燃料物質（注3）・核燃料物質（注3）によって汚染された物（注4）の放射性・爆発性・その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- （注1） 保険契約者が法人である場合は、その理事・取締役・法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
（注2） 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
（注3） 使用済燃料を含みます。
（注4） 原子核分裂生成物を含みます。

第5条（保険金が支払われないときは?—その2）

アメリカンホーム保険会社は、補償対象者が次の①～⑨のいずれかにあてはまる損害賠償責任を負担することによってこうむった損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 補償対象者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
 - ② 主に補償対象者の職務に用いられる動産・不動産（注1）の所有・使用・管理に起因する損害賠償責任
 - ③ 補償対象者と同居する親族に対する損害賠償責任
 - ④ 補償対象者の使用人が補償対象者の事業・業務に従事中にこうむった身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、補償対象者が家事使用人として使用する者である場合には、保険金を支払います。
 - ⑤ 補償対象者と第三者との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
 - ⑥ 補償対象者が所有・使用・管理する財物の破損について、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
 - ⑦ 補償対象者の心神喪失に起因する損害賠償責任
 - ⑧ 補償対象者または補償対象者の指図による暴行・殴打に起因する損害賠償責任
 - ⑨ 航空機、船舶・車両（注2）、銃器（注3）の所有・使用・管理に起因する損害賠償責任
- （注1） 住宅の一部が主に補償対象者の職務のために用いられる場合は、その部分を含みます。
（注2） 原動力がもっぱら人力であるものを除きます。
（注3） 空気銃を除きます。

第6条（補償対象者の範囲は?）

（1） この特約における補償対象者は、本人のほか、次の①～③のいずれかにあてはまる者をいいます。ただし、責任無能力者は含まないものとします。

- ① 本人の配偶者
- ② 本人または配偶者と生計を共にする同居の親族
- ③ 本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚の子

（2） （1）の本人と本人以外の補償対象者との続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

第7条（保険金の支払額は?）

アメリカンホーム保険会社が支払うべき保険金の額は、次の①・②の金額の合計額とします。

- ① 1回の事故につき、損害賠償金が保険証券に書かれている免責金額を超える場合には、その超えた額。ただし、1回の事故につき、保険金額を支払の限度とします。
- ② 第3条（支払保険金の範囲は?）②～⑤の費用についてはその全額。ただし、第3条④の費用は、1回の事故につき、第3条①の損害賠償金の額が保険金額を超える場合は、次の算式によって算出した額を支払います。

$$\text{第3条④の費用} \times \frac{\text{保険金額}}{\text{第3条①の損害賠償金の額}} = \text{第3条④の費用に対して支払う保険金の額}$$

第3章 基本条項

第8条（保険の始めと終りは?の特則）

保険期間が始まった後でも、アメリカンホーム保険会社は第1回保険料の領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第9条（契約の締結時に必ずすべきことは?—告知義務の特則）

- （1） 普通保険約款第9条（契約の締結時に必ずすべきことは?—告知義務）（2）の規定による解除が、事故が発生した後になされた場合であっても、普通保険約款第17条（解除の効力とは?）の規定にかかわらず、アメリカンホーム保険会社は、保険金を支払いません。この場合において、すでに保険金を支払っていたときは、アメリカンホーム保険会社は、その返還を請求することができます。
- （2） （1）の規定は、普通保険約款第9条（契約の締結時に必ずすべきことは?—告知義務）（2）に規定する告げなかった本当の事実または告げた本当でないことに基づかずに生じた事故については適用しません。

第10条（契約が復活できるのは?の特則）

保険契約が復活した場合であっても、アメリカンホーム保険会社は、普通保険約款第18条（第2回以後の保険料の払込猶予と保険契約の解除とは?）の規定により解除された日から普通保険約款第19条（契約が復活できるのは?）（2）の保険契約の復活を承認する前に、生じた損害等に対しては、保険金を支払いません。

第11条（事故が発生したときは?）

- （1） 第2条（保険金を支払うときは?）の事故により他人の身体の障害・財物の破損が発生したことを知った場合は、保険契約者・補償対象者・保険金を受け取るべき者は、次の①～④の事項を履行しなければなりません。
 - ① 事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名・年齢・職業、事故の状況およびこれらの事項の証人となる者がある場合はその住所・氏名を事故の発生日からその日を含めて30日以内に、また、損害賠償の請求を受けた場合は、その内容を、遅滞なく、アメリカンホーム保険会社に通知すること。この場合において、アメリカンホーム保険会社が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。
 - ② 第三者から損害の賠償を受けることができる場合には、その権利の保全・行使について必要な手続をとり、その他損害を防止・軽減するために必要ないっさいの手段を講ずること。
 - ③ 損害賠償責任の全部または一部を承認しようとする場合は、あらかじめアメリカンホーム保険会社の承認を得ること。ただし、応急手当・護送・その他の緊急措置をとることを妨げません。
 - ④ 損害賠償責任に関する訴訟を提起する場合・提起された場合は、ただちに書面によりアメリカンホーム保険会社に通知すること。
- （2） 保険契約者・補償対象者・保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく（1）①～④に規定する義務に違反した場合は、アメリカンホーム保険会社は、（1）①・④のときはそれによってアメリカンホーム保険会社がこうむった損害の額を差し引いて保険金を支払います。また、（1）②のときは防止・軽減することができた認められる損害額を、（1）③のときは損害賠償責任がないと認められる部分を、それぞれ差し引いて保険金を支払います。

第12条（アメリカンホーム保険会社による解決のお手伝い）

- （1） アメリカンホーム保険会社は、必要と認めた場合は、補

償対象者に代わって自己の費用で被害者からの損害賠償請求の解決に当たることができます。この場合において、補償対象者は、アメリカンホーム保険会社の求めに応じ、その遂行についてアメリカンホーム保険会社に協力しなければなりません。

(2) 補償対象者が、正当な理由がなく(1)の規定による協力に応じない場合は、それによってアメリカンホーム保険会社がこうむった損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第13条 (保険金を請求するには?の特則)

(1) この特約にかかる保険金のアメリカンホーム保険会社に対する保険金を請求する権利は、次の時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。

① 第3条(支払保険金の範囲は?)①の損害賠償金については、損害賠償金の額が確定した時

② 第3条②～⑤の費用については、補償対象者が費用を負担した時

(2) 補償対象者が保険金の支払を請求する場合は、次の①～⑦のいずれかの書類のうちアメリカンホーム保険会社が求めるものを提出しなければなりません。

① 保険金請求書

② 保険証券

③ アメリカンホーム保険会社の定める事故状況報告書

④ 示談書その他これに代わるべき書類

⑤ 損害を証明する書類

⑥ 保険金の請求を第三者に委任する場合には、保険金の請求の委任を証する書類・委任を受けた者の印鑑証明書

⑦ その他アメリカンホーム保険会社が第14条(保険金の支払時期は?)(1)に定める必要な確認を行うために欠くことのできない書類・証拠として保険契約締結の際にアメリカンホーム保険会社が交付する書面等において定めたもの

(3) (2)の場合において、保険契約者・補償対象者・保険金を受け取るべき者は、他の保険契約等に関する事実の有無・その内容(注)の確認について、書面をもって事実を告げなければなりません。

(注)すでに他の保険契約等から保険金の支払を受けた場合には、そのことを含みます。

(4) 保険契約者・補償対象者・保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく(3)の規定に違反した場合は、アメリカンホーム保険会社は、これによってアメリカンホーム保険会社がこうむった損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(5) アメリカンホーム保険会社は、損害の程度等に応じ、保険契約者・補償対象者・保険金を受け取るべき者に対して、(2)の書類以外の書類・証拠の提出またはアメリカンホーム保険会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、アメリカンホーム保険会社が求めた書類・証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(6) 保険契約者・補償対象者・保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合、(2)・(3)・(5)・普通保険約款第26条(保険金を請求するには?)(3)・(4)の書類に知っている本当のことを書かなかった場合もしくは本当でないことを書いた場合、もしくはその書類・証拠を偽造・変造した場合は、アメリカンホーム保険会社は、それによってアメリカンホーム保険会社がこうむった損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第14条 (保険金の支払時期は?)

(1) アメリカンホーム保険会社は、請求完了日(注)からその日を含めて30日以内に、アメリカンホーム保険会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因・事故発生の状況・損害発生の有無・補償対象者にあてはまる事実

② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由にあてはまる事実の有無

③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額・事故と損害との関係

④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除・無効・失効・取消しの事由にあてはまる事実の有無

⑤ ①～④のほか、他の保険契約等の有無・内容、損害について補償対象者が有する損害賠償請求権その他の債権およびすでに取得したものの有無および内容等、アメリカンホーム保険会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

(注) 補償対象者・保険金を受け取るべき者が普通保険約款第26条(保険金を請求するには?)(3)・(4)・この特約第13条(保険金を請求するには?の特則)(2)の規定による手続を完了した日をいいます。

(2) (1)の確認をするため、次の特別な照会・調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、アメリカンホーム保険会社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次の日数(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、アメリカンホーム保険会社は、確認が必要な事項・その確認を終えるべき時期を補償対象者・保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

① (1)①～⑤の事項を確認するための、警察・検察・消防・その他の公の機関による捜査・調査の照会(注3) 180日

② (1)①～⑤の事項を確認するための、医療機関・検査機関・その他の専門機関による診断・鑑定等の結果の照会 90日

③ (1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日

④ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1)①～⑤の事項の確認のための調査 60日

⑤ (1)①～⑤の事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

(注1) 補償対象者・保険金を受け取るべき者が普通保険約款第26条(保険金を請求するには?)(3)・(4)・この特約第13条(保険金を請求するには?の特則)(2)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 複数にあてはまる場合は、そのうち最長の日数をいいます。

(注3) 弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(3) (1)・(2)の必要な事項の確認に際し、保険契約者・補償対象者・保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)・(2)の期間に算入しないものとします。

(注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

(4) (1)・(2)の規定による保険金の支払は、保険契約者・補償対象者・保険金を受け取るべき者とアメリカンホーム保険会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

第15条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額は?)

第2条(保険金を支払うときは?)の損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、支払責任額の合計額が第3条(支払保険金の範囲は?)の損害賠償金・費用の額を超えるときは、アメリカンホーム保険会社は、次の①・②の額を保険金として支払います。

① 他の保険契約等から保険金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額

② 他の保険契約等から保険金が支払われた場合
第3条の損害賠償金・費用の合計額(注)から、他の保険契約等から支払われた保険金の合計額を差し引いた残

額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。
(注) それぞれの保険契約等に免責金額の適用がある場合には、そのうちもっとも低い免責金額を差し引いた額とします。

第16条 (代位)

- (1) 第2条(保険金を支払うときは?)の損害が生じたことにより補償対象者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、アメリカンホーム保険会社はその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権はアメリカンホーム保険会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。
- ① アメリカンホーム保険会社が損害賠償金・費用の全額を保険金として支払った場合
補償対象者が取得した債権の全額
 - ② ①以外の場合
補償対象者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害賠償金・費用の額を差し引いた額
- (2) (1) ②の場合において、アメリカンホーム保険会社に移転せずに補償対象者が引き続き有する債権は、アメリカンホーム保険会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者・補償対象者・保険金を受け取るべき者は、アメリカンホーム保険会社が取得する(1)・(2)の債権の保全・行使およびそのためにアメリカンホーム保険会社が必要とする証拠・書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、アメリカンホーム保険会社の負担とします。
- (4) 保険契約者・補償対象者・保険金を受け取るべき者が、正当な理由なく(3)の規定に違反した場合は、アメリカンホーム保険会社は、それによってアメリカンホーム保険会社がこうむった損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第17条 (先取特権)

- (1) 第2条(保険金を支払うときは?)に規定する事故にかかわる損害賠償請求権者は、補償対象者のアメリカンホーム保険会社に対する保険金を請求する権利(注)について先取特権を有します。
(注) 第3条(支払保険金の範囲は?)の費用に対する保険金を請求する権利を除きます。
- (2) アメリカンホーム保険会社は、次の①~④のいずれかにあてはまる場合に、保険金の支払を行うものとします。
- ① 補償対象者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、アメリカンホーム保険会社から補償対象者に支払う場合(注1)
 - ② 補償対象者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、補償対象者の指図により、アメリカンホーム保険会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ③ 補償対象者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を行使したことにより、アメリカンホーム保険会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ④ 補償対象者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、アメリカンホーム保険会社が補償対象者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、アメリカンホーム保険会社から補償対象者に支払う場合(注2)
- (注1) 補償対象者が賠償した金額を限度とします。
(注2) 損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。
- (3) 保険金を請求する権利(注)は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金を請求する権利(注)を質権の目的とし、または(2)③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)①・④の規定により補償対象者がアメリカンホーム保険会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。
(注) 第3条(支払保険金の範囲は?)の費用に対する保険

金を請求する権利を除きます。

第18条 (損害賠償請求権者の権利と補償対象者の権利の調整)

保険証券に書かれている保険金額が、第17条(先取特権)(2)②・③の規定により損害賠償請求権者に対して支払われる保険金と補償対象者が第3条(支払保険金の範囲は?)の規定によりアメリカンホーム保険会社に対して請求することができる保険金の合計額に不足する場合は、アメリカンホーム保険会社は、補償対象者に対する保険金の支払に先立って損害賠償請求権者に対する保険金の支払を行うものとします。

第19条 (普通保険約款を読み替えます)

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第9条(契約の締結時に必ずすべきことは? -告知義務)(3)③

(3)③ 保険契約者・補償対象者が、事故が発生する前に、告知事項につき、書面をもって訂正をアメリカンホーム保険会社に申し出て、アメリカンホーム保険会社がこれを承認した場合。なお、アメリカンホーム保険会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事項が、保険契約締結(注1)の際にアメリカンホーム保険会社に告げられていたとしても、アメリカンホーム保険会社が保険契約を締結(注1)していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。

- ② 第16条(補償対象者から契約を解除するには?)

(適用しません。)

- ③ 第21条(告知義務等の場合の保険料の返還・請求)(5)

(5)(4)の規定により、追加保険料を請求する場合において、アメリカンホーム保険会社の請求に対して、保険契約者がその支払をしなかったときは、アメリカンホーム保険会社は、追加保険料領収前に発生した事故に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款・特約に従い、保険金を支払います。

- ④ 第27条(保険金の支払時期は?)

(適用しません。)

第20条 (保険会社から契約を解除するときは?の特例)

アメリカンホーム保険会社は、普通保険約款第15条(保険会社から契約を解除するときは?) (3)の規定を次のとおり読み替え、(4)の規定を追加してこの特約に適用します。

- (3) (1)・(2)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、第17条(解除の効力とは?)の規定にかかわらず、(1)①~⑤の事由または(2)①・②の事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した損害に対しては、アメリカンホーム保険会社は、保険金を支払いません。この場合において、すでに保険金を支払っていたときは、アメリカンホーム保険会社は、その返還を請求することができます。
- (4) 保険契約者・補償対象者が(1)③ア~オのいずれかにあてはまることにより(1)・(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、次の損害については適用しません。
- ① (1)③ア~ウ・オのいずれにもあてはまらない補償対象者に生じた損害
 - ② (1)③ア~ウ・オのいずれかにあてはまる補償対象者に生じた法律上の損害賠償金の損害

第21条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に

反しないかぎり、普通保険約款・これに付帯された特約の規定を準用します。

9. 積立特約（無配当型）

この特約の趣旨

この特約は、積立期間が満了した場合に積立期間満了時返れい金を保険契約者に支払うことを主な内容としています。

第1条（用語の意味は?）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次のとおり取り決めます。

用語	意味
積立期間	保険証券に書かれているこの特約の保険料払い込み期間をいいます。
積立期間満了時返れい金	保険証券に書かれている積立期間満了時返れい金をいいます。
積立期間満了日	積立期間が満了する日をいいます。
払込猶予期間	第2回以後の保険料の払込みの猶予期間をいいます。

第2条（第2回以後の保険料の払込猶予に関する特則）

- 普通保険約款第18条（第2回以後の保険料の払込猶予と保険契約の解除とは?）（1）の規定にかかわらず、保険料払込方法が月払の場合には、払込期日が積立期間満了日の属する月の前々月となる保険料に限り、払込期日の属する月の翌々月末日までを保険料払込の猶予期間とします。
- 払込猶予期間が積立期間満了日の属する月の末日までとなる保険料のうち未払込部分がある場合は、保険契約者からあらかじめ反対の申出がないかぎり、その全額を第7条（積立期間満了時返れい金の支払）（1）本文の積立期間満了時返れい金から差し引き、保険料の払込みに充当します。
- （2）の規定が適用される場合を除き、払込猶予期間内に保険料が払い込まれない場合は、アメリカンホーム保険会社は、この保険契約を解除することができます。
- （3）の規定による解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行い、解除の効力は、払込猶予期間の満了日の翌日から、将来に向かってのみ生じます。

第3条（契約の無効・取消しの場合の返れい金の支払の特則）

- 保険契約が無効の場合には、アメリカンホーム保険会社は、すでに払い込まれた保険料の全額を返還します。
- （1）の規定にかかわらず、普通保険約款第11条（保険契約が無効となるのは?）の規定により保険契約が無効となる場合には、アメリカンホーム保険会社は、保険料を返還しません。
- アメリカンホーム保険会社が保険契約を取り消した場合には、アメリカンホーム保険会社は、すでに払い込まれた保険料の全額を返還します。ただし、普通保険約款第13条（契約が取消しとなるのは?）の規定により保険契約を取り消した場合は、保険料を返還しません。

第4条（契約の失効の場合の返れい金の支払の特則）

- 保険契約が失効の場合（注）には、アメリカンホーム保険会社は、別表1A表により計算した額を加えた金額を返還します。
（注）第6条（保険金支払後の保険契約は?）（1）の規定により保険契約が失効する場合を除きます。
- 返れい金（注）の支払は、保険契約者からその支払方法についての指定がありアメリカンホーム保険会社がこれを承認した場合を除いてアメリカンホーム保険会社の本店・支店で行うものとし、特別の事由がないかぎり、返れい金

支払事由が生じた日・（4）および（5）の請求書類がアメリカンホーム保険会社に到着した日のいずれか遅い日の翌日から起算して30日以内に行います。

（注）（1）の返れい金をいいます。

- （2）の規定による返れい金の支払は、アメリカンホーム保険会社があらかじめ承認した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行います。
- 保険契約者が返れい金（注）の支払を受けようとする場合は、別表2の書類のうちアメリカンホーム保険会社が求めるものを提出しなければなりません。
（注）（1）の返れい金をいいます。
- アメリカンホーム保険会社は、別表2の書類以外の書類の提出を求めることがあります。この場合には、アメリカンホーム保険会社が求めた書類を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- 保険契約者が（4）・（5）の書類を提出しなかった場合、または提出書類に知っている本当のことを書かなかった場合もしくは本当でないことを書いた場合は、アメリカンホーム保険会社は、返れい金（注）を支払いません。
（注）（1）の返れい金をいいます。

第5条（契約解除の場合の返れい金の支払の特則）

- 保険契約が解除された場合は、アメリカンホーム保険会社は、別表1A表・B表（注）により計算した額を加えた金額を返還します。
（注）A表・B表の適用は、別表1注によります。
- アメリカンホーム保険会社が（1）の規定により返れい金（注）を支払う場合には、第4条（契約の失効の場合の返れい金の支払の特則）（2）～（6）の規定を適用します。
（注）（1）の返れい金をいいます。

第6条（保険金支払後の保険契約は?）

- 傷害死亡保険金支払特約第5条（ケガ死亡保険金の支払）（1）のケガ死亡保険金が支払われた場合は、この保険契約は、その保険金支払の原因となったケガをこうむった時に失効します。
- アメリカンホーム保険会社が（1）のケガ死亡保険金を支払う場合において、アメリカンホーム保険会社は、保険契約者が払い込むべき保険料のうち未払込部分があるときはその額（注）を、その保険金から差し引き、その残額を支払います。
（注）普通保険約款第8条（契約年齢・性別が誤っていたときは?）に基づいてアメリカンホーム保険会社が請求した未払込の保険料相当額を含みます。
- （1）の場合で、保険料払込方法が一時払の場合は、アメリカンホーム保険会社は、別表1C表により計算した額を加えた金額を返還します。
- アメリカンホーム保険会社が（3）の返れい金を支払う場合には、第4条（契約の失効の場合の返れい金の支払の特則）（2）～（6）の規定を適用します。

第7条（積立期間満了時返れい金の支払）

- アメリカンホーム保険会社は、積立期間が満了した場合において、保険料全額の払込み（注）が完了しているときは、積立期間満了時返れい金を保険契約者に支払います。ただし、第2条（第2回以後の保険料の払込猶予に関する特則）（2）の規定により積立期間満了時返れい金から差し引くべき額がある場合はそれらの合計額を、積立期間満了時返れい金から差し引き、その残額を支払います。
（注）第2条（2）の規定に基づき積立期間満了時返れい金から差し引くことによる保険料の払込みを含みます。
- 積立期間満了時返れい金の支払は、保険契約者からその支払方法についての指定がありアメリカンホーム保険会社がこれを承認した場合を除いてアメリカンホーム保険会社の本店・支店で行うものとし、積立期間満了日（注）の翌日から起算して30日以内に行います。
（注）（4）・（5）の積立期間満了時返れい金の請求書類がアメリカンホーム保険会社に到着するのが積立期間満了

日以後となる場合には、その書類が到着した日をいいます。

- (3) (2)の規定による積立期間満了時返れい金の支払は、アメリカンホーム保険会社があらかじめ承認した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行います。
- (4) 保険契約者が積立期間満了時返れい金の支払を受けようとする場合は、別表2の書類のうちアメリカンホーム保険会社が求めるものを提出しなければなりません。
- (5) アメリカンホーム保険会社は、別表2の書類以外の書類の提出を求めることがあります。この場合には、アメリカンホーム保険会社が求めた書類を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 保険契約者が(4)・(5)の書類を提出しなかった場合、または提出書類に知っている本当のことを書かなかった場合もしくは本当でないことを書いた場合は、アメリカンホーム保険会社は、積立期間満了時返れい金を支払いません。
- (7) 積立期間満了時返れい金を請求する権利は、積立期間満了日の翌日から起算して3年を経過した時に消滅します。

第8条 (この特約が付帯された保険契約との関係は?)

- (1) この特約が付帯された保険契約が無効の場合は、この特約もまた無効とします。
- (2) この特約が付帯された保険契約・これに付帯される傷害死亡保険金支払特約が積立期間の中途において失効・解除となった場合は、この特約もまた同時に失効・解除するものとします。
- (3) この特約が付帯された保険契約が取消しとなった場合は、この特約もまた同時に取消しとなるものとします。

第9条 (普通保険約款の読み替え)

この特約については、普通保険約款第6条(保険料の払込方法を変更するときは?)を次のとおり読み替えて適用します。

(適用しません。)

第10条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

別表1 失効・解除返れい金表

- 1.月払契約の場合(積立期間満了時返れい金10万円に対し)
 - (1) 積立期間5年の場合
<省略>
 - (2) 積立期間10年の場合(単位:円)
A表・B表
 - (3) 積立期間20年の場合
<省略>

- 2.一時払契約の場合(保険期間の途中で保険料の全額が払い込まれた場合を含みます。)
(積立期間満了時返れい金10万円に対し)
<省略>

注

- 1.返れい金の計算にあたっては、次の日を基準日とします。
 - (1) 第4条(契約の失効の場合の返れい金の支払の特則)(1)においては、この保険契約が失効した日
 - (2) 第5条(契約解除の場合の返れい金の支払の特則)(1)においては、この保険契約が解除された日
 - (3) 第6条(保険金支払後の保険契約は?) (3)においては、この保険契約が失効した日
- 2.保険料払込方法が年払・半年払の場合には、上記月払の場合に準じて計算した額を返れいします。
- 3.上記積立期間以外の積立期間の契約の場合には、上記積立期間の場合に準じて計算した額を返れいします。
- 4.経過期間に1年未満の端月数がある契約の場合には、上記経過期間の場合に準じて計算した額を返れいします。
- 5.A表・B表・C表については、その適用区分を次のとおりとします。
 - (1) A表を適用する場合
 - a.保険契約が失効した場合(注)
 - b.災害救助法(昭和22年法律第118号)発動等の場合にアメリカンホーム保険会社が特別措置を定めたとき
 - c.普通保険約款第15条(保険会社から契約を解除するときは?) (1)・(2)の規定によりアメリカンホーム保険会社が保険契約を解除した場合
 - d.保険金額が同額以上となる新たな積立特約(無配当型)付帯保険契約を締結するため、保険契約者から保険契約解除の申出があった場合
(注) 下記(3) aにあてはまる場合を除きます。
 - (2) B表を適用する場合
 - a.上記(1) d以外の事由により保険契約者・補償対象者から保険契約解除(注)の申出があった場合
 - b.上記(1) c以外でアメリカンホーム保険会社が保険契約を解除した場合
(注) 一部解除を含みます。
 - (3) C表を適用する場合
 - a.保険料の払込方法が一時払の場合において第6条(保険金支払後の保険契約は?) (1)の規定により保険契約が失効したとき。

別表2 無効・失効・解除の場合の返れい金・積立期間満了時返れい金等の請求書類

- (1) アメリカンホーム保険会社の定める請求書
- (2) 保険証券
- (3) 保険契約者の印鑑証明書

A表 返還保険料例示表 (積立特約(無配当型)部分)

既経過年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢													
	(男性) (積立期間満了時返れい金額10,000円あたり)													
	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
2	1,920	1,920	1,920	1,920	1,920	1,919	1,919	1,918	1,917	1,914	1,911	1,903	1,893	
5	4,873	4,873	4,873	4,873	4,872	4,871	4,870	4,869	4,866	4,862	4,855	4,841	4,823	
7	6,892	6,892	6,891	6,891	6,890	6,890	6,889	6,888	6,885	6,881	6,874	6,861	6,843	

既経過年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢													
	(女性) (積立期間満了時返れい金額10,000円あたり)													
	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
2	1,921	1,921	1,921	1,921	1,921	1,920	1,920	1,919	1,918	1,916	1,913	1,906		
5	4,874	4,874	4,874	4,874	4,874	4,873	4,873	4,872	4,871	4,869	4,865	4,858	4,847	
7	6,892	6,892	6,892	6,892	6,892	6,892	6,891	6,891	6,890	6,888	6,884	6,877	6,866	

B表 返還保険料例示表 (積立特約(無配当型)部分)

既経過年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢													
	(男性) (積立期間満了時返れい金額10,000円あたり)													
	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
2	1,920	1,920	1,920	1,920	1,920	1,919	1,919	1,918	1,917	1,914	1,911	1,903	1,893	
5	4,873	4,873	4,873	4,873	4,872	4,871	4,870	4,869	4,866	4,862	4,855	4,841	4,823	
7	6,892	6,892	6,891	6,891	6,890	6,890	6,889	6,888	6,885	6,881	6,874	6,861	6,843	

既経過年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢													
	(女性) (積立期間満了時返れい金額10,000円あたり)													
	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
2	1,921	1,921	1,921	1,921	1,921	1,920	1,920	1,919	1,918	1,916	1,913	1,906		
5	4,874	4,874	4,874	4,874	4,874	4,873	4,873	4,872	4,871	4,869	4,865	4,858	4,847	
7	6,892	6,892	6,892	6,892	6,892	6,892	6,891	6,891	6,890	6,888	6,884	6,877	6,866	

主として補償に
関する特約

10. 傷害死亡保険金支払特約

この特約の趣旨

この特約は、補償対象者がこうむったケガによる死亡に対してケガ死亡保険金を支払うことを主な内容としています。

第1章 用語の定義条項

第1条 (用語の意味は?)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次のとおり取り決めます。

用語	意味
競技等	乗用具による競技・競争・興行(注1)・試運転(注2)をいいます。 (注1) いずれもそのための練習を含みます。 (注2) 性能試験を目的とする運転・操縦をいいます。
ケガ	補償対象者が日本国内・国外において急激で偶然な外来の事故によってこうむったケガをいい、このケガには体の外部から有毒ガス・有毒物質を偶然かつ一時に吸入・吸収・摂取した場合に急激に生ずる中毒症状(注)を含みます。ただし、細菌性食中毒・ウイルス性食中毒は含みません。 (注) 継続的に吸入・吸収・摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。
死亡保険金以外の保険金	例えば、入院保険金や手術保険金などをいいます。
手術	治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部・必要部位に切除・摘出等の処置を施すことをいいます。
乗用具	自動車等・モーターボート(注)・ゴーカート・スノーモービル・その他これらに類するものをいいます。 (注) 水上オートバイを含みます。
保険期間	保険証券に書かれている保険期間をいいます。
保険金	ケガ死亡保険金をいいます。
保険金額	保険証券に書かれているケガ死亡保険金額をいいます。
保険事故	ケガの直接の原因となった事故をいいます。

第2章 補償条項

第2条 (保険金を支払うときは?)

アメリカンホーム保険会社は、補償対象者がこうむったケガによる死亡に対して、この特約・普通保険約款の規定に従い、保険金を支払います。

第3条 (保険金が支払われないときは?—その1)

(1) アメリカンホーム保険会社は、次の①～⑫のいずれかにあてはまる事由によって生じたケガに対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者(注1)または補償対象者のわざとまたはこれに準じた重大な不注意
- ② 保険金を受け取るべき者(注2)のわざとまたはこれに準じた重大な不注意。ただし、その者がケガ死亡保険金の一部の受取人である場合には、ケガ死亡保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
- ③ 補償対象者の自殺行為・犯罪行為・闘争行為
- ④ 補償対象者が次のア～ウのいずれかにあてはまる間に生じた保険事故

ア 法令に定められた運転資格(注3)を持たないで自動車等を運転している間

イ 酒に酔った状態(注4)で自動車等を運転している間
ウ 麻薬・大麻・あへん・覚せい剤・シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間

- ⑤ 補償対象者の脳疾患・病気・心神喪失
- ⑥ 補償対象者の妊娠・出産・早産・流産
- ⑦ 補償対象者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じたケガが、アメリカンホーム保険会社が保険金を支払うべきケガの治療によるものである場合には、保険金を支払います。
- ⑧ 補償対象者に対する刑の執行
- ⑨ 戦争・外国の武力行使・革命・政権奪取・内乱・武装反乱・その他これらに類似の事変・暴動(注5)
- ⑩ 核燃料物質(注6)・核燃料物質(注6)によって汚染された物(注7)の放射性・爆発性・その他の有害な特性またはこれらの特性による保険事故
- ⑪ ⑨・⑩の事由に随伴して生じた保険事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた保険事故
- ⑫ ⑩以外の放射線照射・放射能汚染
(注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事・取締役・法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
(注2) 保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事・取締役・法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
(注3) 運転する地における法令によるものをいいます。
(注4) アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態をいいます。
(注5) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
(注6) 使用済燃料を含みます。
(注7) 原子核分裂生成物を含みます。

(2) 次の①～③のいずれかにあてはまる場合に、保険契約者または補償対象者がわざとまたはこれに準じた重大な不注意によって、告知事項について、アメリカンホーム保険会社に知っている本当のことを告げなかったときまたは本当でないことを告げたときは、アメリカンホーム保険会社は、その告げなかった本当のことまたは告げた本当でないことを直接の原因としてこうむったケガに対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約の締結をする場合
- ② 保険契約の復活をする場合
- ③ 保険契約の条件の変更(注)をする場合
(注) 変更により支払われる保険金に限ります。

(3) (2)の場合において、補償対象者がケガをこうむる前に、保険契約者・補償対象者が告知事項の訂正をアメリカンホーム保険会社に書面により申し出て、アメリカンホーム保険会社がこれを承認したときは、保険金を支払います。

第4条 (保険金が支払われないときは?—その2)

補償対象者が次の①～③のいずれかにあてはまる間に生じた保険事故によってこうむったケガに対しては、アメリカンホーム保険会社は、保険金を支払いません。

- ① 補償対象者が別表1の運動等を行っている間
- ② 補償対象者の職業が別表2のいずれかにあてはまる場合において、補償対象者がその職業に従事している間
- ③ 補償対象者が次のア～ウのいずれかにあてはまる間
ア 乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、下記ウにあてはまる場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間については、保険金を支払います。
イ 乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準じる方法・態様により乗用具を使用している間。ただし、下記ウにあてはまる場合を除き、道路上で競技等に準じる方法・態様により自動車等を使用している間については、保険金を支払います。
ウ 法令等による許可を受けて、一般の通行を制限し、道

路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準じる方法・態様により自動車等を使用している間

第5条 (ケガ死亡保険金の支払)

- (1) アメリカンホーム保険会社は、補償対象者がケガをこうむり、その直接の結果として、保険事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、保険金額の全額を保険金として死亡保険金受取人に支払います。
- (2) 第16条(死亡保険金受取人を変更するときは?) (1)・(2)の規定により補償対象者の法定相続人が死亡保険金受取人となる場合で、その者が2名以上であるときは、アメリカンホーム保険会社は、法定相続分の割合によりケガ死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。
- (3) 第16条(死亡保険金受取人を変更するときは?) (8)の死亡保険金受取人が2名以上である場合は、アメリカンホーム保険会社は、均等の割合によりケガ死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。

第6条 (死亡と推定する場合)

補償対象者が搭乗している航空機・船舶が行方不明となった場合または遭難した場合において、その航空機・船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日を経過してもなお補償対象者が発見されないときは、その航空機・船舶が行方不明となった日または遭難した日に、補償対象者がケガによって死亡したものと推定します。

第7条 (他の身体の障害・病気の影響がある場合は?)

- (1) 補償対象者がケガをこうむった時点で存在していた身体の障害・病気の影響により、またはケガをこうむった後にその原因となった事故と関係なく発生したケガ・病気の影響によりそのケガが悪くなった場合は、アメリカンホーム保険会社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。
- (2) 正当な理由がないのに、補償対象者が治療を受けなかったり、または、保険契約者・保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことによりケガが悪くなった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第3章 基本条項

第8条 (保険の始めと終りは?の特則)

保険期間が始まった後でも、アメリカンホーム保険会社は、第1回保険料の領収前に保険事故が生じた場合には、その保険事故によるケガに対しては、保険金を支払いません。

第9条 (保険料の払込方法は?の特則)

アメリカンホーム保険会社が保険金を支払う場合において、ケガをこうむった日の属する月の末日までに払込期日が到来している未払込保険料があるときは、アメリカンホーム保険会社は、支払保険金からその金額を差し引き、保険料の払込みに充当することができるものとします。

第10条 (契約年齢・性別が誤っていたときは?の特則)

普通保険約款第8条(契約年齢・性別が誤っていたときは?) (1)・(2)の規定により追加保険料を請求する場合において、追加保険料の領収前に、保険事故が生じたときは、アメリカンホーム保険会社は、誤った契約年齢・性別に基づいた保険料の正しい契約年齢・性別に基づいた保険料に対する割合により、保険金を削減して支払います。

第11条 (契約の締結時に必ずすべきことは?—告知義務の特則)

- (1) 普通保険約款第9条(契約の締結時に必ずすべきことは?—告知義務)の規定による解除がケガの生じた後になされた場合であっても、普通保険約款第17条(解除の効力とは?)の規定にかかわらず、アメリカンホーム保険会社は、保険金を支払いません。この場合において、すでに保険金

を支払っていたときは、アメリカンホーム保険会社は、その返還を請求することができます。

- (2) (1)の規定は、普通保険約款第9条(契約の締結時に必ずすべきことは?—告知義務)に規定する告げなかった本当のことまたは告げた本当でないことに基づかずこうむったケガについては適用しません。

第12条 (契約が無効となるのは?の特則)

普通保険約款第11条(契約が無効となるのは?)の場合のほか、保険契約者以外の者を補償対象者とする保険契約について死亡保険金受取人を定める場合(注)に、その補償対象者の同意を得なかったときは、保険契約は無効とします。

(注) この保険契約に死亡保険金以外の保険金を支払う特約が付帯されている場合で、補償対象者の法定相続人を死亡保険金受取人にする場合を除きます。

第13条 (契約が復活できるのは?の特則)

保険契約が復活した場合であっても、アメリカンホーム保険会社は、普通保険約款第18条(第2回以後の保険料の払込猶予と保険契約の解除とは?)の規定により解除された日から普通保険約款第19条(契約が復活できるのは?) (2)の保険契約の復活を承認する前にケガをこうむったときは、保険金を支払いません。

第14条 (事故が発生した場合の通知)

- (1) 補償対象者がケガをこうむった場合は、保険契約者・補償対象者・保険金を受け取るべき者は、その原因となった保険事故の発生の日からその日を含めて30日以内に保険事故発生状況・ケガの程度をアメリカンホーム保険会社に通知しなければなりません。この場合において、アメリカンホーム保険会社が書面による通知・説明を求めたときまたは補償対象者の診断書・死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。
- (2) 補償対象者が搭乗している航空機・船舶が行方不明となった場合または遭難した場合は、保険契約者・保険金を受け取るべき者は、その航空機・船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明または遭難発生状況をアメリカンホーム保険会社に書面により通知しなければなりません。
- (3) 保険契約者・補償対象者・保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)・(2)の規定に違反した場合、またはその通知・説明について知っている本当のことを告げなかった場合もしくは本当でないことを告げた場合は、アメリカンホーム保険会社は、それによってアメリカンホーム保険会社がこうむった損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第15条 (保険金を請求するには?の特則)

- (1) この特約にかかる保険金のアメリカンホーム保険会社に対する保険金を請求する権利は、補償対象者が死亡した時から発生し、これを行行使することができるものとします。
- (2) 補償対象者・保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、次の①～⑫の書類のうちアメリカンホーム保険会社が求めるものを提出しなければなりません。
 - ① 保険金請求書
 - ② 保険証券
 - ③ アメリカンホーム保険会社の定める身体障害状況報告書
 - ④ 公の機関(注)の事故証明書
 - ⑤ 補償対象者・保険金を受け取るべき者の印鑑証明書
 - ⑥ 補償対象者以外の医師によるアメリカンホーム保険会社の定める診断書
 - ⑦ アメリカンホーム保険会社が補償対象者の症状・治療内容等について医師に照会し説明を求めることについての同意書
 - ⑧ 死亡診断書・死体検案書のどちらか
 - ⑨ 保険金の請求を第三者に委任する場合には、保険金の請求の委任を証する書類・委任を受けた者の印鑑証明書
 - ⑩ 補償対象者の戸籍謄本

- ① 死亡保険金受取人を定めなかったときは、法定相続人の戸籍謄本
- ② その他アメリカンホーム保険会社が普通保険約款第27条（保険金の支払時期は?）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類・証拠として保険契約締結の際にアメリカンホーム保険会社が交付する書面等において定めたもの
（注）やむを得ない場合には、第三者をいいます。
- （3）アメリカンホーム保険会社は、保険事故の内容・ケガの程度等に応じ、保険契約者・補償対象者・保険金を受け取るべき者に対して、（2）の書類以外の書類・証拠の提出またはアメリカンホーム保険会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、アメリカンホーム保険会社が求めた書類・証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- （4）保険契約者・補償対象者・保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく（3）の規定に違反した場合または（2）・（3）もしくは普通保険約款第26条（保険金を請求するには?）（3）・（4）の書類に知っている本当のことを書かなかった場合もしくは本当でないことを書いた場合、もしくはその書類・証拠を偽造・変造した場合は、アメリカンホーム保険会社は、それによってアメリカンホーム保険会社がこうむった損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第16条（死亡保険金受取人を変更するときは?）

- （1）保険契約締結の際、保険契約者が死亡保険金受取人を定めなかった場合は、補償対象者の法定相続人を死亡保険金受取人とします。
- （2）保険契約締結の後、補償対象者が死亡するまでは、保険契約者は、死亡保険金受取人を変更することができます。
- （3）（2）の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合には、保険契約者は、そのことをアメリカンホーム保険会社に通知しなければなりません。
- （4）（3）の規定による通知がアメリカンホーム保険会社に到達した場合には、死亡保険金受取人の変更は、保険契約者がその通知を発した時にその効力を生じたものとします。ただし、その通知がアメリカンホーム保険会社に到達する前にアメリカンホーム保険会社に変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後に保険金の請求を受けても、アメリカンホーム保険会社は、保険金を支払いません。
- （5）保険契約者は、（2）の死亡保険金受取人の変更を、法律上有効な遺言によって行うことができます。
- （6）（5）の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合には、遺言が効力を生じた後、保険契約者の法定相続人がそのことをアメリカンホーム保険会社に通知しなければ、その変更をアメリカンホーム保険会社に対抗することができません。なお、その通知がアメリカンホーム保険会社に到達する前にアメリカンホーム保険会社に変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後に保険金の請求を受けても、アメリカンホーム保険会社は、保険金を支払いません。
- （7）（2）・（5）の規定により、死亡保険金受取人を変更する場合（注）は、補償対象者の同意がなければその効力は生じません。
（注）この保険契約に、死亡保険金以外の保険金を支払う特約が付帯されている場合は、死亡保険金受取人を補償対象者の法定相続人以外の者に変更する場合があります。
- （8）死亡保険金受取人が補償対象者が死亡する前に死亡した場合は、その死亡した死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人（注）を死亡保険金受取人とします。
（注）法定相続人のうち死亡している者がある場合は、その者については、順次の法定相続人とします。

第17条（アメリカンホーム保険会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

- （1）アメリカンホーム保険会社は、この特約第14条（事故が発生した場合の通知）の規定による通知・普通保険約款第26条（保険金を請求するには?）・この特約第15条（保険金を請求するには?の特則）の規定による請求を受けた場合は、ケガの程度の認定・その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者・補償対象者・保険金を受け取るべき者に対しアメリカンホーム保険会社の指定する医師が作成した補償対象者の診断書・死体検案書の提出を求めることができます。また、補償対象者の身体障害の症状・治療内容等について、アメリカンホーム保険会社は、その診断を行った医師・病院等に対して直接確認を行い説明を求めることができます。
- （2）（1）の規定による診断・死体の検案（注1）のために要した費用（注2）は、アメリカンホーム保険会社が負担します。
（注1）死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。
（注2）収入の喪失を含みません。

第18条（代位）

アメリカンホーム保険会社が保険金を支払った場合であっても、補償対象者・その法定相続人がそのケガについて第三者に対して有する損害賠償請求権は、アメリカンホーム保険会社に移転しません。

第19条（契約内容の登録）

- （1）アメリカンホーム保険会社は、この保険契約締結の際（注1）、次の事項を協会（注2）に登録することがあります。
 - ① 保険契約者の氏名・住所・生年月日
 - ② 補償対象者の氏名・住所・生年月日・性別
 - ③ 死亡保険金受取人の氏名
 - ④ 特約保険金額
 - ⑤ 保険期間
 - ⑥ アメリカンホーム保険会社名
 - ⑦ 補償対象者同意の有無
 （注1）保険契約継続の際を含みます。
（注2）一般社団法人日本損害保険協会をいいます。
- （2）各損害保険会社は、（1）の規定により登録された補償対象者について、他の保険契約等の内容を調査するため、（1）の規定により登録された契約内容を協会（注）に照会し、その結果を保険契約の解除・保険金の支払について判断する際の参考にすることができるものとします。
（注）一般社団法人日本損害保険協会をいいます。
- （3）各損害保険会社は、（2）の規定により照会した結果を、（2）に規定する保険契約の解除・保険金の支払について判断する際の参考にすること以外に用いないものとします。
- （4）協会（注）および各損害保険会社は、（1）の登録内容・（2）の規定による照会結果を、（1）の規定により登録された補償対象者にかかる保険契約の締結に関する権限をその損害保険会社が与えた損害保険代理店・犯罪捜査等にあたる公的機関からその損害保険会社が公開要請を受けた場合のその公的機関以外に公開しないものとします。
（注）一般社団法人日本損害保険協会をいいます。
- （5）保険契約者・補償対象者は、その本人にかかる（1）の登録内容・（2）の規定による照会結果について、アメリカンホーム保険会社・協会（注）に照会することができます。
（注）一般社団法人日本損害保険協会をいいます。

第20条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款・これに付帯された特約の規定を準用します。

**別表1 第4条（保険金が支払われないときは?—その2）①
の運動等**

山岳登山（注1）・リージュ・ボブスレー・スケルトン・航空機（注2）操縦（注3）・スカイダイビング・ハンググライダー搭乗・超軽量動力機（注4）搭乗・ジャイロプレーン搭乗・その他これらに類する危険な運動

（注1）ピッケル・アイゼン・ザイル・ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）

（注2）グライダー・飛行船を除きます。

（注3）職務として操縦する場合を除きます。

（注4）モーターハンググライダー・マイクロライト機・ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機（パラプレーン等をいいます。）を除きます。

**別表2 第4条（保険金が支払われないときは?—その2）②
の職業**

オートテスター（注1）・オートバイ競争選手・自動車競争選手・自転車競争選手・モーターボート競争選手・猛獣取扱者（注2）・拳闘家（注3）・プロレスラー・ローラーゲーム選手（注4）・力士・その他これらと同等程度またはそれ以上の危険を有する職業

（注1）テストライダーを含みます。

（注2）動物園の飼育係を含みます。

（注3）プロボクサーを含みます。

（注4）レフリーを含みます。

11. 訴訟の提起に関する特約

訴訟の当事者となる保険契約者・補償対象者・保険金を受け取るべき者が、日本国以外の国籍を有し、かつ、日本国外に居住する者である場合または日本国外に主たる事務所を有する法人・団体である場合には、普通保険約款第35条（訴訟を提起するには?）の規定にかかわらず、日本国外の裁判所に訴訟を提起することができます。

12. 死亡保険金受取人に関する特約

- (1) この保険契約における死亡保険金受取人は、アメリカンホーム保険会社が特に認めた場合を除き、傷害死亡保険金支払特約の死亡保険金受取人の変更の規定にかかわらず、補償対象者の法定相続人とします。
- (2) この保険契約における死亡保険金受取人は、アメリカンホーム保険会社が特に認めた場合を除き、その受取人を変更することはできません。

13. 保険料の口座振替に関する特約

第1条（用語の意味は?）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次のとおり取り決めます。

用語	意味
指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。
第1回保険料払込期日	取扱金融機関ごとにアメリカンホーム保険会社の定める第1回保険料の払込みの期日をいいます。
取扱金融機関	アメリカンホーム保険会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
払込期限	第1回保険料払込期日の属する月の翌月末日をいいます。

第2条（この特約の適用の条件は?）

- (1) この特約は、保険契約締結の際に、アメリカンホーム保険会社と保険契約者との間に、あらかじめ第1回保険料を口座振替の方法により払い込むことについての合意がある場合に適用されます。

- (2) 保険契約者がこの特約の適用を受けようとする場合は、次の①・②の条件を満たすことを要します。

- ① 指定口座が、取扱金融機関に、保険契約締結の時に設置されていること。
- ② 保険契約者が取扱金融機関に対し、指定口座からアメリカンホーム保険会社の口座への保険料の口座振替を委任すること。

第3条（第1回保険料の払込方法は?）

- (1) 第1回保険料の払込みは、第1回保険料払込期日に、指定口座からアメリカンホーム保険会社の口座に振り替えることによって行うものとします。
- (2) 第1回保険料払込期日が取扱金融機関の休業日であり、指定口座からの口座振替による第1回保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合には、アメリカンホーム保険会社は、第1回保険料払込期日に払込みがあったものとみなします。
- (3) 保険契約者は、第1回保険料払込期日の前日までに第1回保険料相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。

第4条（保険の始めと終りは?の特則）

アメリカンホーム保険会社の保険責任は、第1回保険料払込期日の属する月の翌月1日（注1）の午前0時（注2）に始まり、保険証券に保険期間の末日が書かれている場合は、その末日の午後4時に終わります。

- （注1）第1回保険料払込期日の翌日から第1回保険料払込期日の属する月の翌月末日までのいずれかの日を、あらかじめアメリカンホーム保険会社と保険契約者との間で保険期間の初日として定めた場合は、その定めた日をいいます。

- （注2）保険証券にこれと異なる時刻が書かれている場合はその時刻をいいます。

第5条（第1回保険料の口座振替が行われなかった場合の取扱い）

- (1) 第3条（第1回保険料の払込方法は?）の規定による第1回保険料の払込みが行われなかった場合には、保険契約者は、第1回保険料を払込期限までに、アメリカンホーム保険会社の指定した場所に払い込まなければなりません。
- (2) (1)の規定にかかわらず、保険期間が始まった後でも、アメリカンホーム保険会社は、①・②のどちらかにあてはまる身体障害・入院等、その身体障害・入院等を原因とする損害・費用または③の損害に対しては保険金を支払いません。
 - ① この保険契約の保険期間の開始時から、第1回保険料を領収した時までの期間中にこうむった身体障害
 - ② この保険契約の保険期間の開始時から、第1回保険料を領収した時までの期間中に開始した入院・手術・通院等の治療
 - ③ この保険契約の保険期間の開始時から、第1回保険料を領収した時までの期間中に生じた事故等による損害
- (3) (1)の場合において、保険契約者が払込期限までに第1回保険料の払込みを行わなかった場合には、アメリカンホーム保険会社は、この保険契約を払込期限の翌日から保険契約者に対する書面による通知をもって、解除することができます。
- (4) (3)の場合には、アメリカンホーム保険会社は、保険料を返還しません。

第6条（第2回以後の保険料の払込方法は?）

第2回以後の保険料については、払込期日までに、保険証券に書かれている方法により払い込まなければなりません。

主として補償に関する特約
その他の特約

第7条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款第4章通信販売に関する特則を次のとおり読み替えて適用します。

（適用しません。）

第8条（継続に関する特約との関係は?）

この保険契約がこれに付帯された保険契約の継続に関する特約の規定により継続される場合には、継続された保険契約については、この特約を適用しません。

第9条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款・これに付帯された特約の規定を準用します。

14. 包括契約に関する特約 （毎月報告・毎月精算用）

第1条（用語の意味は?）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次のとおり取り決めます。

用語	意味
確定保険料	第4条（保険契約者のすべきことは?—通知）（1）の規定による通知に基づきアメリカンホーム保険会社が算出した確定保険料をいいます。
暫定保険料	保険証券に書かれている暫定保険料をいいます。

第2条（暫定保険料の払込方法は?）

- （1）保険契約者は、保険契約締結と同時に暫定保険料をアメリカンホーム保険会社に支払わなければなりません。
- （2）普通保険約款第4条（保険の始めと終りは?）および他の特約の同条の特則の規定は、（1）の暫定保険料に適用するものとします。

第3条（保険契約者のすべきことは?—帳簿の備付け）

保険契約者は、補償対象者の氏名・補償対象者数・その他のアメリカンホーム保険会社の定める事項が書かれている帳簿を備え、アメリカンホーム保険会社がその閲覧・写しの提示を求めた場合は、いつでもこれに応じなければなりません。

第4条（保険契約者のすべきことは?—通知）

- （1）保険契約者は、保険証券に書かれている通知日までに、1か月間の補償対象者数・その他のアメリカンホーム保険会社の定める事項を、書面により、アメリカンホーム保険会社に通知しなければなりません。
- （2）（1）の規定による通知に遅滞・脱漏があった場合は、保険期間終了後であっても、保険契約者はこれに対応する保険料を支払わなければなりません。

第5条（確定保険料の払込方法は?）

- （1）保険契約者は、確定保険料を払込期日までに払い込まなければなりません。
- （2）（1）の確定保険料の払込期日後1か月を経過した後もその払込みがなかった場合は、アメリカンホーム保険会社は、次の①・②に対しては、保険金を支払いません。
 - ① その確定保険料を算出するための通知にかかわる補償対象者のこうむった損害等
 - ② その確定保険料を算出するための通知にかかわる補償対象者がこうむった身体障害・開始した治療
- （3）第2条（暫定保険料の払込方法は?）の暫定保険料は、最終の払込期日に払い込まれるべき確定保険料との間で、その差額を精算します。

第6条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

15. 包括契約に関する特約 （毎月報告・一括精算用）

第1条（用語の意味は?）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次のとおり取り決めます。

用語	意味
確定保険料	第4条（保険契約者のすべきことは?—通知）（1）の規定による通知に基づきアメリカンホーム保険会社が算出した確定保険料をいいます。
暫定保険料	保険証券に書かれている暫定保険料をいいます。

第2条（暫定保険料の払込方法は?）

- （1）保険契約者は、保険契約締結と同時に暫定保険料をアメリカンホーム保険会社に支払わなければなりません。
- （2）普通保険約款第4条（保険の始めと終りは?）および他の特約の同条の特則の規定は、（1）の暫定保険料に適用するものとします。

第3条（保険契約者のすべきことは?—帳簿の備付け）

保険契約者は、補償対象者の氏名・補償対象者数・その他のアメリカンホーム保険会社の定める事項が書かれている帳簿を備え、アメリカンホーム保険会社がその閲覧・写しの提示を求めた場合は、いつでもこれに応じなければなりません。

第4条（保険契約者のすべきことは?—通知）

- （1）保険契約者は、保険証券に書かれている通知日までに、1か月間の補償対象者数・その他のアメリカンホーム保険会社の定める事項を、書面により、アメリカンホーム保険会社に通知しなければなりません。
- （2）（1）の規定による通知に遅滞・脱漏があった場合は、保険期間終了後であっても、保険契約者はこれに対応する保険料を支払わなければなりません。

第5条（確定保険料の払込方法は?）

- （1）保険契約者は、保険期間終了時に確定保険料と暫定保険料との間で、その差額を精算しなければなりません。
- （2）保険期間の途中で毎月の確定保険料の合計額が暫定保険料を超えた場合は、保険契約者は、アメリカンホーム保険会社の請求に従い追加暫定保険料を払い込まなければなりません。
- （3）（2）の追加暫定保険料の払込みがなかった場合は、アメリカンホーム保険会社は、次の①・②に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 追加暫定保険料を請求した時から追加暫定保険料を領収するまでの間にこうむった損害等
 - ② 追加暫定保険料を請求した時から追加暫定保険料を領収するまでの間にこうむった身体障害・開始した治療

第6条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

16. 包括契約に関する特約 （一括報告・一括精算用）

第1条（用語の意味は?）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次のとおり取り決めます。

用語	意味
確定保険料	第4条（保険契約者のすべきことは?—通知）（1）の規定による通知に基づきアメリカンホーム保険会社が算出した確定保険料をいいます。
暫定保険料	保険証券に書かれている暫定保険料をいいます。

第2条（暫定保険料の払込方法は?）

- （1）保険契約者は、保険契約締結と同時に暫定保険料をアメリカンホーム保険会社に支払わなければなりません。
- （2）普通保険約款第4条（保険の始めと終りは?）および他の特約の同条の特則の規定は、（1）の暫定保険料に適用するものとします。

第3条（保険契約者のすべきことは?—帳簿の備付け）

保険契約者は、補償対象者の氏名・補償対象者数・その他のアメリカンホーム保険会社の定める事項が書かれている帳簿を備え、アメリカンホーム保険会社がその閲覧・写しの提示を求めた場合は、いつでもこれに応じなければなりません。

第4条（保険契約者のすべきことは?—通知）

- （1）保険契約者は、保険期間終了後、遅滞なく、保険期間中の補償対象者数・その他のアメリカンホーム保険会社の定める事項を、書面により、アメリカンホーム保険会社に通知しなければなりません。
- （2）（1）の規定による通知に脱漏があった場合は、保険期間終了後であっても、保険契約者はこれに対応する保険料を支払わなければなりません。

第5条（確定保険料の払込方法は?）

保険契約者は、保険期間終了時に確定保険料と暫定保険料との間で、その差額を精算しなければなりません。

第6条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

17. 保険証券の発行に関する特約

第1条（この特約の適用の条件は?）

この特約は、アメリカンホーム保険会社と保険契約者との間に、あらかじめ保険証券を発行しないことについての合意がある場合に適用されます。

第2条（保険証券に書かれている事項の読み替え）

アメリカンホーム保険会社は、この保険契約の普通保険約款・これに付帯された他の特約において、保険証券に書かれた事項として規定される事項については、アメリカンホーム保険会社のウェブサイト上で掲示された事項と読み替えて適用するものとします。

第3条（保険金の請求書類の取扱いは?）

アメリカンホーム保険会社は、この保険契約の普通保険約款・これに付帯された他の特約において、保険金の請求に際して保険証券を提出することについての規定があっても、その規定を適用しません。

第4条（保険証券を請求・発行するときは?）

- （1）保険契約者は、書面・電話・情報処理機器等の通信手段により、アメリカンホーム保険会社に直接通知を行い、この保険契約の保険証券の発行を請求することができるものとします。ただし、この保険契約の保険期間中に限ります。
- （2）アメリカンホーム保険会社は、（1）の規定によりこの保険契約の保険証券を発行する場合には、必要な費用として、所定の保険料を保険契約者に請求することができるものとします。

のとします。

第5条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款・これに付帯された特約の規定を準用します。

18. 保険金請求に関する特約（補償対象者のみ用）

アメリカンホーム保険会社は、この特約により、普通保険約款の規定にかかわらず、補償対象者からの保険金請求にのみ応じます。ただし、補償対象者が死亡した場合は、この特約は適用しません。

19. 「保険期間の異なる特約」の自動継続特約

第1条（用語の意味は?）

この特約において、次の用語の意味は、次のとおり取り決めます。

用語	意味
保険期間の異なる特約	次の特約のうち、この保険契約に付帯されたものをいいます。 <ul style="list-style-type: none"> ・先進医療費用補償特約 ・積立特約（無配当型） ・傷害死亡保険金支払特約 ・個人賠償責任補償特約

第2条（この特約の適用の条件は?）

この特約は、アメリカンホーム保険会社と保険契約者との間にあらかじめ保険契約に付帯される保険期間の異なる特約の継続についての合意がある場合に適用します。

第3条（保険契約の継続の方法は?の特則）

- （1）この保険契約に付帯される保険期間の異なる特約の満了する日より3か月前の日までに、アメリカンホーム保険会社・保険契約者のどちらか一方より別段の意思表示がない場合には、この保険契約に付帯される保険期間の異なる特約は満了する日と同じ内容で継続されるものとします。以後毎回同様とします。
- （2）補償対象者の契約年齢が進行することにより、その補償対象者に適用する保険料が変更となる場合には、（1）の規定にかかわらず、適用する保険料を変更するものとします。

第4条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款・これに付帯された特約の規定を準用します。

20. 共同保険に関する特約

第1条（用語の意味は?）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次のとおり取り決めます。

用語	意味
引受保険会社	保険証券に書かれている保険会社をいいます。
保険の目的物	補償の対象となる物をいいます。

第2条（独立責任）

この保険契約は、引受保険会社による共同保険契約であって、引受保険会社は、保険証券に書かれているそれぞれの保険金額・引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

第3条 (幹事保険会社の行う事項は?)

保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、全ての引受保険会社のために次の①～⑩の事項を行います。

- ① 保険契約申込書の受領と保険証券の発行・交付
- ② 保険料の収納と受領・返れい
- ③ 保険契約の内容の変更の承認・保険契約の解除
- ④ 保険契約上の規定に基づく告知・通知にかかる書類等の受領とその告知・通知の承認
- ⑤ 保険金請求権等の譲渡の通知にかかる書類等の受領とその譲渡の承認・保険金請求権等の上の質権の設定・譲渡・消滅の通知にかかる書類等の受領・その設定、譲渡・消滅の承認
- ⑥ 保険契約にかかる異動承認書の発行・交付または保険証券に対する裏書等
- ⑦ 保険の目的物その他の保険契約にかかる事項の調査
- ⑧ 事故発生・損害発生のお知らせにかかる書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
- ⑨ 損害の調査・損害の査定・保険金等の支払・引受保険会社の権利の保全
- ⑩ その他①～⑨の事務・業務に付随する事項

第4条 (幹事保険会社の行為の効果は?)

この保険契約に関し幹事保険会社が行った第3条 (幹事保険会社の行う事項は?) ①～⑩の事項は、全ての引受保険会社がこれを行ったものとみなします。

第5条 (保険契約者等の行為の効果は?)

この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、全ての引受保険会社に対して行われたものとみなします。

21. 保険料クレジットカード払特約

第1条 (用語の意味は?)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次のとおり取り決めます。

用語	意味
カード会社	クレジットカード発行会社をいいます。
会員規約等	カード会社との間で締結した会員規約等をいいます。
クレジットカード	アメリカンホーム保険会社の指定するクレジットカードまたは国際ブランドデビットカードをいいます。

第2条 (クレジットカードによる保険料支払を承認します)

(1) アメリカンホーム保険会社は、この特約に従い、クレジットカードによって、保険契約者が、この保険契約の保険料(注)を支払うことを承認します。

(注) 契約内容の変更にともなう追加保険料を含みます。

(2) (1)にいう保険契約者とは、会員規約等に基づく会員・クレジットカードの使用が認められた者に限ります。

第3条 (保険料領収前に生じた事故等の取扱いは?)

(1) 保険契約者から、この保険契約の申込時(注1)・変更承認請求時に保険料(注2)のクレジットカードによる支払の申出があった場合は、アメリカンホーム保険会社はカード会社へそのクレジットカードの有効性・利用限度額内であること等の確認を行った上で、アメリカンホーム保険会社がクレジットカードによる保険料(注2)の支払を承認した時(注3)以後、この特約が付帯された普通保険約款・これに付帯される他の特約に定める保険料領収前に生じた保険事故等の取扱いに関する規定を適用しません。

(注1) 継続時を含みます。

(注2) 契約内容の変更にともなう追加保険料を含みます。

(注3) 保険期間の開始前に承認した場合は保険期間の開始した時をいいます。

(2) アメリカンホーム保険会社は、次の①・②のどちらかにあてはまる場合は、(1)の規定は適用しません。

- ① アメリカンホーム保険会社がカード会社から保険料相当額を領収できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、カード会社に対してこの特約が付帯された保険契約にかかわる保険料相当額の全額をすでに支払っている場合は、(1)の規定を適用します。
- ② 会員規約等に定める手続きが行われない場合

第4条 (保険料の直接請求と請求保険料支払後の取扱いは?)

(1) 第3条 (保険料領収前に生じた事故等の取扱いは?) (2)

①の保険料相当額を領収できない場合には、アメリカンホーム保険会社は、保険契約者に保険料(注)を直接請求できるものとします。この場合において、保険契約者が、カード会社に対してこの特約が付帯された保険契約にかかわる保険料相当額をすでに支払っているときは、アメリカンホーム保険会社は、その支払った保険料相当額について保険契約者に請求できないものとします。

(注) 契約内容の変更にともなう追加保険料を含みます。

(2) 保険契約者が会員規約等に従い、クレジットカードを使用した場合において、(1)の規定によりアメリカンホーム保険会社が保険料を請求し、保険契約者が遅滞なくその保険料を支払ったときは、第3条 (保険料領収前に生じた事故等の取扱いは?) (1)の規定を適用します。

(3) 保険契約者が(2)の保険料の支払をしなかった場合は、アメリカンホーム保険会社は保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約が付帯された保険契約を解除することができます。

第5条 (保険料の返還の特則)

普通保険約款・これに付帯される他の特約の規定により、アメリカンホーム保険会社が保険料(注)を返還する場合は、アメリカンホーム保険会社が、カード会社からの保険料相当額の領収を確認した後に保険料を返還します。ただし、第4条 (保険料の直接請求と請求保険料支払後の取扱いは?) (2)の規定により保険契約者が保険料を直接アメリカンホーム保険会社に払い込んだ場合、および保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、カード会社に対してこの保険契約にかかわる保険料相当額の全額をすでに支払っている場合は、カード会社からの保険料相当額の領収を確認することなく保険料を返還します。

(注) 契約内容の変更にともなう追加保険料を含みます。

第6条 (普通保険約款・継続に関する特約との関係は?)

この特約が付帯された保険契約に積立特約(無配当型)が付帯されているときは、普通保険約款・この保険契約に付帯された自動継続に関する特約の規定により、この保険契約の満期返れい金から継続契約の保険料を差し引き、その払込みに充当する場合のその保険料の払込みについては、この特約の規定は適用しません。

第7条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款・これに付帯された他の特約の規定を準用します。

22. 初度契約の保険金支払いに関する特約 (100%支払型)

第1条 (普通保険約款に付帯する特約の適用除外)

アメリカンホーム保険会社は、この特約により、普通保険約款に付帯する特約において、支払保険金を50%とする規定がある場合には、その規定を適用しません。

23. 自動継続特約

第1条 (この特約の適用の条件は?)

この特約は、アメリカンホーム保険会社と保険契約者との間にあらかじめ保険契約の継続についての合意がある場合に適用します。

第2条 (保険契約の継続の方法は?の特則)

- (1) この保険契約の満了する日より3か月前の日までに、アメリカンホーム保険会社・保険契約者のどちらか一方より別段の意思表示がない場合には、この保険契約は満了する日と同じ内容で継続されるものとします。以後毎回同様とします。
- (2) 補償対象者の契約年齢が進行することにより、その補償対象者に適用する保険料が変更となる場合には、(1)の規定にかかわらず、適用する保険料を変更するものとします。
- (3) (1)・(2)の規定によりこの保険契約が継続された場合には、アメリカンホーム保険会社は、保険証券を保険契約者に交付します。

第3条 (継続契約の保険料とその払込方法は?)

- (1) 継続契約の保険料は、保険証券に書かれている金額とします。
- (2) 保険料の払込方法が年払の場合において、継続契約の第1回保険料は、継続前契約において定められた最後の払込期日の翌年の応当日までに、第2回以後の保険料は、その翌年の応当日から毎年払い込むものとします。
- (3) 保険料の払込方法が月払の場合において、継続契約の第1回保険料は、継続前契約において定められた最後の払込期日の翌月の応当日までに、第2回以後の保険料は、その翌月の応当日から毎月払い込むものとします。

第4条 (継続契約の保険料不払により保険金を支払わない場合は?の特則)

継続前契約の未払込保険料または第3条(継続契約の保険料とその払込方法は?)の第1回保険料について、第3条の継続契約の保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末日を経過した後もその払込みがなかった場合は、アメリカンホーム保険会社は、次の①・②のどちらかにあてはまる身体障害・入院等、その身体障害・入院等を原因とする損害・費用または③の損害に対しては保険金を支払いません。

- ① この保険契約の保険期間の開始時から、第1回保険料を領収した時までの期間中にこうむった身体障害
- ② この保険契約の保険期間の開始時から、第1回保険料を領収した時までの期間中に開始した入院・手術・通院等の治療
- ③ この保険契約の保険期間の開始時から、第1回保険料を領収した時までの期間中に生じた事故による損害

第5条 (継続契約に適用される特則・特約は?の特則)

この保険契約が第2条(保険契約の継続の方法は?の特則)の規定により継続された場合は、各継続契約ごとに、この保険契約に付加された特則・付帯された特約が適用されるものとします(注)。

(注) 継続する時にこれらの特則・特約を取り扱っていない場合には、アメリカンホーム保険会社が定める他の特則・特約を適用することがあります。

第6条 (普通保険約款の読み替え)

この特約については、普通保険約款第5章通信販売に関する特則を次のとおり読み替えて適用します。

(適用しません。)

第7条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款・これに付帯された特約の規定を準用します。

24. 返還保険料の不精算に関する特約

第1条 (返還保険料を不精算とします)

普通保険約款第22条(無効・失効の場合の保険料の返還)(2)本文・第24条(解除の場合の保険料の返還)(2)・(4)~(6)の規定にかかわらず、アメリカンホーム保険会社は、保険料払込期間(注)中に保険契約が次の①~④のいずれかにあてはまる場合には、すでに払い込まれた保険料は返還しません。

- ① 普通保険約款第12条(契約が失効となるのは?)(1)の規定により失効した場合
- ② 普通保険約款第14条(保険契約者から契約を解除するには?)の規定により解除された場合
- ③ 普通保険約款第16条(補償対象者から契約を解除するには?)(2)・(3)の規定により解除された場合
- ④ 普通保険約款第18条(第2回以後の保険料の払込猶予と保険契約の解除とは?)(2)の規定により解除された場合(注) 将来到来する払込期日において未払込保険料がある期間をいいます。

第2条 (普通保険約款の読み替え)

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第24条(解除の場合の保険料の返還)(1)

(1) 普通保険約款第9条(契約の締結時に必ずすべきことは? -告知義務)(2)・普通保険約款第15条(保険会社から契約を解除するときは?)(1)・普通保険約款第21条(告知義務等の場合の保険料の返還・請求)(2)の規定により、アメリカンホーム保険会社が保険契約を解除した場合には、アメリカンホーム保険会社はこの特約の別表により計算した額を返還します。

- ② 第24条(解除の場合の保険料の返還)(3)

(3) 普通保険約款第15条(保険会社から契約を解除するときは?)(2)の規定により、アメリカンホーム保険会社がこの保険契約(注)を解除した場合には、アメリカンホーム保険会社はこの特約の別表により計算した額を返還します。
(注) その補償対象者にかかる部分に限ります。

- ③ 第33条(法令等が改正された場合は?)(5)

(5) (3) ②の規定によりこの保険契約が解除された場合は、アメリカンホーム保険会社は、この特約の別表により計算した額を返還します。

第3条 (積立保険料部分の返還保険料の特則)

この特約が付帯された保険契約に積立特約(無配当型)が付帯されている場合は、同特約別表1により計算される返還保険料については、同特約の規定に従い返還します。

第4条 (適用除外)

この特約が付帯された保険契約に次の特約が付帯されている場合は、その特約の返還保険料については、第1条(返還保険料を不精算とします)・第2条(普通保険約款の読み替え)を適用しません。

第5条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款・これに付帯された特約の規定を準用します。

別表 返還保険料（例示表）

第2条（普通保険約款の読み替え）の場合

（注1）この表は、普通保険約款第24条（解除の場合の保険料の返還）（1）（3）・第33条（法令等が改正された場合は?）（5）に基づく保険契約の解除に適用されるものです。その他の解除の場合には、すでに払い込まれた保険料は返還しません。

（注2）下記の数値は、将来において保険契約を更改したり、補償を追加した場合には、変更になることがあります。

保険期間：終身の場合

返還保険料例示表（引受基準緩和型ガン入院保険金支払特約部分）

（男性）（引受基準緩和型ガン入院保険金日額1,000円あたり）

既経過 年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢													
	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
10	8,895	10,913	13,387	16,368	19,458	21,886	22,468	19,307	13,474	8,707	6,138	3,666	1,802	
20	21,523	26,158	31,181	35,786	38,309	36,108	29,379	20,853	13,197	6,804	3,352	1,603	773	
30	38,374	44,206	48,049	47,146	41,299	32,718	23,564	14,003	7,124	3,260	1,456	648	-	
40	54,026	53,832	48,629	40,513	31,334	21,036	12,665	6,727	3,118	1,338	-	-	-	

（女性）（引受基準緩和型ガン入院保険金日額1,000円あたり）

既経過 年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢													
	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
10	6,516	7,369	8,381	9,471	10,221	10,509	10,183	8,751	6,230	4,831	4,168	2,282	1,018	
20	14,420	16,184	17,694	18,722	18,702	17,046	13,676	10,492	7,529	4,386	2,391	1,055	401	
30	23,213	24,729	25,202	23,920	20,456	16,668	12,614	7,858	4,203	2,037	956	373	141	
40	30,001	28,947	25,630	21,787	17,244	11,645	6,943	3,657	1,690	730	313	-	-	

返還保険料例示表（引受基準緩和型ガン手術保険金支払特約部分）

（男性）（入院を伴う引受基準緩和型ガン手術保険金額10,000円・入院を伴わない引受基準緩和型ガン手術保険金額3,000円あたり）

既経過 年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢													
	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
10	1,398	1,700	2,049	2,483	2,939	3,367	3,369	2,625	1,391	391	183	242	220	
20	3,330	4,005	4,732	5,470	5,765	5,208	3,762	1,998	808	220	96	115	94	
30	5,864	6,781	7,254	6,879	5,564	3,821	2,354	1,172	429	104	40	45	-	
40	8,195	7,918	6,685	5,001	3,528	2,254	1,256	563	187	41	-	-	-	

（女性）（入院を伴う引受基準緩和型ガン手術保険金額10,000円・入院を伴わない引受基準緩和型ガン手術保険金額3,000円あたり）

既経過 年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢													
	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
10	1,092	1,195	1,196	1,110	1,104	1,113	1,034	731	71	15	89	121	91	
20	2,207	2,189	2,144	2,044	1,921	1,575	783	273	15	15	49	55	36	
30	3,068	3,011	2,826	2,355	1,490	903	493	187	15	15	18	19	14	
40	3,629	3,164	2,210	1,484	975	573	267	87	15	15	14	-	-	

返還保険料例示表（引受基準緩和型ガン退院療養一時金支払特約部分）

（男性）（引受基準緩和型ガン退院療養一時金額10,000円あたり）

既経過 年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢													
	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
10	994	1,221	1,504	1,818	2,182	2,491	2,524	2,136	1,405	729	452	292	186	
20	2,415	2,916	3,500	4,037	4,305	4,051	3,193	2,068	1,167	531	245	139	80	
30	4,305	4,981	5,400	5,278	4,533	3,421	2,333	1,325	628	254	106	55	-	
40	6,069	6,028	5,357	4,288	3,206	2,127	1,251	636	274	104	-	-	-	

（女性）（引受基準緩和型ガン退院療養一時金額10,000円あたり）

既経過 年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢													
	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
10	667	767	856	952	1,046	1,110	1,018	733	401	314	328	193	92	
20	1,476	1,653	1,811	1,937	1,894	1,611	1,138	765	512	304	188	89	36	
30	2,377	2,564	2,559	2,303	1,836	1,420	1,015	580	287	141	75	32	13	
40	3,052	2,828	2,365	1,934	1,491	982	559	270	115	50	24	-	-	

返還保険料例示表（引受基準緩和型ガン通院療養保険金支払特約部分）

（男性）（引受基準緩和型ガン通院療養保険金日額1,000円あたり）

既経過 年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢													
	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
10	3,675	4,567	5,700	6,970	8,319	9,913	11,155	10,227	6,487	3,464	2,434	1,390	796	
20	9,080	11,091	13,332	15,851	17,971	17,933	14,532	10,022	5,854	2,662	1,324	660	340	
30	16,321	19,395	22,136	22,648	19,661	15,464	11,097	6,548	3,152	1,275	574	266	-	
40	24,619	25,463	22,795	18,794	14,439	9,773	5,955	3,146	1,379	522	-	-	-	

（女性）（引受基準緩和型ガン通院療養保険金日額1,000円あたり）

既経過 年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢													
	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
10	2,556	2,955	3,252	3,523	3,452	3,166	2,607	1,462	1,057	1,021	732	453	274	
20	5,637	6,224	6,354	6,202	5,439	3,891	2,825	1,803	1,166	801	409	209	108	
30	8,533	8,618	7,963	6,431	5,080	3,610	2,375	1,279	644	371	163	72	40	
40	9,858	8,453	7,088	5,502	3,914	2,389	1,295	594	258	132	51	-	-	

返還保険料例示表（引受基準緩和型ガン入院治療一時金支払特約部分）

（男性）（引受基準緩和型ガン入院治療一時金額（上皮内新生物）20,000円・（悪性新生物）100,000円あたり）

既経過 年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢													
	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
10	25,969	31,984	39,552	47,851	55,850	62,733	63,717	51,481	30,154	12,140	6,562	5,655	4,384	
20	63,381	76,641	90,553	103,366	109,186	99,625	75,078	43,982	21,002	8,007	3,521	2,677	1,879	
30	111,623	128,129	138,020	131,892	109,295	77,981	50,284	26,880	11,239	3,812	1,501	1,064	-	
40	155,528	151,557	130,995	100,768	72,587	47,030	26,887	12,905	4,901	1,539	-	-	-	

（女性）（引受基準緩和型ガン入院治療一時金額（上皮内新生物）20,000円・（悪性新生物）100,000円あたり）

既経過 年数	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢													
	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
10	21,204	24,110	25,588	26,050	25,271	24,915	21,487	12,274	2,134	515	3,492	3,035	1,970	
20	45,329	47,984	47,899	47,111	42,098	31,362	16,888	6,815	2,415	1,283	1,972	1,396	774	
30	65,935	66,735	61,779	49,938	33,293	21,028	12,492	5,147	1,393	580	776	485	292	
40	77,466	66,361	48,956	34,860	23,695	13,863	6,826	2,365	544	306	294	-	-	

返還保険料例示表
(引受基準緩和型女性ガン入院保険金支払特約部分)

(女性) (引受基準緩和型女性ガン入院保険金日額1,000円あたり)

既経過 年数 年	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢													
	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
10	2,119	2,262	2,196	1,934	1,429	824	384	22	22	20	18	97	108	
20	4,160	3,971	3,332	2,408	1,435	400	22	22	22	20	18	44	42	
30	5,126	4,230	3,091	1,725	333	21	22	22	22	20	18	17	17	
40	4,651	3,249	1,650	609	19	21	22	22	22	20	18	-	-	

返還保険料例示表
(引受基準緩和型女性ガン入院治療一時金支払特約部分)

(女性) (引受基準緩和型女性ガン入院治療一時金額
(上皮内新生物)20,000円・(悪性新生物)100,000円あたり)

既経過 年数 年	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢													
	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
10	8,993	10,030	9,240	6,665	3,582	2,378	532	86	81	68	56	185	307	
20	17,621	15,716	11,519	7,602	2,879	84	84	86	81	68	56	83	121	
30	19,176	15,700	9,782	1,545	79	84	84	86	81	68	56	51	50	
40	16,443	8,322	820	71	79	84	84	86	81	68	56	-	-	

返還保険料例示表 (傷害死亡保険金支払特約部分)

(男性) (傷害死亡保険金額100,000円あたり)

既経過 年数 年	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢													
	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
2	1	1	2	4	8	9	12	16	32	53	85	154	241	
5	1	1	5	8	13	14	20	27	58	88	154	275	419	
7	1	1	4	8	12	13	18	26	56	82	146	255	390	

(女性) (傷害死亡保険金額100,000円あたり)

既経過 年数 年	保険期間の開始時の補償対象者の契約年齢													
	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	
2	0	0	1	0	2	5	5	7	14	26	50	83	128	
5	0	1	2	1	4	7	8	13	26	47	89	145	225	
7	0	1	1	1	4	6	7	13	24	45	84	134	211	